★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年4月15日　（月曜日）　第32号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3―12―2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円　年極500円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　昭和49年度税制
第三頁　改正のあらまし（続）
第四頁　…古市勇

# 日税連、税理士法改正へ動き出す

## 修正運動計画大綱を採択

商法改正が成立すれば、時を移さず税理士法改正運動に乗り出すと見られていた日本税理士会連合会は、案の定、三月二十日、東京税理士会館において、常務理事会に引き続き第三回理事会を開催し税理士法改正対策運動計画大綱と具体的運動計画を中心に審議して挙げて税理士法改正運動へ立ち上がろうとしている。そこでは利害関係諸団体と積極的に調整しようとする姿勢がうかがわれるが、とにかく税理士法改正が必要だとしても、それならなおのこと実現可能な線で運動を展開すべきであろう。そうでないと、再び商法改正反対運動に狂奔したときのような世に税理士の品位を失墜するような事態を招きかねず、悔を千載に残すこととともなろう。

日税連の税理士法改正運動は、昭和四十六年十二月決定の「税理士法改正に関する基本要綱」に端を発するものであるが、この基本要綱自体、日本公認会計士協会や日本弁護士連合会等から厳々の批判を浴びたものであった。

ところが同会は、基本要綱を実現するためとして、昭和四十七年十二月に「税理士法改正対策運動大綱」なるものを決定している。しかし時日の遷延と合せて、基本要綱とのズレはどうしようもなく又、これに基づく昭和四十九年六月までの「当面の対策」（別稿）と合せて、昨年十二月に運動大綱を修正している。（別表参照）

三月二十日の同会理事会では前記の二方針を原案どおり決定して当面の具体的運動と国会上程までのスケジュールを明らかにしたのであるが、果たして同会が望むように射程距離に入るものかどうか極めて疑問である。「税理士界」紙四月一日付号によると、当日、次のような質疑応答が熾烈に交わされている。

①今回修正しなければならなくなったのは、これまでの運動計画大綱が机上の計画で具体的に運動を実施する過程において日程等にひずみがでてきたからでないか。今回の計画大綱によっても既に五カ月以上経過し、残るは三カ月足らずで事実上困難ではないか。

②当大綱に基づき具体的に運動を推進するには相当な費用が必要と思うが、その予算措置は充分であるか。

③税理士法改正達成のためには税理士政治連盟が日税連と歩調を合せ、その方針と合致した運動を推進することがまず大前提であり現状の税政連のあり方は大きな障害となるのではないか。

④当計画大綱によると来年三月までを国会上程の目標にしているが、この際、政府提案、議員立法のどちらによるのか。

等々の質問があり、これに対し大竹税理士法改正対策委員長、内藤専務理事は、次のように答弁している。

①現在、税理士法改正対策委員会では、小委員会を設け、当計画大綱の線に副って積極的に運動を推進している。

②新年度の予算案の中に必要最小限の予算措置を講ずるとともにその計画推進の過程において関係者に協力を要請する。

③税政連は、日税連と「表裏一体」であるべきとの考え方に基づき、同連盟と折衝し、その連繋強化を図り、現在の税理士会の二元化の印象を払拭したい。

④国会上程の方法は、現段階では政府提案によるとか、議員立法によるという硬直した方針をとらず、この運動を推進して行く過程においていずれか最善の方法をとって行く。

しかし、この答弁は希望的観測であり、税政連の現状をみると、果たして「表裏一体」となって目標達成を期せるものか懸念する向きが多い。商法改正が成立して税理士に対する社会的期待が大きいだけに、再び品位失墜のないように前進すべきであろう。

### 日税連の税理士法改正対策運動計画大綱に基づく具体的運動計画＝第一段階＝

一、政府・国会・各党対策

(1) 政府税制調査会に税理士制度特別部会（仮称）設置を要望。《実現まで継続》

(2) 大蔵大臣、大蔵省主税局長、国税庁長官等に接触、税理士法改正について要望《継続》

(3) 有力国会議員と税理士法改正問題について懇談《順次実施》

(4) 自民党内に税理士制度部会設置を推進《実現まで継続》

(5) 各党責任者に税理士法改正推進を要望。

(6) 各党朝飯会の積極的活用《順次実施》

二、団体・学界・報道言論界対策

(1) 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、国税会議全国税労組等と積極的に懇談。

(2) 関係諸団体に対し、税理士法改正に関し、協力方を要請。

(3) 各団体の代表者との定期懇談会を開催。

(4) 税法学者等に、税理士法改正事項の解説、鑑定等を依頼

(5) 経済雑誌等を活用して座談会等を実施。

(6) 各社論説委員との懇談等を実施

三、日税連・各会対策

(1) 会報「税理士法改正問題」定期特集号を発行《年四回》

(2) 各会会報に同上を要請

(3) 税理士記念日、全国統一研修会、各種講習会、定期総会など会員が多数集まる機会を利用して税理士法改正キャンペーンを実施

(4) 会員を対象としたアンケートの実施、関与先等を対象とした陳情書等の署名取付けのための準備

(5) 現行法と要望書との比較対照表の作成

(6) 各単位会において推進大会を準備

(7) 日税連「税理士法改正推進全国大会」（仮称）開催を準備

四、その他

(1) 既に実施済みのジャーナリズム関係のアンケートの活用

(2) PR小冊子の継続的作成

(3) 税理士実態調査の活用

(4) ポスター・ビラ等によるPR

(5) 陳情の手引き作成

◇日税連の修正税理士法改正対策運動計画大綱◇

| 段階 | 期日 | 目標 | 大綱 | 基本的対策 |
|---|---|---|---|---|
| 第一段階 | 48年10月～49年6月 | ○政府・国会・各党対策<br>○団体・学界・報道言論界対策<br>○日税連・各税理士会対策 | 1．政府への働きかけ<br>2．自民党への働きかけ<br>3．関係方面に窓口を設ける<br>・「要望書」を基とし、各団体との懇談会を開く | 政府税制調査会に税理士制度特別部会（仮称）設置を要望<br>自民党内に「税理士制度部会」（仮称）を設置する。<br>陳情、資料配布等を行なう<br>日本弁護士連合会<br>日本公認会計士協会<br>国税会議<br>全国税労組・等 |
| 第二段階 | 49年7月～50年3月 | ○第一段階での対策を継続強化する<br>○国会上程のための基本方針を決定する<br>○各単位会において推進大会を開催<br>○日税連・税理士法改正推進全国大会（仮称）の開催<br>……国会上程 | 国会上程のスケジュールを作成 | 備考<br>(1)現行法と要望書との比較対照表の作成<br>(2)PR小冊子の継続的作成<br>(3)陳情および税理士法改正の署名取付け等 |

## 商法改正は税理士に何をもたらせたか

### ■商法改正成立に際して

第一税理士協議会会長　岡崎寿士

公認会計士はもとより税理士の大多数もひとしく望んだ商法改正は、昭和四十九年三月十九日の衆院本会議において、晴れて可決・成立した。

成立までの年月の長さと、税理士会のなかの反対分子の動きやその他の多くの紆余曲折などを考えると、まことに感慨無量なるものを禁じ得ない。

本来、商法の改正は、税理士とか公認会計士のために行なわれたものではなく、企業の健全な成長、ひいては経済社会の発展のために行なわれたものであることは論を俟たないところである。したがって、税理士会の一部の人たちが、過去数年にわたり、ぼう大な費用を投入して大義名分のない商法改正反対運動に狂奔し、そのために税理士の社会的信頼が極度に失われたことは、かえすがえすも遺憾なことであった。

われわれは、この反対運動に対し度々警告し、そのような動きの阻止に全力を尽してきた。また、税理士会執行部のなかにも心ある人々は、そのような傾向を憂慮し、善後策に腐心し来ったのであった。その大きなあらわれが、前日本税理士会会長木村清孝氏の、反対運動に対する終息宣言であり、税理士の代表的意思を内外に闡明したことであった。さらに、昨年の同会役員選挙において東京税理士会及び日本税理士会連合会の会長に当選した添田正夫氏もこの宣言を遵守し反対運動の鎮静に大きな役割りを果たしたのである。

これら一連の経過を鑑みるに商法が改正されたために税理士に不利な点が生じたかというとそれは何等影響がないのみならず、むしろ税理士にも今後職域が拡大されるものと思われるのである。

また、商法改正が公認会計士に有利に行なわれたかというとこれまた、実質的に有利な点は見出せない。なぜかなれば、商法上の公認会計士の監査はたしかにその職域が拡大されたことは事実であるが、そのために、公認会計士の責任は重大となり監査に全力を投入しなければ、到底その職務を全うすることができなくなったのである。その結果、従来の税理士業務を維持することが困難となり、漸次、税理士業務から監査業務へと転換をせまられつつある。

したがって、税理士の職域は今後拡大してそれ、他の業界からの浸食はあり得ない。

税理士の職域の拡大は個々の税理士が業務を通じて社会的信頼を得るよう日常の精進が基本である。税理士会もそのように会員を指導することが肝心であり、政治運動に専念することが本来の目的ではない。したがって、今後も税理士法改正に向って政治運動を展開するものの様に思われるが、この運動にしても、弁護士会や公認会計士協会等の友誼団体と十分協議して推進すべきもので、自己本位のエゴ的運動は必らず失敗するであろうことを念頭におくべきである。商法改正反対運動が税理士の上に何をもたらせたか、税理士会の財政の貧困と社会的不信をまぬいたに過ぎないことを今こそ銘記すべきであろう。

今からでも遅くはない。税理士会の運営は、会員の拠出した会費を、会員の業務に役立つよう、そしてその福祉の向上に裨益するよう、有効に使うところからはじめようではないか。

税理士会の役員の方々は、まことにご苦労であるが、その方向への益々のご健闘をお祈り申し上げて、商法改正に際しての私のご挨拶に代えたい。

## 東京税理士会、予算編成に苦慮

### 重点施策に副って事業計画を再検討か

いずれの団体も総会の季節を迎え、予算編成に苦労しているが、東京税理士会も御多分に洩れず予算の逼迫を告げており、関係者は苦慮している。たとえば現在の年会費四二、〇〇〇円は当初二年間は持つだろうといわれていたものだが、諸物価高騰のあおりで公共料金も印刷費等も値上りし、何よりも人件費の高騰で危機に立っているわけである。現在、会員一人の会費四二、〇〇〇円の中の一〇、〇〇〇円が人件費に充当される勘定であり、日本税理士連合会への上納金が六、〇〇〇円、互助会費四、〇〇〇円、支部交付金七、〇〇〇円強、日本税理士政治連盟出金二、〇〇〇円、東京税理士政治連盟拠出金七〇〇円、協同組合費一、〇〇〇円を差引くと、残り会員一人当り一〇、〇〇〇円弱で事業活動をしなければならないということになる。もし、会費値上げが認められなければ、事業計画を縮少しなければならないのではないかという声もあり、職員組合との交渉問題と合せて、東京税理士会の予算執行の前途は多難である。いずれにしても、運動の目標を重点施策に置き、総合的に抜本的に考え直す必要があるものと思われる。

## 小規模納税者対策進む

税理士会では、税務行政に協力する一環として、特殊団体の税理士業務類似行為等の動きを予防する意味で、小規模納税者指導対策に踏み切っており、確定申告の忙しいときに多くの税理士が小規模納税者指導に出動している。試金石として若干の助成金も出ており四月以降もっと増額される見込みだという。いろいろ批判はあるが特殊団体対策上今後とも成功させる必要があろう。

四本柱を……　赤天狗小僧

## ピリリ一言

▼相変らず、瑣末的問題で時間を空転させているこのごろの東京税理士会理事会である。それは例えば〝傍聴〟に制約規定を設けるべきかどうかの是非論で議論百出したことだ。結局、時間切れでまとまらず、採決を急いだらそれが過半数に達せず、審議委員会に差戻しでチョン。議長権限で〝傍聴〟にある程度注文をつけることは、秩序維持の上からも常識と思うが無暗に自由自由とイキがって無制約を称える側もおかしい。さりとてこと更に議長権限の拡大を計るのも不自然。それにしても、なぜこんな些細な事案にかなりの時間をかけて〝もみ合い〟するのか。陪席者に嗤われませんか！

▼会社臨時特別税（いわゆる超過利得税）なるものが創設され、この五月申告の法人から適用となった。〝税〟は正常利益に適正に課されるべきで、いわゆる不当利益については別途に懲戒的な罪科でのぞむべきではないだろうか。

本来の素直な自主申告制度自体を歪めることになりかねない、と心配する向きも少なくないが……

ところで、この重要な制度の立法にあたって、税の専門集団である税理士会から一片の意見も所見発表もなし。ナニやってんの?!

▼税法改正で、所得税の基礎控除額等を見ると、例によって平年分二四万円、初年分二三万二千五百円。なぜスバリ、「二四万円」と単純計算に出来ないのか。施行が四月ということで端数がつくのだろうが、全く役人の石頭である。検算にも手間どれるし徴税コスト節減の上でも一工夫欲しい（K）

# 昭和49年度税制改正のあらまし（2）

大蔵省主税局総務課係長　古市　勇

## 三、租税特別措置関係

昭和四十九年度の税制改正の一環として行なわれた、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、さる三月三十日に国会において可決、成立し、即日法律第十七号として公布のうえ四月一日から施行されている。同時に所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案も可決・成立しそれぞれ三月三十日に法律第十五号、第十六号として公布のうえ、いずれも四月一日から施行されている。なお、関係政・省令の改正も行なわれている。

ところで、昭和四十九年度の租税特別措置関係の改正は、現下の社会経済情勢からくる諸要請に応えて、貯蓄の奨励、勤労者財産形成対策、住宅対策の見地からの所得税関係の特別措置が大幅に拡充されているほか、法人税関係では試験研究費の税額控除制度の合理化、交際費の損金不算入制度の強化、証券会社等の株式売買損失準備金の繰入率の圧縮、損害保険会社等の異常危険準備金の積立率の縮減合理化を図る等の措置が講ぜられており、具体的には、次のような改正が行なわれている。

### I　利子・配当所得の特例の改正

#### 1　少額国債の利子の非課税

少額貯蓄の非課税限度額が、貯蓄者一人につき元本一五〇万円から三〇〇万円に引き上げられたことと関連し、個人が昭和五十年十二月三十一日までの間に発行された国債を購入した場合に認められる少額国債の利子の非課税限度額が、額面一五〇万円から三〇〇万円に引き上げられている。また、この改正は、昭和四十八年十二月一日以後昭和四十九年三月三十一日までに購入された国債で、四月一日以後に利払期が到来するものについても適用することとされている（措法四②、改措法附、三）。

なお、郵便局貯金法の改正に伴い、郵便貯金の利子の非課税限度額も三〇〇万円に引き上げられている。

#### 2　勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税

勤労者が給料から天引の方法により事業主を通じて預入等をする勤労者財産形成貯蓄について、その利子等を非課税とする特例の非課税限度額が、元本一〇〇万円から五〇〇万円に引き上げられている。この適用時期は1の少額国債の利子の非課税と同様である（措法四の二②、改措法附四）。

#### 3　少額配当確定申告不要制度

少額配当確定申告不要限度額が一銘柄年五万円から一〇万円に引き上げられ、昭和四十九年分の所得税から適用することとされている（措法八の五①、改措法附二）。

#### 4　民間外貨債の利子の非課税

民間外貨債の利子に対する税率軽減措置（本則二〇％を一〇％に軽減）に代え、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行される民間外貨債の利子については所得税を非課税とする制度が創設されている（措法七）。

### II　住宅対策のための特例制度の改正

#### 1　住宅貯蓄控除

この制度は、個人が特定の住宅貯蓄契約に基づいて貯蓄をした場合に、次に掲げる金額を所得税額から控除するものである。

(1) 勤労者財産形成貯蓄に係るものについては毎年の貯蓄額の六％（最高三万円）

(2) (1)以外のものについては毎年の貯蓄額の四％（最高二万円）

なお、税額控除の適用期間は、七年を限度とする。

この住宅貯蓄控除制度について次のような改正が行なわれている（措法四一の三、四一の四）。

(1) 適用期限を昭和五十一年十二月三十一日まで二年間延長する（措法四一の四）。

(2) 持家取得を目的とする勤労者財産形成貯蓄のうち積立期間七年以上のものについては、その控除額を毎年の貯蓄額の八％にまた最高四万円とし、控除の適用期間を十年間にそれぞれ引き上げる（措法四一の三、四一の四）。

(3) 適用対象となる住宅貯蓄契約に、宅地開発公団の宅地債券を購入する場合及び勤労者財産形成貯蓄を頭金として勤労者が事業主または事業主団体と金融機関の双方から融資を受けることとなっている場合を加える（措法四一の三）。

(4) 積立期間七年以上の長期財形住宅貯蓄契約の要件を緩和し、積立期間満了後三年以内に家屋またはその敷地を取得すればよいこととするほか、この要件を満たせない場合でも、次の場合に該当すれば、税額控除相当額の取戻しを行なわないこととした（措令二六の三④、二六の四③）。

① 積立期間満了後三年以内に家屋またはその敷地を取得することができなかったことについて真にやむを得ないと認められる事由がある場合

② 積立期間満了後償還期限五年以上の長期債券等を取得して保管の委託を続けている場合

③ 積立開始の時から一五年を経過した場合

(5) 適用対象となる家屋の床面積が、一二〇平方㍍以下から一六五平方㍍以下に改める（措令二六の三③）。

#### 2　住宅取得控除

この制度は、個人が昭和四十七年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に自己の居住の用に供する新築住宅を取得した場合に、その住宅の標準取得価額（床面積三・三平方㍍当たり一〇万円）の一％（最高二万円）を居住の用に供した日以後三年間所得税額から控除するものである。

この住宅取得控除制度について次のように改正が行なわれている（措法四一）。

(1) 控除額を最高三万円に引き上げることとし、昭和四十九年一月一日以後に新築工事に着手し、または新築家屋を購入する場合について適用することとした（改措法附九）。

(2) 給与所得者については、三年間の控除期間のうち二年目および三年目の控除は年末調整で行なえることとすることとした（措法四一の二）。

(3) 適用対象となる家屋の床面積が、一二〇平方㍍以下から一六五平方㍍以下に改める（措令二六①）。

なお、新築貸家住宅の割増償却制度の対象となる家屋の床面積も同様一六五平方㍍に改められている（措令七①）。

また、新築住宅の保存登記等の登録免許税の税率が軽減される家屋で区分所有されるもの等の範囲としての床面積も同様一六五平方㍍に改めている（措令四一）。

### III　配当軽課税率等の引上げ

法人税法の改正により、法人税率の基本税率が三五％（租税特別措置法の規定で一・七五％を付加して三六・七五％）から四〇％に引き上げられたことに伴い、次の改正を行なうこととし、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度から適用することとされている（改措法附十二）

(1) 改正前の基本税率三五％に一・七五％を付加することとしていた特別措置は、昭和四十九年四月三十日に終了する事業年度をもって廃止することとされている。

(2) 配当等に充てた所得に対する法人税率を昭和四十九年五月一

（三頁へ続く）


新製品紹介

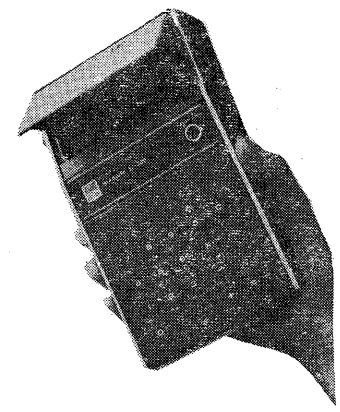

液晶電卓
コンペット
EL—808

われわれが電卓を使用して一番気になるのが、数字表示の不解明さである。

その点、液晶表示が開発されてからは、新らしい電卓はすべてこの表示機構が取入れられているが、コストと技術の関係で表示文字が小さく見にくい欠点があった。

この液晶表示は、まわりが明るければ明るい程、効果が大という特長がある。

一月十日新発表のコンペットELI808は、電卓を世界で最初に開発したシャープ株式会社の製造によるもので主な特長は表示が大型ハイコントラスト液晶となっていることで、小売価格は二四八〇〇円、日・米・英・仏・スウェーデンの国際特許となっている。

特長を列記すると

1、明るい場所ほど鮮明…
……大型のハイコントラスト液晶表示
液晶自体光を発しませんので、見易く、長時間使っても目が疲れない。

2、いつでも、どこでも使える乾電池式
ACアダプタ（付属品）を接続すれば、一般家庭用電源でも使え、使用場所により電源の使い分けができ経済的。

3、四則演算とも算式通り
乗除算はもちろん加減算も算式通りにできるから、だれでもすぐに使いこなせる。

4、定数乗除算がワンタッチでできる自動定数機能
定数乗除算が「変数」とイコールキーだけの操作でできる、一段と使いやすい。

5、計算能力を高めるフロンティング方式

6、不要の0は表示しないゼロサプレス機能

7、誤計算を防ぐオーバーフローエラーチェック

8、すぐ計算できる電源自動クリヤ

9、黒を基調にしたレザー風仕上げ（レザーテクスチャー）により、デザイン面でも高級パーソナル機となった。

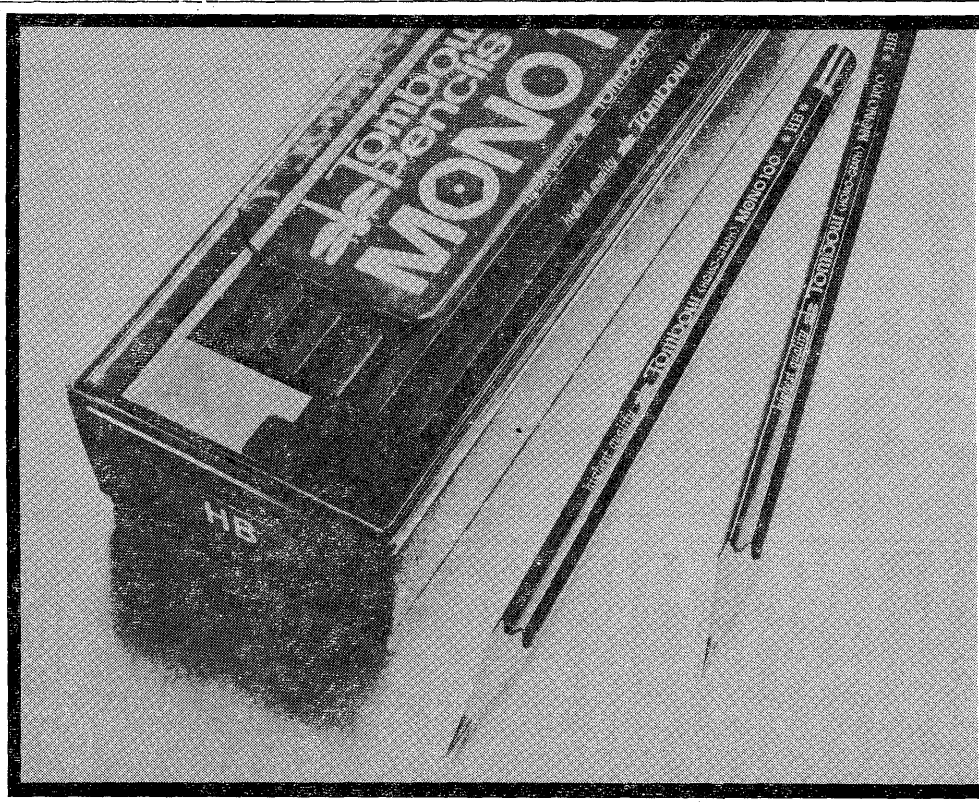


超微粒子の書き味が生きている。

●しんの粒子が細かいので、書き味がなめらか、筆跡も鮮明です。
●家庭で学校で事務所で、専門家にも人気のある鉛筆のベストセラーです。
●MONOグループには、デザインの楽しいモノ・ファッションも揃っています。

MONO グループ

■ MONO100 —— 1ダース ¥1,440・1本 ¥120
■ MONO —— 1ダース ¥ 840・1本 ¥ 70
■ MONO J —— 1ダース ¥ 600・1本 ¥ 50
9H～6B〈各17硬度〉

トンボ鉛筆

（二頁から続く）

日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度にあっては二八%（現行二六%）に昭和五十年五月一日以後に終了する事業年度にあっては三〇%にそれぞれ引上げることとされている（改措法附一二②）

なお、中小法人に対して適用されている軽減税率（留保分二八%、配当分二二%）は、そのまま据置かれるとともに、この軽減税率の適用所得の範囲が現行の三〇〇万円から七〇〇万円（最初の一年間は六〇〇万円）に拡大されている（措法四二、改措法附一二②）。

## Ⅳ 増加試験研究費の税額控除制度の縮小

この制度は、適用年度の試験研究費の額が、基準年度（昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度）以降の試験研究費のうち最も多い額をこえる場合には、そのこえる額の二五%（基準年度以後の最も多い額に対し年率十二%をこえて増加している場合には、十二%をこえる部分については五〇%）を法人税額から控除するというものであるが、この制度について、次の改正が行なわれており昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度から適用することとされている（措法四二の三、改措法附一一）。

(1) 五〇%の税額控除の適用基準である試験研究費の増加率年十二%を十五%に引き上げる。

(2) 適用期限を昭和五十一年三月三十一日まで二年間延長する。

## Ⅴ 特別償却制度の改正

### 1 特定設備等の特別償却の拡充

(1) 労働災害防止設備の特別償却

この労働災害防止設備の初年度三分の一特別償却の対象となる災害の範囲に、火災が追加され、対象設備に特定の消防設備（カーフェリ防火設備等）が追加指定されることになっている（措法一一、四三①Ⅳ）。

(2) 廃棄物再生処理用設備の特別償却の創設

青色申告法人が、資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用設備のうち特定の設備（プラスチック再生利用設備等）を、指定期間内に取得等して事業の用に供した場合には、初年度取得価額の三分の一の特別償却を認める制度が創設されている（措法四三①Ⅴ）。

(3) 特定ガス導管の特別償却の拡充

この特別償却の対象設備に、いわゆる地方中核都市に敷設する特定ガス導管を加えることとされている（措法四三①Ⅻ）。

### 2 繊維工業構造改善事業計画を実施する特定組合の構成員の機械等の割増償却等の創設

繊維工業構造改善臨時措置法（仮称）の制定に伴い、一定の要件に該当する繊維工業を営む中小企業者が有する機械装置および工場用建物について、構造改善事業計画の承認のあった日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度にあっては、普通償却限度額の二分の一の割増償却を認める制度が創設されている（措法四五の三）。

また、青色申告法人が、構造改善事業計画に係る承認を受けた特定組合に対して負担金を支出した場合には、繰延資産として処理することに代えて、その支出時以後の事業年度において損金として経理をしたときは、損金算入が認められることとされている（措法五二）。

また、青色申告書を提出する特定組合が、その受入れた負担金でもって新商品または新技術の開発に関する事業として行なう試験研究用資産を取得したときは、一円まで圧縮記帳をすることが認められる（措法六六の五）。

### 3 特定合併をした場合の割増償却の廃止

法人が産業体制の整備に資する特定合併を行なった場合には、その翌事業年度から三年間一定の割増償却を認める制度は、昭和四十九年三月三十一日の適用期限の到来とともに、廃止することとされている（旧措法四六の二）。

なお、経過措置として、昭和四十九年三月三十一日までに行なわれた特定合併については、特定合併の翌期以後三年間は継続して、割増償却を適用することができる（改措法附一三⑥）。

なお、現在この割増償却の対象事業として指定されている事業を営む法人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に特定合併を行なった場合には、この制度の対象とすることとされ、その後三年間、割増償却が適用されることになっている（改措法附一三⑦）。

### 4 耐火建築物等の割増償却の廃止等

この制度は、新規取得の耐火建築病棟、近代化営業用倉庫、穀物用サイロおよびトラックターミナルの荷扱場について、五年間十割増の割増償却を認めるものであったが、適用期限の到来をまって次のような改正が行なわれている（旧措法四八）。

(1) 耐火建築病棟および施設建築物については、この割増償却制度を廃止する（旧措法四八）。

(2) 近代化営業用倉庫、穀物用サイロおよびトラックターミナルの荷扱場については、割増償却率を十割から五割に圧縮したうえ適用期限を昭和五十一年三月三十一日まで二年間延長する（措法四七）。

(3) 併用高層住宅の店舗部分については、現行の制度のまま適用期限を昭和五十一年三月三十一日まで二年間延長する（措法四七）。

なお、法人が昭和四十九年三月三十一日までの間に取得して事業の用に供した耐火建築物等については、取得後五年間は現行法の例によって十割増の割増償却が認められる（改措法附一三⑨）。

## Ⅵ 準備金制度の改正

### 1 伝統的工芸品産業振興準備金の創設

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定に伴い、中小企業構造改善準備金制度にならって、次のような制度が創設されている。

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する協同組合等の組合員等が、その振興計画を実施するために、協同組合等に納付する納付金は、必要経費または損金に算入することが認められる（措法二八、五六の二）

(2) この納付金を受入れた協同組合等については、これを伝統的工芸品産業振興準備金として積立てたときは、その積立額の損金算入が認められる（措法五六の二）。

(3) 協同組合等が、(2)の準備金を取りくずして共同利用施設を取得したときは、取得初年度に取得価額の三分の一の特別償却が認められる（措法五一）。

### 2 金属鉱業等鉱害防止準備金の創設

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき金属鉱業事業団に積立てる鉱害防止積立金に関し、その積立金相当額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた場合に必要経費または損金に算入することが認められる制度が創設されている（措法五六の三）。

すなわち、①青色申告書を提出する法人で、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する採掘権者または租鉱権者が、②昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、その特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額は、必要経費または損金の額に算入することが認められる。なお、準備金の取りくずしについては、他の準備金とほぼ同様である。

また、昭和四十九年四月一日以後最初に終了する事業年度においては、当期および前期において鉱害防止積立金として積立てた金額を限度として準備金の積立てが認められている（改措法附十四③）。

### 3 株式売買損失準備金の積立率の引下げ

株式売買損失準備金制度について、今回、当期の繰入限度を株式売買益の五〇%（最初の二年間は六〇%）または所得の二〇%（最初の二年間は二五%）のいずれか低い金額に引下げるとともに、適用期限を三年延長し、昭和五十二年三月三十一日までの期間内の日を含む事業年度について適用を認めることとされている（措法、五六の一一、改措法附、十四④）。

### 4 異常危険準備金の積立率の引下げ

異常危険準備金制度について、自動車保険および新種保険に係る当期の繰入限度を正味収入保険料の七%から二%に引下げる等整理合理化が図られている（措法、五七の四、措令三三の四）。

## Ⅶ 土地税制の改正

土地税制については、昭和四十八年度の改正で、法人の土地譲渡益重課制度と特別土地保有制度が設けられ、それなりの評価を受けている。一方、個人の長期譲渡所得の分離課税制度は昭和五十年十二月の期限到来をまず検討をすることとされており、今回は、次のような改正が行われることとされている。

### 1 収用等の場合の課税の特例等の拡充

(1) いわゆる二、〇〇〇万円の特別控除の適用対象に、市街地開発事業等予定区域内の土地等がその事業等のために買い取られる場合が加えられている（措法六四①）。

(2) いわゆる一千万円の特別控除の適用対象に、宅地開発公団が土地区画整理事業として行なう宅地造成事業のために土地等が買いとられる場合が加えられている（措法六五の三①）。

(3) いわゆる五〇〇万円の特別控除の適用対象に、次の場合を加えるとともに、民間住宅地造成事業のために土地等が買取られる場合について適用期限を一年延長し、昭和五十年十二月三十一日までとされている（措法六五の四①）

① 住宅の建設または宅地の造成を目的とする事業の用に供するため、土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

② 公有地の拡大の推進に関する法律第六条の協議に基づき、土地等が地方公共団体に買い取られる場合

③ 農業協同組合の行なう宅地供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等が買い取られる場合

④ 中小企業振興事業団の中小企業高度化資金の融資を受けて造成する商工団地で一定の要件を満たすもののために土地等が買い取られる場合

⑤ 生産緑地法（仮称）の制定に伴い指定される生産緑地地区内の土地が後日地方公共団体に買い取られる場合

⑥ 国土総合開発法の制定に伴い指定される特別規制地域内または特定総合開発地域内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

### 2 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の拡充

特定の資産の買換えの場合の課税の特例制度について、次のとおり適用対象の拡充等の改正が行なわれている（措法六五の七①）。

(1) 飛行場周辺の特定の区域内の土地等を譲渡した者が、一定の地域内で代替資産を取得する場合を追加

(2) 大都市の既成市街地の特定整備区域内にある木造賃貸住宅およびその敷地を地方公共団体に譲渡し、中高層賃貸住宅およびその敷地を取得する場合を追加

(3) 船舶対船舶の買換えを追加

(4) 農業振興地域の農用地区域内の農地等を譲渡し、一定の埋立地、干拓地内の農地等を取得する場合を追加

(5) 農業振興地域指定予定地域内の事業用資産の買換えの特例は、沖縄県を除き廃止

なお、この買換えの特例に係る譲渡資産の差益割合の計算については、従来は譲渡資産が二以上ある場合には、その合計額によって行なうこととされていたが、改正後は各譲渡資産ごとに行なうこととされている（措法六五の七⑩）

## Ⅷ その他の改正

### 1 交際費課税の強化

交際費の課税の特例制度は、法人が支出した交際費等の額が四〇〇万円と資本等の金額の千分の二・五との合計額（年当たり）をこえる場合には、原則として、そのこえる金額の七五%を損金不算入とするものである。

この制度については、今回、資本金基準の千分の二・五を千分の一・〇に引き下げることとされている（措法、六二①）

### 2 長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例

この制度は、通貨調整に伴い巨額の為替損失をこうむることとなる法人に対し、昭和四十六年十二月二十日前に取得した長期外貨建債権に係る為替損失相当額について申告調整による損金算入を認めその結果生ずる欠損金について十年間の繰越しを認めるものである。

この制度について、今回、次のような改正を行なうとともに、その適用期限を二年間延長することとされている（措法六八の二①）

① 対象となる長期外貨建債権債務について、その取得時期に係る制約をはずし、昭和四十六年十二月二十日前に取得したものを含める。

② 積立額について、その対象を長期外貨建債権について生ずる換算差損額のみならず、長期外貨建債務について生ずる換算差損額つまり換算差損額全般についてその積立てを認めることとされている。

（四頁へ続く）


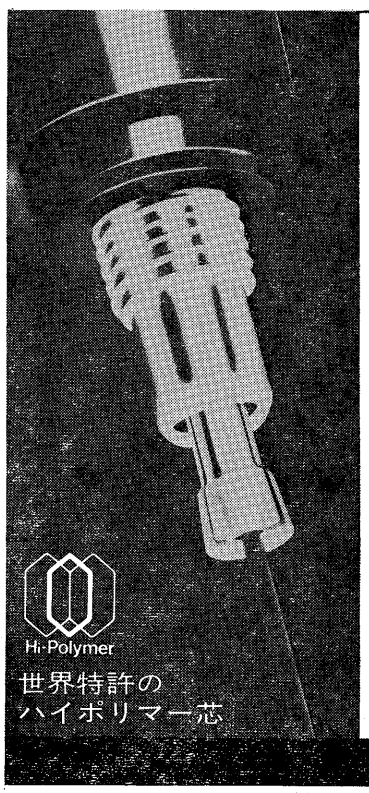


世界の人の手に Pentel

ぺんてるシャープは見えないところが最新型。

たとえば、サキガネ・チャックリング(写真)はシャープの心臓部ともいえ1/1000ミリの誤差も許せません。又、ノック部分は10万回のテストにも合格し、クリップ部も13回のテストでも問題にしません、そして、世界特許の強く、折れない ぺんてるハイポリマー芯 を使用しています。 つまりデザインよりメカニズムに凝っている ぺんてるシャープ は丈夫で長持ち、おトクなシャープです。

ぺんてる® シャープ。《ミドルファイブ》 0.5mm ¥1,000

ぺんてる株式会社

（三頁から続く）

なお、これらの改正は、昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度から適用されることになっている（改措法附一一）。

## IX 既存の特別措置の適用期限の延長

次に掲げる既存の特別措置については、その適用期限をそれぞれ延長することとされている。

### 1 一年延長

商品取引責任準備金制度（措法二〇の五、五七②）

### 2 二年延長

① 中小企業者等の機械の特別償却制度（措法一二の三、四五の二）
② 中小企業の貸倒引当金の特例制度（措法五七の七）
③ 中小企業構造改善準備金制度（措法二八、五六の二）
④ 下請中小企業振興準備金制度（措法二八の二、五六の二）
⑤ 協業組合等に対して現物出資した場合の課税の特例制度（措法六六の三）
⑥ 事業協同組合等から中小企業者が集団化等のため取得する土地の所有権の移転登記の登録免許税の税率の軽減措置（措法七八の三）
⑦ 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度（措法二一、五八）
⑧ 電子計算機の特別償却制度（措法二一、四三）
⑨ プログラム保証準備金制度（措法二〇の三、五六の一〇）
⑩ 海外投資等損失準備金制度（措法五五）
⑪ 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の組合員の割増償却制度（措法一三の二、四五の三）
⑫ 卸売市場法または中小漁業振興特別措置法の認定を受けて合併を行なった場合の課税の特例（措法六六）
⑬ 航空機の特別償却制度（措法一一、四三）
⑭ 労働災害防止設備の特別償却制度（措法一一、四三）
⑮ 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却制度（措法一二の二、四五）

### 3 三年延長

探鉱準備金および新鉱床探鉱費の特別償却制度（措法二二、二三、五八の二、五八の三）

## X 自動車関係諸税の税率の引上げ

自動車関係諸税については、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、揮発油税、地方道路税および自動車重量税の税率をそれぞれ次のとおり引き上げることとされている。

①揮発油税（一キロ当り）　二九、二〇〇円　二四、三〇〇円
②地方道路税（一キロ当り）　五、三〇〇円　四、四〇〇円

(1) 昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三〇日までの間に自動車検査証の交付等を受ける自動車（営業用自動車を除く）次に係る自動車重量税の税率は、

イ 乗用自動車（軽自動車および二輪の小型自動車を除く）

| | （改正後） | （改正前） |
|---|---|---|
| 車両重量〇・五トンまたはその端数ごとに | 一〇、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| ロ 乗用自動車・軽自動車および二輪の小型自動車以外の自動車 | | |
| 車両総重量一トンまたはその端数ごとに | 一〇、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| ハ 軽自動車 | 七、〇〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | （車検時） | （届出時） |
| 二 二輪の小型自動車 | 四、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |

② 検査自動車で(1)以外のもの

| | | |
|---|---|---|
| イ 乗用自動車（軽自動車および二輪の小型自動車を除く）車両重量〇・五トンまたはその端数ごとに | 五、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| ロ 乗用自動車、車両総重量二・五トン以下の貨物自動車、軽自動車および二輪の小型自動車以外の自動車車両総重量一トンまたはその端数ごとに | 五、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| ハ 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（軽自動車および二輪の小型自動車を除く。）車両総重量一トンまたはその端数ごとに | 三、五〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| 二 軽自動車 | 三、五〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| | （車検時） | （届出時） |
| ホ 二輪の小型自動車 | 二、〇〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| イ 二輪以外の届出軽自動車 | 一〇、五〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| ロ 二輪の届出軽自動車 | 五、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 |

③ 届出軽自動車

(2) 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、または保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税および地方道路税の税率は、次のとおりとすること（措法八九）。

| | （改正後） | （改正前） |
|---|---|---|
| ①揮発油税（一キロ当り） | 二九、二〇〇円 | 二四、三〇〇円 |
| ②地方道路税（一キロ当り） | 五、三〇〇円 | 四、四〇〇円 |

次のとおりとすること（措法九〇の四、九〇の五）。

① 検査自動車で自動車検査証の有効期間が二年とされるもの

| | | |
|---|---|---|
| 車両重量〇・五トンまたはその端数ごとに | 一〇、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| 車両総重量一トンまたはその端数ごとに | 一〇、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| | 七、〇〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | （車検時） | （届出時） |
| 二輪の小型自動車 | 四、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |

## 四、会社臨時特別税関係

いわゆる石油危機を契機としておこった先取り値上げや便乗値上げに対処するため、企業の異常な利益を税でもって吸収することをねらいとした、会社臨時特別税法案が、さる三月三十日に国会で可決・成立し、即日法律第十一号として公布のうえ三十三年一月から施行され、本年の三月期決算の会社から現行の法人税と並んで適用することとされている。

この特別税が課税されることとなる会社およびその課税標準や税額は、次のとおりとされているので、法人税とあわせてこの特別税についても留意されたい。

### 1 課税対象となる会社

この特別税の納税義務者は、法人のうちの株式会社その他の会社および相互会社ならびに外国会社に限られている。そして課税対象となる会社は、法人税が課税されることとなる当期の所得金額が、①年所得五億円か、または②当期末の払込資本金額の年二〇%相当額のいずれか高い金額を超えることとなる株式会社等である。

したがって、当期の所得金額が、①の所得基準による年五億円以下である会社とか、②の資本金基準による期末の払込資本金が二十五億円以下の会社は課税されないこととされている。

### 2 課税標準および税額の計算

この特別税の課税標準は、昭和四十九年三月三十一日から二年間内に終了する各事業年度つまり本年の三月期の所得に対して法人税の税率を乗じて計算した算出法人税の額のうち、①年所得五億円かまたは②期末払込資本金額の年二〇%相当額のいずれか高い金額をこえる所得の金額に対応する部分の金額によることとし、これに一〇%の税率を乗じて税額を算出することとされている。なお、法人税の基本税率が本年五月一日以降に終了する事業年度から引上げられることを勘案し、本年四月三十日以前に終了する事業年度の税率は、一〇・八%とされている。

したがって、当期の特別税の税額は、次のようにして、計算される。

① 通常の法人税

当期の所得金額×法人税率＝所得に対する算出法人税額

② 特別税

$$\text{所得に対する算出法人税額} \times \frac{\text{当期の所得金額} - \left\{\begin{array}{l}\text{①年所得5億円}\\ \text{または}\\ \text{②期末払込資本金の年20\%相当額}\end{array}\right\}}{\text{当期の所得金額}} \times 10.8\% = \text{特別税額}$$

（注）所得に対する算出法人税額は、所得税および外国税額の税額控除は控除する前、増加試験研究費の税額控除は控除した後の法人税額とし、土地譲渡益重課分および同族会社の留保金課税分は含めないこととされている。

### 3 申告および納付

この特別税は、通常の法人税と同様に各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対して、会社臨時特別税申告書を提出し、納付することとされている。つまり通常の法人税とあわせて申告し、納付することとなる。

しかし、この特別税の性格上、法人税と異なりこの特別税については延納が認められないこととされている。

なお、この特別税は、昭和四十九年三月三十一日から施行され、本年の三月期決算の会社から課税されることとなるが、同時に本年三月三十一日以後二年以内（経済の異常な事態が解消したときには一年以内）に終了する各事業年度に限り、限時的にこの特別税を適用することとされている。

次に、会社臨時特別税法施行令は、さる四月四日付政令第百号により、会社臨時特別税法施行規則は、さる四月五日付大蔵省令第二十九号により、いずれも公布、施行され、三月三十一日より適用することとされている。

同施行令によれば、会社臨時特別税は、税理士業務に含められ、この特別税に係る税務代理、税務相談、申告書の作成等は税理士の独占業務とされている（臨特令一〇）。また、同施行規則において各事業年度の会社臨時特別税に関する申告書が別表として定められているのであわせて留意されたい。

月六日に国会において可決・成立し、三月十五日に法律第五号として公布のうえ四月一日から施行されている。なお、関係政・省令の改正も行なわれているところである。

印紙税については、最近における経済取引の推移等にかえりみ、印紙税負担の適正化と制度の整備合理化を図るため、次の措置を講ずることとされている。

(1) 売上代金の受取書について現行の一律定額課税（二〇円）を受取金額に応じた階級定額課税（五〇円から二万円まで）に切替えるとともに、受取書の免税点を一万円未満から三万円未満に引上げる（印法七、別表第一）

(2) 階級定額課税が行なわれている不動産譲渡契約書、手形等については、税率の見直しを行なう（印法七）。

(3) その他の文書で引続き一律定額課税が行なわれるものについては、定額控除を引上げることとする（印法七）。

右の(1)から(3)までの改正は、昭和四十九年五月一日以後に作成される文書について適用するものとされている（改印法附2）。

(4) 課税文書の交付を受ける者がその作成者に代って申告、納付することができる課税文書および印紙税納付計器の設置者がその計器により納付印を押すことができる課税文書の範囲を拡大することとされている（印法四十、十三）。

主な文書についての印紙税の税率の引上げ状況を示すと次の表のとおりである。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|---|---|---|
| | 円 | 円 |
| 受取書（売上代金に係るもの） | 一律　20 | 50万円以下　50 |
| | | 100　〃　100 |
| | | 200　〃　200 |
| | | 300　〃　300 |
| | | 500　〃　500 |
| | | 1,000　〃　1,000 |
| | | 2,000　〃　2,000 |
| | | 3,000　〃　3,000 |
| | | 5,000　〃　5,000 |
| | | 1億円　1万 |
| | | 1億円超　2万 |
| 受取書（その他のもの） | 一律　20 | 一律　50 |
| | （受取書の免税点） | |
| | 1万円未満 | 3万円未満 |
| 約束手形，為替手形 | 20 ～ 3,000 | 50 ～ 2万 |
| 請負契約書 | 20 ～ 2万 | 50 ～ 5万 |
| 消費貸借契約書 | 50 ～ 2万 | 50 ～ 5万 |
| 不動産の譲渡契約書等 | 50 ～ 2万 | 50 ～ 5万 |
| 物品の売買契約書等 | 一律　20 | 一律　50 |

（注）税率欄中 ～ のあるものは，記載金額等に応じた階級定額税率である。


快適な環境造りをめざす

日産建設

代表取締役会長　堀　琢磨
代表取締役社長　廣瀬和一郎

本社・東京都港区南青山1丁目2番6号☎東京(402)8151大代表
支店・東京・大阪・仙台・水戸・横浜・名古屋・広島・下関・福岡・札幌

一日のピリオド。
黒丸……。
円熟の味わいと豊かな香りが、その日の終章を演出します。
世界のウイスキー
サントリーオールド
1,900円

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫


# 第一税協

昭和49年5月15日　（水曜日）　第33号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円　年極500円）


目次


第一頁　「三会」桜友会
第二頁　清流の会・第一
第三頁　税協／座談会
第四頁


# 座談会　税理士会はどうあるべきか

## ■とくに一局複数会制について

●出席者
（敬称略・順不同）

税理士桜友会……古屋　正、久米真次、近江亮吉、工藤幸男
（清流の会）……中村　弘、松本　裕、板倉孝典、浅井新平
第一税理士協議会……岡崎寿士、岩崎守利、下田友吉、千正清夫、長坂利正（司）、松木正輝

商法改正が成立して税理士会も新たな局面を迎え、いよいよ克服すべき問題が山積してきた。今後の税理士会は基本的にどうあるべきか、とりわけ税理士会内部において、その正常化を熾烈に望む心あるグループは、今後どういう態度で臨むべきか、内外から注目されている。そこで、いわゆる「三会」の代表的有志の方々にお集り願い、あらためて、一局複数会制問題、来年度の税理士会役員選挙の展望等につき話しあってみた。本号ではとりあえず、一局複数会制の部分を掲載した。

### 第一税理士協議会の複数会制の考え方

**司会**　諸先生には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございました。

本日は、今後の税理士会は基本的にどうあるべきか、とりわけ、税理士会内部において、その正常化を熾烈に望む心あるグループとしては今後どういう態度で臨むべきかということが大テーマなのでありますが、抽象的に論じてもなんですから、まず、今後なにかにつけ問題になると思われます一局複数会の問題に絞って論じてみたいと思います。そして、私たちの税理士会の発展を期させていただきたいと思うしだいでございます。

最初に第一税理士協議会の岡崎会長にごあいさつをいただきたいと思います。

**岡崎**　皆さんお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

いま司会者からお話がございましたように、本日はまず「一局複数会制の問題」についての皆さんのご意見をお伺いしたいと存じております。

関連して各グループの会の皆さんから、とくに問題がございましたら提起していただいて、ご討議願いたいと思います。

簡単ですが、さっそく、ひとつよろしくお願いいたします。

**司会**　申しおくれましたが、私第一税理士協議会副会長の長坂でございます。

本日は、とりあえず私が司会させていただきますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは最初に、一局複数会制の問題について、第一税理士協議会は現在のところどういうふうに考えているかを岡崎会長からお話しいただきたいと思います。

**岡崎**　複数会制問題は皆さんもいろいろご意見があると思いますが、第一税理士協議会は当初からこの問題に取り組んでおります。とくに最近の東京税理士会は七千名を突破するような大所帯でございまして、どんな名会長でも会員を統一するのは困難かと思います。いままでの実績から見てもそういうことがいえるのではないかと思います。ぜひこの際、一局複数会制を推進したい。

もちろん複数会制については役所のほうにもわれわれはたびたび当たっているのですが、原則としては、役所としては反対する理由がないということで賛成のほうに向いているようです。ただ、こういう問題を提案する時期について役所では相当考えているようです。

われわれが一局複数会制を主張する根拠は、いま申し上げたように会の意見を統一することが困難だということのほかに、税理士会を正常化するには、いまのような強制加入であって単一会だというのはどうも具合が悪いのではないか。せめて所属会を選択する自由はあってよいのではないだろうか。会が複数であって初めてお互いに競争できる。そうしていけばおのずから正常化ができる。本来の正常化の目的からも複数会制が必要ではないかという考えでおります。

私のほうは主として公認会計士が会員になっておりますけれども一局複数会制にすることによってわれわれのほうでも相当その税理士会に戻ってくる人もいるだろうし、第一税理士協議会の強化にもつながるのではないかと考えております。

そういうふうな考えで、今後一局複数会制に行かざるをえないのではないかという印象を持っておりますので、長年この問題に取り組んできたわけです。皆さんのほうでも、かりに同じ賛成であってもわれわれとニュアンスの違った意見もあるのではないかと思いますので、ぜひご意見を伺いたいと思います。

### まず適正な区分の問題

**司会**　ではこの問題につきまして、古屋先生、ご発言をお願いします。

**古屋**　この問題はもうたびたび出ておりまして、たしかこちら主催のこういう席で昨年か一昨年討論されたことがあるように記憶いたしております。そのときも同じようなことを申し上げたと思うのですが、数が多いから分けなきゃいけないということに対してはいろいろ議論が出るかもしれませんけれども、先ほど岡崎先生がおっしゃいましたように、強制加入という条件が、単一の会である場合に、選択の自由ということもございまして、若干の考え方あるいは生い立ちの相違した方たちを無理やり一つの会に入らなければならない。そういう不自由さから脱却したいというのは自然の理でございまして、とくにいまのように税理士会の形とか運営というものが低迷しているときは、ことさらに複数会制であればなあという感

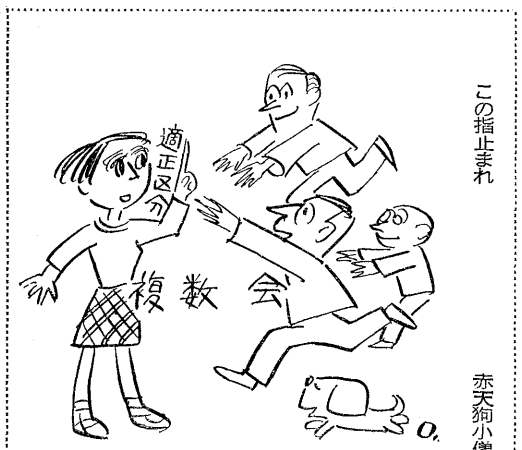


この指止まれ

赤天狗小僧

既報のように、第一税理士協議会の基本方針を樹立するために、去る二月二日の理事会で、第一税理士協議会長期計画委員会、法対策委員会の二つを設置することが決議されていた。そこで、それに基ずき、四月一日の正副会長会で前記両委員会を併せ基本計画策定委員会とすること、委員長に岩崎守利氏、副委員長に松木正輝氏が就任することに決定し、後に浅見孝、浅井新平、荻野修一、大江晋也、兼山金刀因、岸本勝次、倉田由次、坂上隆昭の諸氏が委員に就任した。

そして、五月二十二日に、正副会長の出席を得つつ、その第一回会議が開かれた。そこでは通知公認会計士として税務業務を行なうことが可であること、公認会計士の資格で税務業務を行なうための法改正の可能性、一局複数会制の得失等を、基本的に敷きながら種々討議した。その結果、第一税理士協議会の組織強化を図ることや、公認会計士たる税理士の地位向上等をめざした基本計画案のタタキ台を作成し、次回六月六日に再討議することを決定した。

第一税理士協議会の存在そのものが複雑な事情のなかにあり、なかなか会員からも理解してもらえない部分があったりして、従来から若干の批判が寄せられていた矢先であり、たまたま商法改正が成立して公認会計士たる税理士の今後における態度決定等が迫られているので、この際、第一税理士協議会の基本方針をあらためて確立することは時宜に適しているといわれている。

六月末日が、第一税理士協議会の総会であるが、出来得るならばその以前に基本計画案を確定し、総会に上程したいとしている。

## 総会前に「基本計画案」樹立か

### 第一回第一税理士協議会基本計画委開く

### 「通知会」と懇談

第一税理士協議会の基本計画委員会開催に先立ち、同委員長岩崎氏と副委員長松木氏は、通知公認会計士会代表岩井敏氏、戸張喜一郎氏と会見し種々意見交換した。

とか、桜友会だとか公認会計士だとか言わなくて、ほんとうに仲良く行ってるんです、ともいってきました。

何かそういうことを聴きますとあまり大き過ぎてもいけない、丁度手頃な適正機構のようなものが税理士会にもやっぱり当てはまるのではないかという感じを、お話の中から受け取ったわけでございます。後でいろいろお話いたしますが、以上私の感じたままを申し上げておきます。

**司会**　それでは松本先生。

**松本**　いま古屋先生からもご意見がございましたが、私の個人意見としては、東京会の東支部と南支部問題の解決を、地方会と調整をとりながらやっていかないといけないのではないでしょうか。

それから、どちらかの会に入ったほうがいいという任意加入になると、税務行政のほうに多少摩擦が生ずるのではないかと思います。その摩擦が全然なければ、複数のほうがいいと考えております。

**司会**　行政区画的区分という問題が出ていますが、岩崎先生、今の問題で何かひとつ……。

**岩崎**　第一税理士協議会の考え方は岡崎会長が大体言い尽したわけですが、大切なことは自由に選択できるということだと思うんです。弁護士会が東弁あり、第一あり、三つばかりあって別に不自由を感じていない。

ただ性格的には、われわれのほうは税務署中心という場合が多いわけです。そういう点で松本先生の意見もある程度妥当性があるわけです。

しかし、いま松本さんが言った三多摩を東京会に吸収した。東とか南とかいうのはその後できたんですが、われわれはその当時、東京は東京で固まる必要があるんだと感じていたわけです。決して三多摩を非難するわけではないが、たまたま三多摩を吸収したために税理士会が今日の大きい混乱をきたしたということも直接原因としては言いうるわけです。もし三多摩がなかったら、従来どおりの税理士会の懇親状態は続けられたのではないかと思います。

いずれにしろ、選択の自由もさることながら、異った者が一つの会にいるということは、なかなか難しい問題ではないかということです。できれば複数会にするということ。選択の自由とか税務行政ということもあるけれども、やはりさっき古屋先生が地方会の例で言及したごとく、あのへんの人数が適当ではないかということなんです。

もうぼつぼつ八千人になるのではないかと思いますが、八千人という巨大な機構が、果たしていろんな団体にあるかどうかということです。人数がそれだけ固まれば意見も多くなるということで、まとまらない。私は第一税理士協議会に所属しているがゆえに主張するのではないけれども、そういう意味において、できれば複数会にしたほうがいいじゃないかということです。そして、いまのような混濁した状態から早く脱却したいものです。

（二頁へ続く）

## ピリリ一言

▼本年度の所得税法及び法人税法施行令の改正で、固定資産のうち十万円未満のものについては、損金経理をすることによって資産として計上しなくてよいことになった。又、基本的重要資産についても同額未満のものは従来の取扱いをあらため必要経費又は損金としてよいことになった。

▼この改正は保守主義の見地からの企業経理の健全化と、経理係の省力化という見地から歓迎すべきことであるし、また、従来からとかく基本的重要資産の判断基準を巡って、困難な問題のあったのを考えると税務上も負担がかるくなったことを喜ぶものである。

▼このほかに税務上、いわゆる形式的な金額基準で換金にするかどうか、又は所得税法上非課税扱いとするかを定めているものに資本的支出と収益的支出の区分、通勤費の非課税控除限度額その他の現物給与支給額等がある。このうち物価上昇にあわせて増額されているものもあるが、なかには長年月改定されていないものもある。

▼現物給与のうち非課税扱いになるものに、給食費の直接材料費が月額千円までは、しいて課税しなくてもよいという取扱いがある。昨今のように、食事代が急激に上昇しているとき千円では何回分の食事代になるかを考えると、一寸変な気持になる。この際、現物給与の非課税扱いの額を再検討する必要を痛切に感じる次第である。

## 主流　第一税理士協議会の進路

1、一局複数会について

第一税理士協議会は、かねて税理士会の一局複数会を主張して来ている。その内容は、とりあえず出発時点においては、公認会計士たる税理士を中心としたもの、官界出身の税理士を中心としたもの、国家試験合格者を中心としたものの、〝三会〟が考えられていたように思われる。しかし、この三会案はどこまでも当初の姿の想定であって永久にこういう姿では進まないものと思われる。師弟の関係、人脈の関係でそのようないわば純血主義的姿は維持できるものではなく、また維持すべきものでもないであろう。

要は、現在のような膨大な会員が強制加入である一団体に所属を強制されることは税理士会の発展を阻害するのではないかということである。そこで複数会にして、互いに切磋琢磨する必要があると考えられ、複数会を主張するのである。

2、公認会計士の資格で税理士業務が営めるようになった場合について

日本公認会計士協会は、その事業計画において昨年来公認会計士の資格で税理士業務が営めるように法改正に努力する綱領をかかげている。これは、将来そのように法改正が行なわれても、それは公認会計士の側のことであって税理士側のことではない。同時に、一部の方は税理士の称号で税理士業務を行なうこともあり得ると考えられるから、そういう方のためにはやはり自分の考えで選択できる税理士会があってもよいのである。

また、このようになれば現在の通知公認会計士の制度も不必要になろうが、公認会計士側にとってはやはり通知公認会計士会のような組織が今と同じように必要となるのではなかろうか

3、第一税理士協議会の進路について

第一税理士協議会の会員が全部通知公認会計士に移行すれば第一税理士協議会はいらなくなる。税理士会が正常な運営をしなければ或いはそういう事態が発生するかも知れない。しかしそれはあくまでも税理士会の会務熟行に対するものであって、公認会計士の純血主義のために取るべき手段であってはならない。現時点において第一税理士協議会の進むべき道は税理士会から逃げ出すことではなく、積極的に進んで税理士の世界を安定させることでなくてはならない。第一税理士協議会のとるべきの姿は通知公認会計士会にとっては、一見不明確な態度に見えるかも知れないが、第一税理士協議会としては、公認会計士の行なう税務業務のためにも、ひいては税理士全体のためにも裨益するものと確信しているのである。

もちろん、第一税理士協議会が通知公認会計士会の発展を願ってやまないことは当然であり通知公認会計士へ早く移行すればスッキリもするのであるが、税理士会を今の姿のままにして逃げ出すことは、過去に税理士会を育てて来たと自負している第一税理士協議会会員にとっては一心配のあまり出来ないのである。

（一頁から続く）

## 税務行政にもプラスするには

**司会**　では工藤先生、一局複数会問題に対するご意見をお聞かせください。

**工藤**　税理士業務開業二年ばかりでありまして、この件につきましても、まだ不勉強で、どちらかと申しますと自分たちの活動が経済的に効果を発揮するかどうかという問題よりもわれわれが育てた後輩に理想的な税務行政をやっていただくためにはどうあったらよいかということが先に考えられるような状態です。複数会制をとった場合にたとえば二会の場合でもその割合が一〇対一とか七対三とかいうこともあろうかと思います。どのくらいの規模から分割を認めるか、あるいは無所属というような形でもいけるのかどうか。どちらかに加入することが絶対に必要ということになりますと、個人の考え方は、それぞれ違うわけですから、それを二つとか三つとかの中で選ぶということになりますと、いやいやながらということもありましょう。そういうことになりますと、いまの制度下の不満の一部は依然として残るわけです。

複数会にしましても、その数が多くなりますと、税務当局のほうにも行政上多ければ多いほどよいというわけではなく、二つぐらいだったらという感じもありますけれども三つ四つとなりますと、税務署長も大変であろうと思いますし、局長もなかなか大変だと思います。

そこで、一局複数会制という場合、その限度はどのくらいを税務行政の面から適当とし、税理士のほうとしてどのくらいをその限界として考えているか。地域的には同じ税務署管内でいくつでもいいのかなど、税務行政にもプラスになるような形で複数会制を考え、大いに研究しなければいけないと思います。

私も原則的には賛成です。やはり強制的にいやな会には入らなくってもいいんだという形でいければ、無所属で自分なりの活動をする人も多いかもわかりませんが、どちらかに入らなければダメだということになりますと、いくぶんか自分の考えに近いというところで、その会に入るというようなあきらめ的な点はどうしても残る。

そのへんを一挙に解決する方法はないものであろうかと思います

**司会**　では、同じテーマで中村先生、お願いします。

**中村**　このお話につきましては私の支部長当時にそういう話題がちょっと出たような記憶があるんです。

## 複数会制と税理士の「団結」

**司会**　浅井先生、税理士会の内部で、現在若い層の人たちが複数会制の問題について何か考えておられるようですが、そういう人達の意見はどんなものでございますか。

**浅井**　この間東京税理士会の広報部主催で座談会がありましたね。あのとき古屋先生のご意見なんか私も拝聴したんだけれども、あのとき一部の先生の中には「団結が大事なんで複数制は反対である」というふうなことを言ってるでしょ。それがその方たち大多数の意見じゃないですか。

複数会制については、年輩の方とか過去に支部長なんかを経験した人というのは、第一税理士協議会で考えているような形でなくていま中村先生がちょっと言いましたけれども、東京なんかの場合だったら会員も多いんだから、各支部で、目黒なら目黒税理士会というようなことでやっていったらどうかというようなことを言っておられる人もいます。この間の座談会の雰囲気もそうだったようですね。

少し話が具体的になるかと思いますが、都税事務所あるいは区役所のほうでは、支部長当てに文書がくるのが普通なんですけれども「江東税理士会長殿」というような文書がたびたびくるわけです。

そうしますと、どうも「江東西支部」というような支部の感じではなくて、「江東西税理士会」なんだ、支部長は会長さんなんだ、というような錯覚を起こされている。こういう具体的な問題があったわけで。

そういうことでやはり当時「複数会制を」というような声が支部長さんなんかからも出たような記憶があるわけです。これは、一税務署一会制を期待したものであります。

**松本**　それは青申会、法人会、納貯というのがやっぱり「会」という名称を使っているので、支部――たとえば東京税理士会神田支部――と言うと、八百屋さんとか魚屋さんと間違い易いから「支部長会」あたりでは、せめて「部会」に改めて、青申会、法人会あたりと対等の立場に持っていかないと、『支部長』では格下げだというような考え方があるんじゃないでしょうか。こういうふうに私は、考えるんです。

**岡崎**　しかし、地域別に会を作るということでは、結局いまの支部を増やすということと同じ結果になります。それはますます複雑化するだけで意味がない、ということになると思います。

**司会**　それについては古屋先生からの反論があったんだけど。（笑）

**古屋**　試験を受けてきた方は、税理士になったことについて、非常に大変なことをやってのけて、これは大きなメシのタネに直ちに結びつくんだというような考え方をお持ちの方もおられるようです

ほんとうはそうではなくて、それ以後の自己研修など、いろいろの経験があって初めてりっぱな税理士さんになれるんです。そのへんの認識が乏しいと、会の力とかそういう数を頼んでいろいろなことをゴリオシでやっていこうという考え方になり勝ちです。ですから、「個々の力は弱いんだ。団結すれば強くやれるんだ。それが何らかのことで別れるなんて、そんなケチくさいことは言うな」というのが若い方たちの意見なんです

大同団結　赤天狗小僧

**浅井**　それは実際は団結というのではなくて、自分たちの会で独善的に何もかも引っ張っていっちゃおうということではないですか。過去における税理士会の執行部が一時そういうところがあったように思いますね。前よりはそういう考えの人が少なくなったようですけれども。

**岡崎**　若い人の「団結」という意味が考えると問題ですね。

**古屋**　結局、すべてのことは闘争によって解決するということが考えの主体を成しているんですかね。

## 税務署と複数会の接触のなかで

**司会**　それでは松本先生のご発言をお願いします。

**松本**　今までの皆さんのご発言の限りでは、桜友会さんや清流の会の方々の複数会制に対する考え方がまだよくわからない点があるような気がします。そのへんのところをお聞きしたいと思います。

というのは、先ほどから話が出ていますが、地域的に区分する場合と、同志的に集まって別の会を作る場合がある、そのそれぞれにいろんな長所・短所があると思うんです。その場合に、おそらく役所のほうとしても相当この問題に関しては考えざるをえないだろうというふうに思うわけです。果たしてそういう方向に対してどういう結果が出るであろうか、各グループの皆さんとしてはどのように形を描いているかということを、そういう方面にいろいろくわしい方が多いと思うので、ぜひお聞きしたいというのが僕の希望です。

第一税理士協議会としては、先ほど岡崎会長からお話がありましたが、公認会計士の場合は多少複雑なものを持っているわけです。と申しますのは、通知公認会計士の問題とからむのですが、通知制度ができたのは、これは僕の理解なんですけれども、要するに税理士会は強制加入になった。その場合に、公認会計士の場合は弁護士とはまた違った意味で強制加入というワクから多少はずして行こうという考えがあったように思います。

たとえば昭和三十一年五月の参院大蔵委員会での税理士法改正案審議のとき、社会党の野溝さんが質問をした結果、そういう答弁が出てきているというふうに記憶しているわけです。

こういう問題をからめまして、公認会計士としては通知制度を活用すればそれでいいんだという意見も多少あるわけです。しかし、少なくとも第一税理士協議会に所属している人たちは、この際税理士会そのものをもっとよりよくして行くために努力していかなくちゃならない、という気持のもとに第一税理士協議会を作ってきたと思うんです。その結果、派生的な問題とか根本的な問題とかいろいろありましたけれども、現在ではいろいろな意味で皆さん方と協力して一つの方向はある程度は出てきたというふうに理解しているわけです。

そういうわけでこの複数会の問題につきまして、第一税理士協議会としては複雑に思い悩んでいるのですが、そのための参考としても皆さん方の意見を聴くと同時に、その方途を一緒に予想して行きたいという気持があるのです。それをぜひ皆さんから伺っていただきたいと思うわけです。

**司会**　そうしますと具体的に言って、桜友会さんと清流の会の皆

（三頁へ続く）

株式会社　近畿相互銀行
大阪市東区本町2丁目39番地の1
電話 大阪（261）6771番（大代表）

ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然
ニッカ ウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社
G&G
ゴールドニッカ
1,900円-(760mℓ)
ダブルサイズ
3,500円(1,520mℓ)

（二頁から続く）

さんが、複数会制の問題を考える場合、どういう形を予測されているか、ということについて、古屋先生、いかがですか。

**古屋**　税理士会の会員八千人の中で、税界出身者が三千人ぐらいいるわけです。その中で桜友会の会員は約千五百人現在のところいるわけです。

そういう比例から言いましてもいまの一局複数会員制で仮に桜友会がイニシアティブをとって一つの会を作るとすると、たとえば税界出身者だから親近感があるから入りなさいと言っても、税界出身者全員が入会するとは考えられない。

しかし、税界出身者の六〇%～七〇%が中心となって、その友達や協力者であるその事務所の試験組の人や、また公認会計士の人まで会員になって、そこはかとないい会ができてくるのではないかと予測しています。

**松木**　多少ニュアンスは違うけれども、だいたい私ともと同じような意見と思いますが、その可能性はかなりあるというお考えですか。

**古屋**　ええ。これは時期とか、実際の税務署運営上のこと、まあ監督官庁がありますから、われわれの考え方だけでいかないという残念さがあるんですが、税務署は地域別にできていますね。ですから一つの税務署と多数の税理士会とが接触する面の調整さえ出来れば、可能性が多いのではないかという気がします。

ただ、松戸なんかに行ってみますと、東京会に入っている人とそうでない人とが混在しているわけです。そして、或る会の人は税務署の前に名札が出ているが、もう一つの会の人は名札は出ていない。

その地域の税理士さん全体が協力して何かやろうと思っても、片や東京地方会、片や東京会というふうに分かれているために、何か兄弟ゲンカしているみたいな感じのところがあってしっくり行かないところがあり得る。本来は仲間どうしなんだけれども、そういう不便さが現実にあるわけですね。

そういうものを役所が見ている

## 複数会になってこそ平穏

**岩崎**　古屋先生の今の不安に関して発言したいと思います。たとえば、この間の東京税理士会の座談会での「団結」ということばですが、これは彼らにとっては「闘争」の意味なんですね。それが非常に難しくしているということに帰着するわけです。

それから、いままでの会長・副会長の選挙を見れば、会長選挙に出れば二千万円かかるの三千万円かかるというようなことを実際やっているわけですね。これが志を同じくする者が会を作っていけばそんな必要はないわけです。こういう経済性の問題もある。

それから、現に、たとえば税務署と支部との間に、もう少し支部が強固になって固まらなければ、税務行政は難しいのかというと、そういう理由もないわけです。

「通知」だけで、「通知」の制度をよく彼らに理解させれば、「通知」だって必ず連絡がくるわけです。現に国税庁を中心に考えていくときに、監督権というものがあるからという特殊法人を認めているという。じゃあ、果たして監督権がどれだけ発動されているかという問題があるわけです。だから、ただ会長をどっちかが取ればいいんだというようにはわれわれは考えていないわけです。

しかし、少なくとも三会が歴史的に結束を固めてきたから、比較的平隠な会長を獲得した。しかしその差といえども百ちょっとじゃないですか。今後ともいつ何時その「闘争」を中心とした会長に奪い返されるかわからない。いずれにしろ「闘争」を主としてきた者は、若干イデオロギー的な点があるわけですよ。だから、会長がそういう者によって占められれば、われわれはそういう意思はないんだけれども、「税理士会はこうだ」という主張になって、むしろ複数会になったよりも現在の状態のほうが、税務行政の立場では困っておられるということを私は聴いているわけです。

だから各支部においてたとえば三つできたとしても、連合体を作ってそれなりに協力していく方法はいくらでもあるんじゃないか。むしろいまの監督権がどこまで発動されているか、私は非常に疑問だと思います。野放しではないかもしれないけれども、野放しに近い状態ではないかと私は思うんですよ、現状は。「団結」を主張する者は主義主張があって、それなりに彼らは「税理士は団結しなきゃいかん」ということを主張しているわけですから、むしろ監督権に服そうというのではなくて離脱しようという主義主張ですよ。むしろわれわれは平隠な会を望むために、複数会にしたほうが、将来りっぱな税理士会になるのではないかと思う。お互いに連合体を作って、そこで話し合いができるわけで、この状態が続くわけですからね。

そういう点においても、経済性からいっても、人数からいっても複数会というものが当然の声として現われてくるんじゃないですか

## 複数会実現の可能性はあるか

**司会**　板倉先生、どうぞ。

**板倉**　結局、税理士法改正問題ですが、東京会が複数会になりますと、おそらく各会個別に税理士法に関する運動をやられるおそれもありますよね。そういう問題をどういうふうに解決するかについては、たとえばこの前にも商法改正で別々に行動しています。今後はそのような問題をどういうふうにしていくか。

それから小規模の対策でも今後は別々にやられますよね。臨税問題、離島問題なども。そういう問題を解決できるかできないかということですよね、私は現状では一会制が望ましいと考えます。

**岡崎**　それは複数会でなくてもそのような人達は反対運動をやるわけです。あるいは税理士法改正の推進運動をやるわけです。現状のままでもそうなんです。複数会になると、われわれもそうかもしれませんが、彼らに反対の会もいくつかできているわけですから、第三者から見れば、そのような人達が言っていることが必ずしも正しいとほとんどない状態ができるのではないでしょうか。

**板倉**　国会議員はそうは思いませんからね。

**岡崎**　国会議員はそのような人達だけを信用するというわけではないでしょう。

**板倉**　それが、案外年取った人もその中に入っていっしょに運動しているんですよ。

**岡崎**　こちらも運動すりゃいいじゃないですか。（笑）

**板倉**　ですから税理士法改正の問題でも内部で結束を固める必要があるのではないですか。しらんけれども、その方法と手段はやっぱりそうだと思うんです。私は、そういう背景でむしろ複数会というものができるのではないかと思います。後はもう組織の仕方一つですね。

**岩崎**　もともと清流の会だ、第一税理士協議会だ、桜友会だというのができた原因はどこからきたかというんですよ。

要するにわれわれが、もうこういうところにはいたくないという気持で支部長もやめ、あらゆる税理士会の役員をやめてきたわけですよ。

**板倉**　そうすると、複数制になると、税理士法改正の問題に対して、動きが鈍くなるんじゃないですか、かえって。

**岩崎**　それはお互いに話し合えばいくらでもできることで、いまだって第一税理士協議会の考え方を税理士法改正の中に入れれば、第一税理士協議会に反対しますよ同じじゃないですか。

**松木**　いまの問題は、僕はこういうふうに考えるんです。確かに一つの意見としては、岡崎先生や岩崎先生が言われることはまったくそうだと思うんです。

しかし僕がいま皆さんに言っていることは、意見じゃなくて、客観的に見て果たしてそういう方向に動いて行けるかどうかという予測を、むしろ皆さんから伺いたいというのが僕の気持なんです。

**司会**　複数会の実現の可能性があるかどうかということですね。

**松木**　ええ、そうです。だからいま清流の会の人が言われる、そういうものも咀嚼した上でないと、この運動を進めていく場合に挫折する可能性があるんじゃないかということです。ここで議論を展開するのはいくらでも展開できると思うんです。ただ、いま言われたように、ある意味では専税協の方とかいっぱいいるわけですから、そういう人たちがどういうふうな動き方をするか。また役所の方からはどういう動き方が出てくるかを、やはりある程度は予測しておかないと、この問題はなかなか先に進まないのではないかということから、先ほどからお伺いしているわけなんです。

（四頁へ続く）

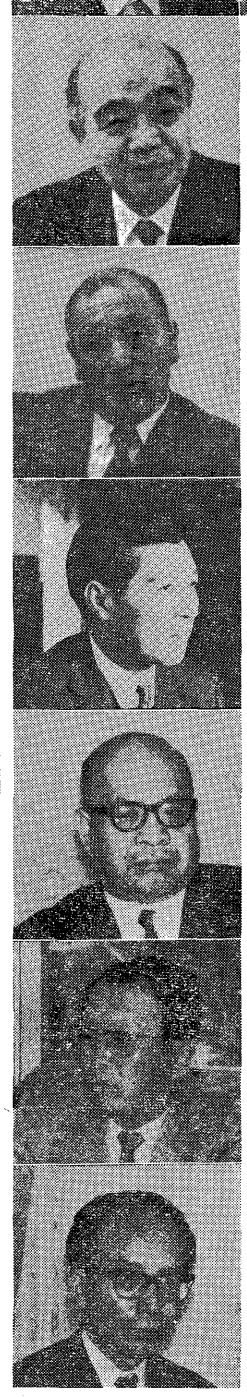

写真は右上から古屋、近江久米、工藤、中村、松本、板倉、浅井、岡崎、岩崎、下田、千正、長坂、松木の各氏。

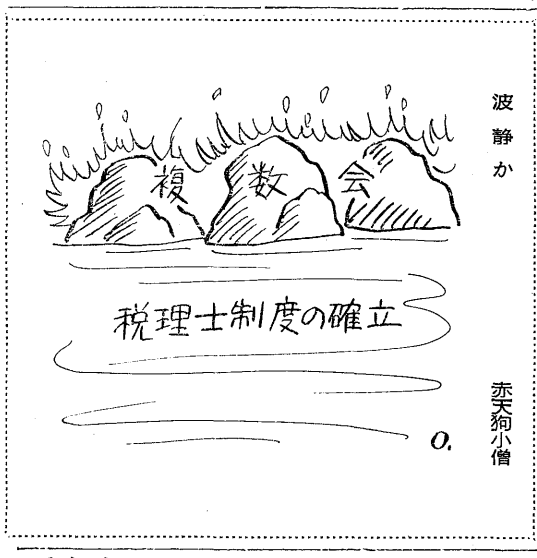


まとまったお金を大きくふやす

三井の貸付信託

5年もの7.42%
2年もの6.70%
（予想配当）

●お預け入れは1万円単位　●元金保証
●10万円が5年後に143,700円／半年ごとの利息を金銭信託でふやせば年平均8.75%（㊙扱い）にもなります。
●イザというとき1年以上たっていれば中途換金もできます。もちろん期間に応じた有利な利息がつきます。
●郵便局からもご送金になれます。

貯蓄は愛情です　SAVING FOR LOVE

三井信託銀行　本店

東京・日本橋三越となり TEL.270・9511

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする——

リヒト　良い品はお徳です

手動式
シュレッダー

〈軽く 細断〉
ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉
パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

¥30,000

〈経費節減〉
この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

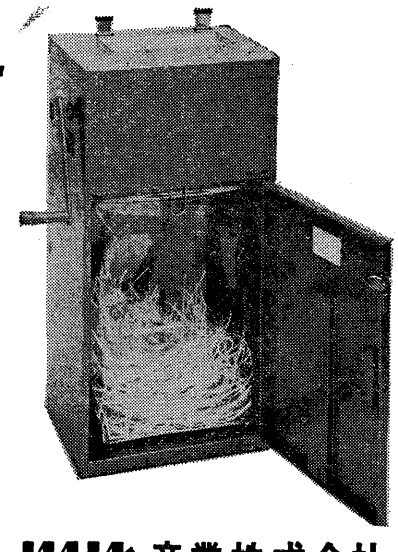

| | | |
|---|---|---|
| 仕様 | 細断巾 | 3m/m |
| | 投入巾 | 210m/m |
| | 瞬間細断能力 | ザラ紙4枚位 |
| | サイズ | 250×340×665m/m |
| | 重量 | 18kg |

リヒト産業株式会社
本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942－2361
東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－6911
各支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

（三頁から続く）

## 税理士会の正常化のなかから

**司会**　ではそういう問題に関連して久米先生お願いします。

**久米**　なるほど、この一局複数制の問題は大所高所からの大きな見解から判断をしないとまずいと思います。というのは、ご承知のとおり税理士会というのは公共性が非常に強く、民法三四条の公益法人以上に公益性のある会ですから。

したがって、公共性の上から見て一局複数制のほうがプラスになるか、あるいはマイナスになるかを判断すべきと考えられます。これがないと大義名分も立たず説得力もありません。

現在のところ、これは一部分ですけれども感情論もあります。あるいは自己中心の主張というものがあるでしょう。ですから、現段階としては私は賛成しない。

とくに桜友会のほうは第一税理士協議会さんと少し違って、税理士会に対して比較的熱意がなくやや傍観なところがあります。したがって一局複数制を論じてみてもほんとうはその資格がないかも知れないのです。それよりも桜友会は東京税理士会の内部に食い込んで、桜友会が東京税理士会の中心になるというくらいの意気込みと熱意でもってやっていくべきと思います。しかも税界出身者の人数はもう全会員の四割近くいるんです。それでもいまのところほんとは「鳥合の衆」かも知れません。しかしそれではダメなんですね。だから税理士会に積極的に食い込んで、念の為社会の公共性のために努力する。その上において、いくら努力してもこれは見込みがないということになれば、初めて複数制に踏みきるのもいいと思います。

これは桜友会の一局複数制の解釈ではなくて、私としての桜友会に対するむしろ注文なんです。

**司会**　では千正先生。

**千正**　第一税理士協議会はとにかく複数会制というものを主張しているわけです。その理由は先ほど来皆さんがおっしゃっているとおりで。

ただ問題は、いまの会長の選挙の問題です。岩崎先生も言われましたけれども、たとえば何千万円出さなければ会長になれない。そういうような会長が、ほんとうにいい会長であるかどうか。これはちょっとわからんわけです。

あるいは理事になるとか、その他の役職に就くにも、相当の費用がかかるし、時間的にも制約を受ける。

そういうふうに厖大な組織になっているわけです。これではほんとうの会員の声が全然反映しないという場合も起ってくるわけです。こういう状態で会の運営がうまくいくかどうか。やはりこの会の規模があまり大きすぎるということも、動脈硬化的な状態を起して、真に会員の利益になるような動きができないような状態になっている。そういうふうなことを一つ考えているわけです。

もう一つは、立場立場によっていろいろ意見があるのはいいんですが、仮に桜友会さんからも理事が出ておられる。公認会計士協会からも理事が出ておるということで、公平な意見がそこでまとまれば、ある程度会の運営もうまくいくのではないかと思うんです。いまはどうか知りませんが、前は公認会計士だからアイツは理事にするなとか、だれだれは支部から推薦するなとか、いろいろな制約を受けるわけです。同じ会員でありながらいろんな制限を受けるということは、会員の権利の侵害にもなるわけです。

何千人であろうが、何万人だろうが、正常な運営をして行かれれば結構なんですけれども、どうもそういうわけにはいかんのではないか。そういう意味において、やはりいくつかに分け、お互いにその意見を戦わせて、そのうちでいちばん正しいと思われる意見を連合会の意見として、政府なり社会に公表していく。こういう制度に持って行かなきゃならんようになってくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

## 複数会制運動は時期尚早ではない

**司会**　では下田先生。

**下田**　私は先ほどの古屋さんの考え方に近いんです。初めは色がついていても、長い間には色は消えて行く。やはり組織は人間どうしのつながりですから。

それから八千人、一万人の会というものはやはりどこかに限度を設けなきゃいけない。

全部公認会計士ということであれば、これは税理士会に入る必要はない。じゃあ早く「通知」にでもなればいいじゃないかといっても、税務業務というものがある以上、やっぱりどこかの税理士会に入りたいという公認会計士があると思うんです。そういう意味でも、公認会計士といえど税務に携っているかぎり、また、税理士という資格があるかぎり、私はやっぱり税理士会というものが必要だと思います。

それには選択のできる三つぐらいのものを作ってもらえれば、自然である。いまみたいに八千人だから無関心分子がだんだん多くなるけれども、私が支部長をやっているころは百人ですから、無関心ではいられない。そういう意味で適正規模というものを、当局は業務監督上も行政上も当然考えなければいけないのではないか。そういうことを考える時期にもうきているのではないかという感じがするので、いまごろからやっていてちょうどいい時期にできてくるのではなかろうかと私は考えているわけです。

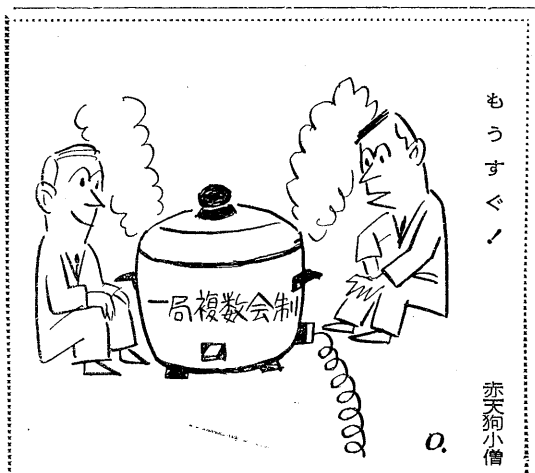


## まだまだ煮詰める要はある

**司会**　では近江先生のご意見、いかがでございましょうか。できれば実現可能性の問題とも合わせて。

**近江**　皆さんのおっしゃっているのは、一つ一つについて言えば私もよくわかりますし、同感する点も多いんですが、実現可能性の問題も出ております。その点も考え合わせまして、大きく三つぐらい問題があるだろうと思います。

一つは、現在の税理士の数がどれほど多くなるとは、税理士法をこしらえた当時には考えておらなかったということです。二十六年の試験で登録して全国で二千五、六百人。そういう状態で考えたものですから、複数会制という話が出ても、私はいっこうに不思議はないと思います。

しかしながら、税理士という立場から見てやはり考えなきゃならんものは、それが納税者にとって利益になるのかならないのかという問題。税務行政の立場に立って税務の運営がうまくいくか、いかないかの問題。いろいろご意見が出ましたが、重複する点を避けると、その二つの基本的な問題を考えなきゃならないと思います。

国税局の場合ですと、数会できれば、そこでお互いに意見を出し合って、まとまるものはまとまっていくということが可能になる。その一方、税務署の仕事からすれば、常に三つなり四つなりの会に集まってもらわないと話は進まないというような問題が出るかもしれない。

それから先ほど下田先生から三つほどという例が出ましたけれども、仮に分けるとすれば、三つほどというのは私もいいと思います。しかし、たとえば第一税理士協議会さんとか清流の会さんとか桜友会というような形で固定して考えてしまうと、いま事務所にいる職員の人たちは「オレたちはどこへ行きゃいいんだ」という問題になる。そういう場合には相当幅広く範囲を考えてやらないと混乱が起きてしまう。

早急にこれをやるというのにはまだまだ詰める問題がありそうな感じがしております。お話しと重複する点を省くと、一応そんな感じでございます。

**司会**　どうもありがとうございました。まだまだお話し合いたいだけれども材料もございましょうけれども、時間もなくなりましたので、皆さんのご意見を拝聴して要約すれば、久米先生のご意見は複数会制に反対のようですが……。

**久米**　現時点では時期尚早とみて反対ということです。

**司会**　原則としてはご賛成。

**久米**　そうです。

**司会**　ただ、税務行政の面でネックがあるんじゃなかろうかということですね。

**近江**　いまの税理士会をきちっとすることを先に考えるべきではなかろうか、というご意見だと思います。

**久米**　税理士会の中へもっと意欲的に飛び込んで、会のために協力してみて、それでもダメならいよいよ……ということです。

**司会**　はい、わかりました。

**浅井**　私もやっぱりいまは久米先生のおっしゃるご意見に原則として賛成だ。

**板倉**　私も久米先生の意見に近いですね。

**司会**　では桜友会の久米先生のご意見に清流の会のお二人は近いということのようですが、それは税理士会に踏み留まり、がんばるだけがんばってみて、しかる後に複数会制を考えて行きたいという考え方ですね。

皆さんのご意見が一応出揃ったところで、ひとまず終わらせていただきます。ありがとうございました。

「三会」座談会の後半は次号に掲載致します。

## 会費納入ご協力のお願い

商法改正関係三法案が成立しましたが税理士会内部において税理士会の正常化に努力している第一税理士協議会としましては、新たな局面を迎えたわけであります。もともと第一税理士協議会は、いろいろ困難な事情のもとに活動を進めており、種々のご批判を頂いているのですが、税理士法改正問題をはじめ一局複数会制問題等にいよいよ具体的に対処しなければならない事態に立ち至りました。一面報道のように基本計画策定委員会も発足しており鋭意活動中であります。つきましては、これらの活動のために資金を必要としておりますので、会員皆さまの速やかなる会費納入の御高配を御願い申し上げます。

## 会員の皆さまの原稿をどしどしお寄せ下さい

そろそろと土から頭を出す蝉の姿を公園のそちこちでみることができ、新緑の香をのせてそよく風が肌身に心地よく感ずる候となりました。

会員の皆さまの旅行記、身辺の事柄、季節だより、雑感等を編集局はお待ちしております。四百字詰原稿用紙二～三枚程度


# 横浜のビジネスセンターにあなたの事務所を！

●商店街・ビル街の中心部。
●国鉄関内駅へ徒歩8分。地下鉄伊勢佐木長者町へ徒歩4分。
●ビジネスセンターとして、横浜―伊勢佐木長者町（地下鉄）50年開通により価値は、ますます増大。
●ホテル並みの機能性を備えた環境。
●750万円～2,160万円のお買得な価格。

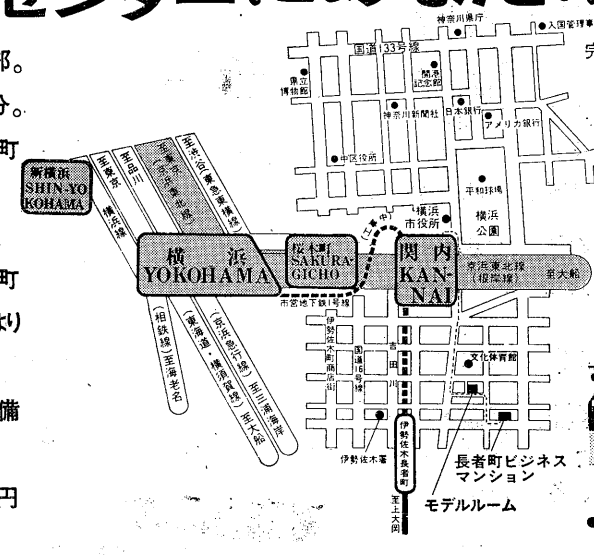


完成予想図

長者町ビジネスマンション

**建築概要**●所在地／神奈川県横浜市中区長者町2丁目5番5号●交通／国鉄根岸線〈関内駅〉下車徒歩8分・市営地下鉄1号線〈伊勢佐木長者町〉下車徒歩4分●戸数／住居：147戸・事務所：15室・店舗：2戸●価格／住居：750万円（5戸）～1,100万円台（51戸）～1,500万円（1戸）事務所：1,360万円（1戸）～2,100万円台（6戸）～2,160万円（2戸）店舗：3,280万円・3,320万円●専有面積／住居：24.11㎡～47.61㎡（バルコニーを含まず）事務所：46.48㎡～78.69㎡店舗：95.44㎡・98.15㎡●構造／鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）●階数／地下1階、地上11階、塔屋2階●敷地面積／897.86㎡●建築面積／824.22㎡●建築延面積／8,856.42㎡●権利関係／第三者の権利関係なし、分譲後専有面積割合による所有権（共有）●管理費／住居：月額3,290円～6,480円事務所：月額12,660円～21,420円店舗：月額28,010円・28,800円●前金保証機関／中央信託銀行本店●完成予定日／昭和50年3月末日●建築確認番号／第47中1017号●設計・施工／（株）松村組東京支店●有効期限／昭和49年3月末日

〔住宅ローン〕●取扱／中央信託銀行本店●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利9.12%（生保付）●返済方法／(1)元利均等月賦返済、(2)(1)に元利均等半年賦返済●取扱／大成火災海上保険●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利8.4%～9.0%（生保付）●返済方法／(1)元利均等月賦償還、(2)(1)に元利均等半年賦償還＊いずれも、住宅ローン保証保険にご加入いただき保険料はお客様のご負担とします。（利率は金融情勢により変更する場合があります。）

モデルルーム☎(045)662-7201にて
**好評分譲受付中**
●申込金10万円と印鑑をご持参ください。
●営業時間：午前10時～午後5時（水曜定休日）。

●売主　東京都知事免許（3）第332号　社団法人不動産協会会員
日本中央地所株式会社
〒103 東京都中央区日本橋一丁目5－3電話03(271)2641(代)

●お問合せ先　販売受託（代理）
建設大臣届出第7号　社団法人不動産協会会員
中央信託銀行不動産部
〒104 東京都中央区京橋1-3 電話03(567)1451(大代)

資料請求券
長者町ビジネスマンション
第一税協

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年6月15日　（土曜日）　第34号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3―12―2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円　年極500円）

目次

第一頁　主流、ニュース
第二頁　座談会／税理士
第三頁　会はどうあるべ
第四頁　きか（続）

# 第一税理士協議会 基本計画案発表

## 6月29日の総会にて承認予定

### 総会には多数会員のご出席を！

## 拡大理事会で総会議案を承認

六月十三日、第一税理士協議会の理事・支部長を合せた拡大理事会が開かれ、六月二十九日の第六回定時総会に提出される第六年度決算報告書、第一税理士協議会基本計画案（別掲）、第七年度収支予算案、役員補選案等がすべて承認された。

同日、この理事会に先立ち、基本計画策定委員会（岩崎守利委員長、松木正輝副委員長）が正副会長出席のもとで開かれ、六月六日の第二回同委員会の結果を岸本勝次委員等がまとめた最終文案につき種々討議し、引続き開かれた理事・支部長会において基本計画案としての決定をみたものである。

そこでは、基本方針として、一局複数会制実現運動を積極的に発展させること、究極は公認会計士資格のままで税理士業務ができるよう法改正すること、「基本要綱」にもとづく税理士法改正運動に反対すること、の三本柱が強くうたわれており、ここに第一税理士協議会は従来の状態から脱皮して一大飛躍を試みることになった。したがって六月二十九日午後一時半から開かれる第六回定時総会には是非会員多数の出席を得て総会を成功させることが期待されている。

## 第一税理士協議会基本計画（案）

第一税理士協議会は視野を広く、社会のため、後継者のため、力を結集して、税理士会が正しい道を進むために努力しなければならない。

過般の商法改正に際して、税理士会の意見が最終的に反対運動終息に向ったのも、第一税理士協議会等のたゆみない努力が、税理士会内部の心ある人々を動かした結果である。

ここに、第一税理士協議会は、日本公認会計士協会、通知公認会計士会等と一体となって、次の基本方針の達成のために活動する。

### 基本方針

一、税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調してそのための礎を築くことを目標とする。

二、公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように法改正に努力する。

三、税理士会の「税理士法改正に関する基本要綱」にある会計業務に関する規定並びに公認会計士に関する部分の改悪を意図する税理士法改正に断固反対する。

（理由）

一、今日の税理士会は資格取得の複雑な構成の上に成り立っている。しかも、東京税理士会が現に八千名に及ぶ多人数で統制し難いこと、円満な会の運営のため同志的統合の必要なこと、強制加入であるが故に自己の所属すべき会を選択する自由があるべきこと、等を理由に夙に「一局複数会制」を提唱してきた。

会員が益々増加し、円満な会の運営のため、税理士会を現在のままに存続させることは所詮無理である。第一税理士協議会は一局複数会制を要求し、そのためにも第一税理士協議会の会員増強をはかり、やがて公認会計士たる税理士が中心となった税理士会誕生のその母体となることを期するものである。

二、通知公認会計士制度は当然の規定である。むしろ諸外国においては〝税務〟を職業とする者の主流は公認会計士であるから、公認会計士の業務を監査のみに限定する必要はない。それどころか、弁護士、公認会計士に同様な税理士の通知制度を認めるのであれば税理士法第五十一条と第五十一条の二にわけてきめられている弁護士、公認会計士における通知制度上の差別はいわれのないものであり、第五十一条の二を廃止して第五十一条に公認会計士も加えることとすべきである。

日本公認会計士協会においても公認会計士法第二条を改正することにより、その業務のなかに当然税務を包括すべきことを重点施策としている。

通知制度を廃止するどころか、更に進んで公認会計士は公認会計士の資格のまま当然会計業務の一部並びに附随業務として税理士業務ができるように法改正されることが望ましいのであるから、われわれは通知公認会計士制度を擁護し、更に法の趣旨を徹底させ公認会計士の資格において税理士業務を行なせない得るよう法改正の方向に努力せんとするものである。

三、税理士会は「税理士法改正に関する基本要綱」に基づいて税理士法改正運動を展開しはじめている。「基本要綱」のなかでは、弁護士・公認会計士による税理士資格取得を廃止し、弁護士・公認会計士における通知制度を廃止しようとしている。同時に、税理士の名称を用いて、財務書類の作成等ができるように要求している。

その名称を用いて財務書類の作成、財務に関する調査立案・相談等を行ない得るのは公認会計士のみであり、監査を除く会計業務は誰でも行ない得るものであるから税理士業務遂行上何らの支障はなく、強いて法改正して税理士法上に明記することは必要がない。税理士の名称を用いて会計業務を行なうことは適当ではない。

また、税理士会の一部の人のなかには、公認会計士第二次試験に税法の科目がなく、税理士試験に会計簿記とか財務諸表がある、と強調する向きがあるが、およそ能力の判定は、科目の全部についての学識とその実務経験の有無によるものではなく、基礎学識を応用できるか否かの能力の問題である。公認会計士試験では第二次試験で基礎学識を、第二次試験合格後三年間の士補期間でその応用能力と実務経験を徹底させ、第三次試験で広範囲な税の実務試験が課されて総合的に能力が判定されている。税務を知らずして監査ができるわけがない。

とくに、商法改正に未だに強く反対している税理士会の一部の人々は、もし一方が他方の仕事ができるようにするならば、他方もまた一方の仕事が当然できるようにすべきだとして、公認会計士が税理士の仕事ができるならば、税理士もまた公認会計士の仕事っやを出て何ら差支えない、というような無謀な高言をしている。

この人々は、依然として税理士政治連盟に拠り、日本税理士会連合会の指導を拒否し分裂状態を残したまま、商法改正反対運動の継続、「基本要綱」に基づく税理士法改悪運動を強力に推進しようとしている。

以上のように、税理士会の正常化のため、第一税理士協議会は今後益々努力すべきである。しかもこの正常化のエネルギーは第一税理士協議会をおいてほかにはない。

税理士会内部で起ったことは、まず税理士会内部で解決しなければならない。日和見主義は無責任に通ずる。

よって、われわれは公認会計士たる税理士のすべての人々に第一税理士協議会に入会されるよう強力に呼びかける。

そして、全国的組織とし、そのうえで日本公認会計士協会の重点施策に「……通知公認会計士への移行を促進し、それ以外の人は第一税理士協議会への入会を促進する」とうたうように要望する。

それは、この基本方針を実現することが、税理士会との深い関わり合いのなかからのみ実現して行くことであり、ひいては公認会計士制度の発展につながることであって、そのため先頭を切るのが第一税理士協議会であるからである。

人馬一体　赤犬狗小僧

## 主流

## 税理士会の税理士法改正案にいかに対処すべきか

東京税理士会の昭和四十九年度事業計画案が、理事会の承認を得て発表されている。

その重点施策の第一に、税理士法改正を強力に推進し、商法その他税理士制度に関連する諸法案に適切に対処することを定めている。

予算案についても、三重点施策に重点配分するとして、法対策特別委員会に要する経費、日税連への法対策分担金、東京税理士政治連盟への拠出金等で総額二六一九万円を支出することを決定しており、本年度は相当積極的に税理士法改正の推進に邁進する決意を示していると見られるのである。

ところが、税理士会の望む税理士法改正案の内容はいかなるものか。日税連においては、昭和四十六年に税理士法改正要綱案を作成し、昭和四十七年五月には「税理士法改正に関する基本要綱」を作成して関係各方面に配布しているのであるが、税理士会の税理士法改正案の考え方はこれに基づいているのである。これについては、第一税理士協議会としては、昭和四十七年八月、基本要綱に対する「第一税理士協議会の反対意見書」を発表し、基本要綱が極めて独善的で間違いに満ちていることを明らかに指摘している。

また公認会計士協会においても、反対意見書を発表している。その後商法改正問題が過熱してきたため、税理士法改正問題は一時下火であったが、商法改正が成立したので、いよいよ本格的に税理士法改正の実現へと突き進むらしい。しかし、基本要綱に基づく税理士法改正案の内容は困ったものなのである。確かに税理士の権威を高めるための自主権の確立等税理士の倫理規定を定める等を明文化せんとするのは当然のことなのであるが一方税理士資格の問題、或いは税理士の試験制度に関する件等はいずれも現行税理士法の定める公認会計士その他に対する特例の廃止を主張する等、関係諸団体の利害と著しく対立する多くの問題点を含んでいるのである。したがって、まず、これらの調整を計って行くべきであると考えるが、現在の税理士会主脳部はこれらの反対意見を調整して法改正を進めることを考えているかどうかは明らかではない。そのように優柔不断では、むしろ法改正は不可能だと初めから判断しているのではないかと疑われるところである。

第一税理士協議会は、新しい基本方針を明示した「基本計画案」を発表し、六月末日の総会において採択しようとしているが、したがって従来も今後においても、税理士会の税理士法改正案における、公認会計士と関連する部分すなわち税理士業務に付随業務として会計業務を加えることや、公認会計士たる税理士の特例すなわち通知公認会計士制度の廃止等を主軸とする税理士法改正案に絶対反対するものである。

ところが税理士会の重点施策では、かかる問題点を含むところの税理士法改正案等をその第一にかかげて、税理士会本来の使命や会員全体の利益に関する施策を第二、第三に置いておりはなはだ遺憾である。少なくとも、これらの点に関する配慮の不足が、依然として極めて顕著であることは残念この上もない。

願わくは、税理士会がその本来の使命に立ち帰ることを念願する会員が多数存在することに思いをいたし、現執行部の再考を促したい。

第一税理士協議会もまた、かかる観点に立って、税理士法改正案の修正のために、特段の努力を傾けるべきときであることを確信してやまない。

## ピリリ一言

▼第一税理士協議会の〝基本計画案〟の発表により、その〝基本方針〟が大きく打ち出された。これにより第一税理士協議会の性格と進路が明確化されたわけである。

又これで、今までのややモヤモヤしていたものがすっきりしたことになり、近来の大収穫である。

この基本計画案、短文ではあるが理路整然、論述も明快で、なかなかの圧巻である。

▼第一税理士協議会は税理士会の中の批判集団か、公認会計士協会の一組織か、税理士会の正常化のみを目的としているのか、独立組織（一局複数会制）の集結のみを意図しているのか、一部の不満のはけ口としての一時的政策目的集団にとどまるのか、恒久的組織の結成を目途としている集団なのか等々の一連の疑問を、基本計画案は明瞭直〇に解説している。

ズバリ本質論を出しにくい宿命と体質を持つと言われてきた第一税理士協議会を、ここまでハッキリさせたこの立案策定者の労には文句なしに敬意を表したい。

▼要するに第一税理士協議会は、公認会計士を主軸とした良識ある税理士の集団であり、終局的には一局複数会制による独自の税理士会を創設し、税理士業界のリーダー格として税理士会が正しい道を進むようイニシアティヴをとって行こうではないか、と基本計画案では力説している。

正にその通り！　さあ、レールは敷かれたのである。あとは走るだけ。実行あるのみである。いざ共に行こうではないか。（倉田）

# 座談会　税理士会はいかにあるべきか（2）

税理士会は新たな局面を迎え、税理士会内において、その正常化に努力しつつある心あるグループの果たすべき使命はいよいよ重大になってきた。そこで前号では税理士会はどうあるべきかのテーマのもとに二局複数会を論じたが、本号では役員選挙問題を論じ掲載した。座談会の顔ぶれは、おなじみのいわゆる三会の代表的面々である。

## 税理士会の役員に期待する

**司会**　それでは今度は話題を変えさせていただきます。

先月号において申し上げましたように、この座談会の大テーマは今後の「税理士会はどうあるべきか」ということですが、時間もございません。そこでこれをまた絞って、来年度は税理士会の役員選挙という問題が起きてくるわけですが、それについていろいろ論じてみたいと思います。

もうすでにご承知のとおり、過去の選挙において、われわれの団結によって〝添田内閣〟が成立したわけでございますが、来年度の選挙において、当然別のほうから会長候補が出てくるという見通しがあるわけでございます。あるいはわれわれが考えていないようなグループから会長候補が出てくるかもわかりません。

このへんはまだわかりませんがいずれにいたしましても、要は、良識のある会長をわれわれとしては選出していかなければならないということ。これはお互いにそうだろうと思うのです。

そのへん次期の税理士会役員選挙、とくに会長選出の問題につきまして、会長をどういうふうに選出していったらいいか。どうあるべきか。

あるいは下馬評として、こういうふうな方が出そうだということにくわしい方、ちょうど、役員選挙の〝生き字引〟のような松本先生あたりもおられますし、そういう下馬評をご存じの方があればお話しいただきたいと思います。

編集のほうは適当にいろいろ表現するので、ひとつ、忌憚のないご意見でわれわれの団結を深めてきたるべき会長選挙に臨み、意義ある会長を出していきたいと思います。

そのへんのことをテーマにいたしまして、ではさっそく、松本先生あたりから一発、次期会長選出への弁をお願いしたいと思います。

**松本**　最初のご指名で大変恐縮でございます。ズバリ申し上げて私見ですが添田正夫会長を再び出したいという気持は持っています。ほかの方をといわれれば、具体的に名前は言えませんが、たとえば国会議員で友好団体の資格をもっている者があれば捜すこともできるかも知れません。あるいは大蔵省とか官界の出身の方を立てるということも一つの方法です。これは衆議院では無理だろうから参議院から見つけてくる。

しかし、この方たちがダメだと言うなら、やはり添田さんで行かざるを得ないのではないだろうかと思います。これはあくまで私個人の考えであります。

## これからの税理士会の会長に望みたいこと

**司会**　官界云々が出ましたのでそれでは桜友会のほうでひとつ……。（笑）

**古屋**　正直いって、添田会長というのは大変練れてきまして、実にりっぱになられたというふうに思っているわけです。あのただただしい発言の仕方など、いろいろ不安定な要素があったんですけれども、実際に会長をやっておられる間に段々みがきかかってきたのでしょう。実は今朝も二時間ばかりお話してきたばかりですが、確かに練れてきたという感を非常に強くしました。

だからといって、決して桜友会として満足をしているのではありません。（笑）ですから、次回に推すか推さないかは現時点では、未確定要素が多すぎるのでなんとも言えません。

本人に探ってみますと、ヤル気十分のように感ぜられます。ですから人間的にもいろいろ欠点がおぎなわれていって成長されたということを感じるわけですから、ほんとうにうまい参謀がいて、力を結集してやれば、今後の重要課題も乗りきれないことはないと思うのですが、若干の不安感はそこはかとなく感じているわけです。

これからの税理士会の会長に望みたいことは、

私ども税理士の行くべき道はどこにあるのか。

責任のある税理士の地位はどうしたら獲得できるのか。

税法そのものの中に税理士の監査を期待した規程が織り込まれるようにならないものだろうか。

こんな高い希望をかかげて、これを実現させる努力をしてくれる会長が望ましいと思います。

もう一つ重要なことは、たとえば税理士法の改正について、桜友会の希求していることがらを、どのように対処するかをわれわれ桜友会に表明して欲しいことです。

たとえば特別試験の代案としてこんなことを考えている、とかいうふうにね。

## 会長の執務態勢が合理化されること

**司会**　桜友会の側から会長候補みたいな方を何かお考えになっているかどうかという点はいかがですか。

**古屋**　考えておりません。といいますのはいまの税理士会の状況は、先月号来話が出ておりますように、選挙制度も一考の余地があるし、熱行部を作っても、自分の息の掛かった人が、自分を助けて自分の活動を積極的に援助してくれるだろうと思う理事が、思うようには出てこないわけですね。そういうところへわれわれの仲間を莫大な金を使ってドロまみれにさせる気持は、いまのところはありません。

ただし会務の執務規程がもっと簡素化され、たとえば「一週間のうち六日間だけ出て、四日間は東京会のことを一生懸命やり、二日間は日税連のことをやる、後の三週間は自分の事務所の仕事を十分やれる。」というような執務体制が確立されたら、また支部長を中心とした代議員の選出制度が行なわれ、会員のほんとうの声が通じるようなことができるならば、桜友会にはいっぱい人材がおりますから、たとえば「工藤幸男さん、出てくれ」ということになるかもしれません。（笑）会長を出すにはそういう条件があるんです。現在はその環境でないと私は判断しておりますから、現在のところ考えておりませんという御返事しか出来ません。

**司会**　では、板倉先生あたりは他部会、たとえば青税連とか専業税理士会とか、そういうグループの方々の情報に精通しておられますから、そのような中からどういう人たちが下馬評に乗って、どう

（三頁へ続く）

### 出席者

（敬称略・順不問）

税理士桜友会
古屋正
久米真次
近江亮吉
工藤幸男

清流の会
中村弘
松本裕
板倉孝典
浅井新平

第一税理士協議会
岡崎寿士
岩崎守利
下田友吉
千正清夫

（司）
長坂利正
松木正輝


私の12年、私は私

日本の人はラベルで飲みます。
私は私の舌で飲みます。
12年オールドオーシャンは、
私が日本でみつけました。

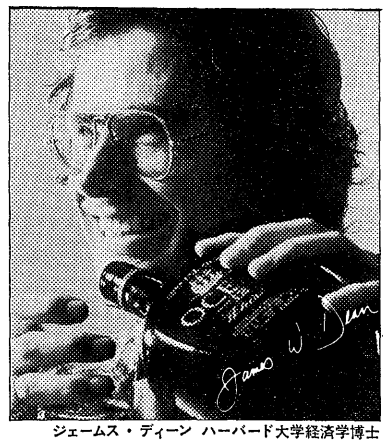
ジェームス・ディーン　ハーバード大学経済学博士

軽井沢原酒（モルト）と山梨原酒（モルト）をブルンドした。
スコッチと同じ複数原酒（モルト）ウイスキー。

12年オールド
オーシャン®ウイスキー
760ml

野村の財形貯蓄

野村證券株式会社
新宿支店

東京都新宿区歌舞伎町1番3
（新宿サブナード地下街）
電　話　03（356）0351番
支店長　宮地　弘

（二頁から続く）

いう野心を持っている人がいるかというようなあたりをお話しいただけたらと思いますが。

**板倉**　いまのところまだ下馬評に乗ってないんじゃないですか、向こうのほうでも。（笑）

**司会**　そうすると現在出てくるのはやっぱり波多野さんあたりですか。

**板倉**　波多野さんは、おそらく今度は出ないというような感じです。

## 会長選挙に費用もかかりすぎる

**司会**　波多野君でなかったら関本君だという気もするんだけれどそのへんはまだ……。

**岩崎**　まだはっきりしてませんね。私はどういう事態がこようとやはりこの三会がいまの結束のままの状態で行きたいと思うんですよ。古屋先生もなかなか難しい注文をつけたわけだけれども、会長は必ずしも桜友会の代表ではないわけだし、第一税理士協議会の代表でもない。

しかし、いずれにしろ古屋先生の言う気持は、私はよくわかっている。税理士会というものがだんだんいまのような闘争を通じてということでは困る。まあ税務署の下請ではないけれども、もう少し税務署との間、関係官庁との間に密接なかたち、かつ十分に監督権が発動できるような状態の税理士会でなければ、今後だめだと思うんですよ。

私は、古屋先生が言ったように経済性の問題があるから、いまの状態を続けて行ってこれという適任者を生むということは、とうてい不可能だと思う。したがってもう少し元の形に帰るわけですね、もう少し金のかからんような。いまの状態のままにしておったら、二千万円が三千万円、三千万円が四千万円という時代がくると思いますよ。あるいは添田さんが病気したというのは、金の関係で病気したのかもわからん。（笑）

私、添田氏とは古い付き合いでもあるし、添田氏は決して悪いとは思わないけれども、必ずしも適任であるということも言えない。

しかし税理士法の改正ということにからんで、税理士法をどう改正するかという議論は、かって私は税理士会の制度部長当時さんざんやって、自ら税理士法を廃案に持ち込んだわけです。私は常に思っているんです。税理士法の改正

**司会**　いまの先生の勘では？。

**板倉**　勘ではね。

**司会**　そうすると、それに代わるべき人が出てくるわけでしょう。

**岩崎**　それに代わるべき人は必ず出てきますよね。名前はまだ出ていないようだけれども、まあだいたいいままでの幹部の中から出てくる。

**古屋**　波多野君だ、関本君だという噂はちらほら聞きますけれども……。

## 税理士法改正は容易ではない

**古屋**　副会長の古い順序からいうと、今までの関係から若干の人がちょっと浮かんでくるわけです

**岩崎**　私、そのひとに代わって言うわけじゃないけれど、三会のみんなが一致して推すと言えば彼はやるでしょう。やるけれども、税理士法の改正ができるかという問題になってくると、これはちょっと引き受けられませんね。

**板倉**　そうでしょうね。税理士法改正はいろいろ難しいですよ。

**岩崎**　じゃあ添田氏がやってできるかということになる。法律の改正というものはそう簡単にはできませんよ。

**板倉**　法改正は人じゃないですけどね。

**松木**　一つ心配なのは、仮にそのひとを推し、本人は出る意思があって出るかもしれませんが、果たしてそれで勝てるかどうかということも考えていただきたい。もし勝てる可能性がないんなら、無理に推して本人をつぶしてしまうようなことはしたくない、というのがわれわれの気持なんです。

**古屋**　同感です。

**板倉**　三会以外のところでは、ある税界の人を立ててやろうというような意思もあるらしいです。そういうウワサが飛んでるんです。そうなると、そちらのほうへ頼みに行くんじゃないか。

というが、いったいどこを改正するんだという問題が最後に出てくるだろうと思うんです。いま税理士会の言っていることは、まさに傍若無人の改正案なんです。全部が全部あれを認めるという者は、おそらくいないだろうと思う。

今国会あたりを通じて、税理士法を改正するかどうかという質問も野党から出ています。しかし大蔵省は、「その意思はありません」と言うに近いことを言っています。「まだその準備に着手していない。まだそういう芽生えは出ていない」ということを言っておられます。

結局そうやっていくと添田氏しかいないじゃないかという気持はするんだけれどもね。

しかし、桜友会にも第一税理士協議会にも適任者はいるけれども現在の税理士会ではそんなに骨身を削って引き受けることもないだろう、というのがみんなの意見じゃないかと思うんです。

だから、もう少し本来の会員のためになる組織というものが今後できてこなければ、いつまでもこういう批判態勢が出てくるわけです。

**岩崎**　そのひとの性格のある一面は、なかなか表へ飛び出そうという性格ではない。だから何かそういう紛争に巻き込まれたくないというような一面もあるんじゃないですか。まあ副会長を何年もやっていることだから、順序からいけば添田さんの次はそのひとがやったらいいんじゃないか、という意見が出てくることは当然ですね。

**古屋**　こういうことがあるんですね。溝田氏が計理士の称号を返納してまで会長に執着したときがあったでしょ。そのひとがなってたとえば税理士法改正という問題が表面に出た場合、公認会計士であるというようなことから非常にやりにくいということが出てくるかもしれない。

**岩崎**　しかし反対に、公認会計士であるがために、兼業なるがためにやりいい面もある。公認会計士は接点が非常にあるからね。

## 税理士法改正問題との関連で

**司会**　とにかく今日集まった団体が強力に推さなければ、だれにしても出られないわけですよ。相手方は相手方のほうである税界からという動きもあるらしいので、いずれにしてもこの人に勝てる人を推していかないといけないということですね。

**久米**　これからの会長は何と言っても、内部に対する統制力だけでなく、税理士会が発展するためには、外部に対する政治力が要求されますね。

とくに、今回の税理士法改正問題に対しては、私が本部の法対策特別委員の一人としてとくに申し上げたいことは、改正要綱は表裏の二面をもっていることです。

すなわち表面は納税者の権利擁護でありますが、実際の面は税理士自体の権利の確立と保証に終始しております。

これでは権威もなく、いくら政治運動してみても空振りで説得力がありません。

この運動を成功に導びくには、各派よりそれぞれ代表を選び互いに修整するところは修整し合い、真に税理士会のためにはずかしからぬ改正法案を作成しなければならないと思います。

このためには、これに対する地固めが第一番に要請されるわけで目下これに応じる対策を練っております。

そしてこの内部に対する地固めと同時に外部に対する対応策として、卓越した識見と政治力のある会長が今こそ必要です。

この選択方法として官僚出身者の案がありますが、大分抵抗が考えられますので、出来得れば外部より官僚以外の大物を会長に招きおおいに政治力を発揮して貰いたいものですね。

おそらくここにおられる皆さんも同感と思いますが。

いずれにしても、この会長問題については三会とも利害が大体共通しておりますから、今後とも強力に向を重ねて練ってゆく必要がありますのでよろしくお願いいたします。

**板倉**　しかし天下りの場合は、反発する者が多いと思います。とくに若手に多い。かって前田会長の前まではずっと天下りですよね。それに反発して初めて前田会長が出たわけですから、また元に戻るんじゃないかということで、おそらく出しても、票が入るか入らないかそれは疑問ですよ。

**司会**　官僚は困るということでね。

**板倉**　せっかく民間人がとったものを、ふたたび官僚に復古するということで……。

**岩崎**　桜友会は皆官僚派だ。（笑）

**板倉**　いや、桜友会の場合は税理士として出ますから、官僚とは言えないんですよ。

**岩崎**　しかし大阪の専税協では桜友会を官僚派だと言うんだ。違うと言っても、そういうふうに宣伝しますよ、彼らは。

**司会**　しかし、会員ならいい。

**板倉**　昔からなっている会員ならいいんです。このためになった急拵えの会員ならまずいですけど。

（四頁へ続く）

写真は右上から古屋、近江、久米、工藤、中村、松本、板倉、浅井、岡崎、岩崎、下田、千正、長坂、松木の各氏。

（笑）

**岡崎**　しかし古屋さんが言うのも一理あると思う。公認会計士という称号があるがために……。したがって、一局複数会制の必要の素因がある。

打手の小槌でもなければ…

赤天狗小僧

役に立つ
お中元

味の素 バラエティギフト

「味の素」からコーヒーまで、21種類の詰合わせ。お値段は600円から6,000円まで。



2,000円（ロ－E）

- 「味の素」――40g瓶　1個
- 「味の素」――50g缶　2個
- 「ハイ・ミー」――40g瓶　1個
- 「ハイ・ミー」――50g缶　1個
- デラックス「アジシオ」――60g瓶　1個
- サラダ油――800g缶　1個
- 調合コーンサラダ油――800g缶　1個

一日のピリオド。
黒丸……。
円熟の味わいと
豊かな香りが、
その日の終章を
演出します。

世界のウイスキー
サントリーオールド

# 今後の税理士会はいかにあるべきか

**司会**　選挙の問題はまだ時期尚早でございますが、こういうテーマを出したというのも、私たち三会が合同して、きたるべき選挙に備えて団結していただいて、理想的な会長を出したいという老婆心からでございます。まったくのフリー・トーキングということでまだご発言のない方のご発言をお願いしたいと思います。

**浅井**　要は、勝てる人を持ってこなければダメだということですね。

**岩崎**　それにしても、なんであんなに金を使うのかね。

**浅井**　だけど自由職業団体の会長というのは、やっぱり金がかかることはかかるね。この間、弁護士会の連合会会長のお祝いか何かがあったでしょ。百人ぐらいを帝国ホテルに集めていたようだけれど、あれは会費を取らないんだってね。どうしても一千万円単位ぐらいの金を使わないと、会長にはなれないらしいね。

**岩崎**　立候補する人数はある程度絞らにゃいかんね。

**浅井**　人数は自ずから絞られるけどね。

**司会**　中村先生、どうぞ。

**中村**　ちょっと関連して申し上げておきたいんですが、どうして清流の会ができたかということなんですが、派閥というものを超越したものに育てていかなきゃいけないということです。派閥の主義主張を尊重してそれをエキスとして税理士会の主義主張として、それを強く打ちだしたいのです。役員選挙にもそういう態度で臨みたいと思っています。

**岩崎**　もともと源流はみんなわれわれが作ったわけだね。私はいつも思っているんだけど、民社党じゃないが、どっちにも属さないということだけど、どっちかというとこっちを向いてるわけだね。

そこで、あなたのところの会は各支部ごとに組織を作ったらどうかと思うんだ。あなたのところだけだれも声もかけてこないし、ただ「清流の会でございます」ということでやっているんで、そういうことを言っては失礼だけど、心もとないわけだな。もう少し組織部でもガッチリしたのを作って、各部に組織を作っていくというのをやっていってもらいたいというのが、私のお願いなんだ。

**中村**　そういうかたちで考える方もおられるでしょうね。商法に対する国会運動のときでも多数の議員が税理士会は二つも三つもあるのか、主義主張が全く違うではないかといっている。このままでは税理士法改正はできないでしょう。

**古屋**　あんまり固めないで。（笑）

**近江**　中村先生から清流の会の設立の趣旨についてお話がありましたので、私も「今後の税理士会はいかにあるべきか」というテーマに関連してちょっと付け加えさせて頂きたいと思います。

と申しますのは、私にはいま二つの大きな問題意識があるわけです。その一つは私の住んでいる練馬税務署管内には八千の法人がある。これが毎日七〇社八〇社と増加しつつある。その一方、税務署の法人担当職員の数は統轄調査官を含めて五九名ですから職員一人当り一三〇社～一四〇社になる。実働人員を七割とすると一人当り約二〇〇社ということですね。練馬は発展地ですから特殊の例かも知れませんが、それでも現実の行政がそれほどのトラブルもなく動いているのは、税理士その他関係民間団体が大きな役割を果たしているということだと思います。

いま一つは、先日、国税庁長官の話を聞く機会があったのですが、長官は、今後国税庁では「協力団体」という言葉を使うのをやめるといっているわけです。というのは、協力団体という言葉は、税務署を中心にした行政の在り方を前提として、それに協力する団体という意味になるわけですが、そういう税務署中心主義の考え方は、過去においてはともかくとして、申告納税制度の定着した現在の実情に合わないということですね。ですから、国税庁では二年ほど前から「税理士会その他の関係民間団体の協力」という表現に切り替えている。

この二つの問題を表裏一体のものとして考え合わせてみると、「今後における税理士会のあり方」についてどのような具体策が必要なのか。こういう点を真剣に考えてみる必要があると感じているわけです。

結論は自ずから明らかだと思いますが、「税理士会との協調を図りつつ」という税務運営方針を明確にした国税庁に対して、税理士会及び税理士各自がこれにどのように対応し、どのような責任態勢を確立して行くのか。さきほど来の一つ一つの問題がこれに結びついているわけですし、またこの点に関する将来の展望に立ったご意見のように拝聴していたわけですが、今年を一つの転機として、税務の行政も、その重要な一部を荷う税理士会も、大きく発展して行くことになるだろう。そういう感じというか、期待というか、それを強く感じているわけです。

みんなの帽子を！　赤犬狗小僧

## 全体の団結にピッタリした役員を！

**司会**　それでは時間がまいりましたので、ご発言のなかった工藤先生、下田先生、千正先生に一言ずつお話し頂いて、最後に岡崎会長から「結びのことば」をお願いしたいと思います。

**工藤**　税理士会の来るべき役員選挙に臨む桜友会としての立場や考え方は、古屋先生方からいろいろご発言がありましたので、私からとくに申し上げることはございません。要するに、現段階では税理士会というところは、いろいろの利害や立場が混在しておりますので、それらを総合的に把えて全体として強力な税理士会にリードして行く会長なり、理事なりが望ましいわけです。そういう税理士会のあるべき姿にふさわしい候補者を得たならば、その人に対する個人的な好き嫌いはつつしみたいと思います。それから業界団体の役員選挙は公職選挙ではないから選挙費用の法的制限はないかも知れませんが、多額の費用を要するということは、候補者はもとより結局会員に迷惑をかけることにもなりますので、全会員が自主的に棄権なく投票するという信念を持つことが大切だと思います。

**下田**　私も今までのどなたかの発言のくり返しになるかと思いますが、これからの税理士会を正して行ってあるべき姿に持って行くには桜友会、清流の会、第一税理士協議会のこの三会の団結なくしてはあり得ないと思います。更に税理士会、公認会計士協会が仲良くならなければ、職業専門人全体の前進もあり得ないと思います。したがって役員も、そのことをよく体した、全体の団結にピッタリした人を選びたいものです。

**千正**　とにかく来年は税理士会の役員選挙があります。会長としては今のところ添田さんが有力な線が多いと思いますが、添田体制に反対する側が一本にまとまって来たとき、こっちがバラバラでは選挙戦になりませんので、私、個人としては添田さんを必ずしも好んでいるわけではないんでございますが、いまいろいろ考えてみますと、やはり何年間かの実績というプラス面は添田さんにあろうかとは思われます。

ということは、あの人は、座談的にはなかなかいいことも言うんです。ところが何となく茫洋としていて、つかみどころがない。（笑）そういうところがあの人の欠点でもあり、長所でもある。

**岡崎**　本日は貴重なご意見をたくさんお聞かせ頂き、ありがとうございました。

いま、千正副会長からお話もありましたように、添田体制に反対する側に会長を譲ったのでは、また不正常な税理士会に逆戻りになる可能性も非常に強いわけですから、この際ひとつ皆さんと協力一致して、いや更に税理士会を正常化して行くことに邁進して行きたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。どうぞ今後ともよろしくお願い致します。（拍手）

**司会**　どうもありがとうございました。

# 会費納入ご協力のお願い

本紙一面に掲載された第一税理士協議会「基本計画（案）」は既に会員皆さまのお手元に総会議案綴（案）として届いていると思います。

第一税理士協議会は従来までの会活動を更に推進し飛躍するための「基本計画」を作成し、明確なる基本方針のもと種々の困難な問題解決に鋭意活動してゆくつもりです。つきましては会員皆さまの会活動へのご支援とこれら活動のために資金を必要としておりますので速やかなる会費納入のご高配をお願い申し上げます。

## 名刺広告募集

ふたたび暑い夏が、夏の風物詩をたずさえてやってきました只今、編集局は会員皆さまの暑中御見舞の名刺広告を募っております。電話にて受け付けてますので左記係まで申し込みください。

電話　（二七二）六七六一～五　担当者　コアクツ

## 原稿募集

会員の皆さまの海外旅行見聞記、国内旅行再発見記、季節だより、身辺の事柄、雑感等を編集局はお待ちしております。四百字詰原稿用紙二～三枚程度で結構です。


# 横浜のビジネスセンターにあなたの事務所を！

●商店街・ビル街の中心部。
●国鉄関内駅へ徒歩8分。地下鉄伊勢佐木長者町へ徒歩4分。
●ビジネスセンターとして、横浜―伊勢佐木長者町（地下鉄）50年開通により価値は、ますます増大。
●ホテル並みの機能性を備えた環境。
●750万円～2,160万円のお買得な価格。

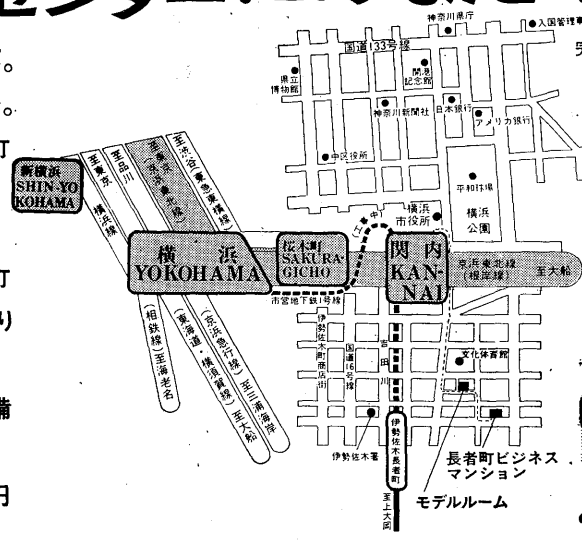


完成予想図

長者町ビジネスマンション

建築概要●所在地／神奈川県横浜市中区長者町2丁目5番5号●交通／国鉄根岸線〈関内駅〉下車徒歩8分・市営地下鉄1号線〈伊勢佐木長者町〉下車徒歩4分●戸数／住居：147戸・事務所：15室・店舗：2戸●価格／住居：750万円（5戸）～1,100万円台（51戸）～1,500万円（1戸）事務所：1,360万円（1戸）～2,100万円台（6戸）～2,160万円（2戸）店舗：3,280万円・3,320万円●専有面積／住居：24.11㎡～47.61㎡（バルコニーを含まず）事務所：46.48㎡～78.69㎡店舗：95.44㎡・98.15㎡●構造／鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）●階数／地下1階、地上11階、塔屋2階●敷地面積／897.86㎡●建築面積／824.22㎡●建築延面積／8,856.42㎡●権利関係／第三者の権利関係なし、分譲後専有面積割合による所有権（共有）●管理費／住居：月額3,290円～6,480円事務所：月額12,660円～21,420円店舗：月額28,010円・28,800円●前金保証機関／中央信託銀行本店●完成予定日／昭和50年3月末日●建築確認番号／第47中1017号●設計・施工／（株）松村組東京支店●有効期限／昭和49年3月末日

〔住宅ローン〕●取扱／中央信託銀行本店●融資額／分譲価格の70％以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利9.12％（生保付）●返済方法／(1)元利均等月賦返済、(2)(1)に元利均等半年賦返済●取扱／大成火災海上保険●融資額／分譲価格の70％以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利8.4％～9.0％（生保付）●返済方法／(1)元利均等月賦償還、(2)(1)に元利均等半年賦償還＊いずれも、住宅ローン保証保険にご加入いただき保険料はお客様のご負担とします。（利率は金融情勢により変更する場合があります。）

モデルルーム☎(045)662-7201にて
好評分譲受付中
●申込金10万円と印鑑をご持参ください。
●営業時間：午前10時～午後5時（水曜定休日）。

●売主　東京都知事免許（3）第332号　社団法人不動産協会会員
日本中央地所株式会社
〒103 東京都中央区日本橋一丁目5－3電話03(271)2641(代)

●お問合せ先　販売受託（代理）
建設大臣届出第7号　社団法人不動産協会会員
中央信託銀行不動産部
〒104 東京都中央区京橋1-3 電話03(567)1451(大代)

資料請求券
長者町ビジネスマンション
第一税協

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年7月15日　（月曜日）　第35号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円　年極500円）

目次

第一頁　総会関係ニュース
第二頁　主流、第一税理士協議会の進むべき道／岡崎寿士
第三頁
第四頁　暑中見舞挨拶

## 第一税理協議会第六回総会　基本計画を決定す

## 税理士百年の大計のため税理士法改悪に反対する

六月二十九日（土）の午後、第一税理士協議会の第六回定期総会が開催された。とくにこの総会では「基本計画」が決定されるとして開会前から話題を呼び、審議が始まるや活発に討議されて、第一税理士協議会の性格と進路を明らかにした画期的な基本計画が決定され、強力な基本方針が打ち出された。基本計画の骨子は、一局複数会制を具体的に推進し、やがて公認会計士の名称で税理士業務ができるような法改正に努力し、とくに税理士法の改悪には反対するというもので、そのために公認会計士たる税理士のすべての人々は第一税理士協議会へ入会されるようにと強く訴えている。なお、第一税理士協議会の役員改選期は来年であるが、組織を強化するためそれまでの任期内で、松木正輝副会長、岸本勝次・兼山金刀圀・宮武　一理事が補選された。（宮武氏は江戸川支部長兼任）

### 松木副会長・岸本・兼山・宮武理事補選さる

総会は長坂利正副会長の司会によってはじまり、千正清夫副会長が「第一税理士協議会には、たとえばメリットがあるのかというような批判がいろいろあるが、間接的に大きなメリットがあり、それを〝基本計画案〟に盛り込んでいる」という旨の開会の弁を述べた岡崎寿士会長の挨拶でも同様の点が強調され「第一税理士協議会は税理士会の中では特異な存在であり、税理士会のためにも結局有益な団体であるから一層組織を増強し、活動を強化しよう」と述べた。来賓として見えた久保村得治郎東京税理士会副会長は「税理士会のなかにおける第一税理士協議会の存在は貴重なものであり、本来この会の会合は税理士会館の中で行なわれても然るべきもので、桜友会はすでに実行している。しかし実績という問題もあろうからとにかく税理士会の中で、税理士の立場の向上をひたすら考えて頂きたく、そのためにも一層拡大に努められたい。税理士法の改正問題では、税理士会の主張は未来像を示している点ですぐれた面もあるが、その実現には関係団体とよく調整した上で改められるものは改めるべきと思っている」と挨拶した。第一税理士協議会の会員でもある越智敏通公認会計士協会副会長は「とくに税理士会の役員選挙において果たしたこの会の役割は大きく、その力を知らない人はいない。やがて税理士と公認会計士との問題は大きな山ばを迎える時が必らず来ると思うが、そのときは税理士会の士倭の中で論議すべきであって、この会の存在意義は大きい。第一税理士協議会の旗のもとに活動しよう」と述べた。

岡崎会長が議長席につき、長坂副会長が第六年度事業及び会務を報告し承認された。続いて、第六年度決算報告（千正氏提案）、第七年度事業計画案・同予算案（長坂氏提案）が上程され、それぞれ原案通り可決承認された。

そのあとで基本計画案（岩崎守利副会長提案）の審議に移り、松木正輝氏説明のもとに活発討議され別掲のように基本計画が決定された。

これによって、第一税理士協議会は次元の低い「メリット論」から脱け出し、一局複数会制や法改正の実現、税理士法改悪反対、そのための組織増強へ力強い第一歩を踏み出すことになった。

ここでかけつけて頂いた添田正夫日本税理士連合会会長と宮坂保清日本公認会計士協会会長の挨拶があった。添田氏は「税理士法改正には知恵をしぼっているが、皆さんの指導でより良く改めて行きたい。〝基本要綱〟に基づいて改正して行くけれども、国会で社会に合うように訂正されるだろう」と述べた。宮坂氏は「税理士法改正にあたっては、公認会計士の進むべき道が正しく織り込まれるべきであると思われる。第一税理士協議会はまさにその推進力になっていただきたい」と述べた。

最後に議長から役員補選の件が提案された。役員改選期は来年度であるが、規約の解釈上補選が可能であり、組織強化のために、松木正輝副会長、岸本勝次理事（下谷）、兼山金刀圀理事（練馬）、宮武一理事・支部長（江戸川）の四氏が満場一致で補選された。

松木氏と兼山氏が代表して就任挨拶を行ない、下田友吉副会長の「基本計画で強力に運動を展開して行こう」との閉会の辞で滞りなく第六回定期総会を終了した。

その後、万世日本橋店で和やかに懇親会を開き、老若意気を合せて懇談し、懇親の実をあげた。

## 第一税理士協議会　基本計画

第一税理士協議会は、視野を広く持ち、社会のために、税理士のために、その力を結集して税理士会が正しい道を進むために努力しなければならない。

過般の商法改正に際して、税理士会の意見が最終的に反対運動終息に向ったのも、第一税理士協議会等のたゆみない努力が税理士会内部の心ある人々を動かした結果である。

ここに、第一税理士協議会は日本公認会計士協会、通知公認会計士会等と一体となって、次の基本方針の達成のために活動する。

### 基本方針

一、税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調して、そのための礎を築くことを目標とする。

二、公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように法改正に努力する。

三、税理士会の「税理士法改正に関する基本要綱」にある会計業務に関する規定並びに公認会計士に関する部分の改悪を意図する税理士法改正に断固反対することにすべきである。

（理由）

一、今日の税理士会は、資格取得の複雑な構成の上に成り立っている。しかも、東京税理士会が現に八千名に及ぶ多人数で統制し難いこと、円満な税理士の会の運営のため同志的統合の必要なこと、強制加入であるが故に自己の所属すべき会を選択する自由があるべきこと、等を理由に夙に「一局複数会制」を提唱してきた。

そのために第一税理士協議会の会員増強をはかり、やがて公認会計士たる税理士が中心となった税理士会誕生のその母体となることを期するものである。

二、通知公認会計士制度は当然の規定である。むしろ諸外国においては〝税務〟を職業とする者の主流は公認会計士であるから、公認会計士の業務を監査のみに限定する必要はない。それどころか、弁護士と公認会計士に同様な税理士の通知制度を認めるのであれば、税理士法第五十一条と第五十一条の二にわけてきめられている弁護士と公認会計士における通知制度上の差別はいわれのないものであり、第五十一条の二を廃止して第五十一条に公認会計士も加えることである。

三、税理士会は「税理士法改正に関する基本要綱」に基づいて税理士法改正運動を展開しはじめている。「基本要綱」のなかでは、弁護士・公認会計士による税理士資格取得を廃止し、弁護士・公認会計士における通知制度を廃止しようとしている。同時に、税理士の名称を用いて財務書類の作成等会計業務ができるように要求している。

その名称を用いて財務書類の作成、財務に関する調査立案・相談等を行ない得るのは公認会計士のみであり、監査を除く会計業務は誰でも行ない得るものであるから税理士業務遂行上強いて法改正して税理士法上に明記することは必要がないし、税理士の名称を用いて会計業務を行なうことは適当ではない。

また、税理士会の一部の人のなかには、公認会計士第二次試験に税法の科目がなく、税理士試験に会計簿記とか財務諸表があると強調する向きがあるが、およそ能力の判定は、科目の全部についての学識とその実務経験の有無によるものではなく、基礎学識を応用できるか否かの能力の問題である。公認会計士試験では第二次試験で基礎学識を、第二次試験合格後三年間の士補期間でその応用能力と実務経験を徹底させ、第三次試験で広範囲な税の実務試験が課されて総合的に能力が判定されている。税務を知らずして監査ができるわけがない。

とくに、商法改正に未だに強く反対している税理士会の一部の人々は、もし一方が他方の仕事ができるようにするならば、他方もまた一方の仕事が当然できるようにすべきだとして、公認会計士が税理士の仕事ができるならば、税理士もまた公認会計士の仕事をやって何ら差支えない、というような無謀な高言をしている。

この人々は、税理士政治連盟を混乱させ、日本税理士会連合会の指導を拒否したまま、依然として商法改正反対運動の継続と、「基本要綱」に基づく税理士法改悪運動を強力に推進しようとしている。

以上のように、税理士会の正常化のため、第一税理士協議会は今後益々努力すべきである。しかも、この正常化のエネルギーは第一税理士協議会をおいてほかにはない。

税理士会内部で起ったことはまず税理士会内部で解決しなければならない。日和見主義は無責任に通ずる。

よって、われわれは公認会計士たる税理士のすべての人々に第一税理士協議会に入会されるよう協力に呼びかける。

そして、全国的組織とし、そのうえで日本公認会計士協会の重点施策に「……通知公認会計士会または第一税理士協議会への入会を促進する」とうたうように要望する。

この基本方針を実現することは、ひいては公認会計士制度の発展につながることであり、それは税理士会との深い関わり合いを要するから、そのための先頭を切るのが第一税理士協議会である。

### ピリリ一言

▼現在、財務諸表規則並びに株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の改訂作業が行なわれているようである。企業会計原則修正案の見直しも行なわれている。いずれも、一～二ケ月のうちに成案をみることになろう。来年の法人税改正でも、改正商法を受けた改正が行なわれる見通しである。

▼証券取引法に関連のある財務諸表規則と商法に関連する計算規則とを一致させるだけでも大変なことと思う。しかし、この二つに税法の求める財務諸表をも合せて、この際、なんとしてでも一致させてもらいたいものである。有価証券報告書を作るための組替えなどは過去のものにして頂きたいものである。もともと、企業会計原則はそうした意図に基いて修正されたものなのだ。皆、それぞれの立場もあると思うが、小異を捨てて大同につき、修正された企業会計原則通りに行なえば、税法にも商法にも証取法にも合致するようになることを願うものである。

▼商法改正案が通過するまでの長い歳月のうちに担当する人が相当変ってしまったので、当時の事情の記憶がどの程度残っているか判らないが、もともとそのつもりで企業会計原則の修正案が出来たのであるから。

▼なお、税務についていえば、株主総会が決算後三ケ月になるのでその取扱いが注目されるが、二ケ月たったら法人税を仮納付し、三ケ月後に精算等というわずらわしいことが起らぬよう願いたい。

理論的武装をして

赤天狗小僧

# 第一税理士協議会の進むべき道

## ■基本計画の理解のために

第一税理士協議会
会長　岡崎寿士

第一税理士協議会のこれからの進路をさし示す「基本計画」が決定された。

その骨子は、「基本計画」中の〝基本方針〟に集約されているが、第一項の一局複数会制推進についても、第二項の公認会計士の資格のままで税理士業務ができるよう法改正を望むことも、第三項の税理士法改悪に反対することも、実は従来から主張して来たことであって、全く新奇なことではない。

しかし、従来は周囲に雑音があって、それらの主張がともすればかき消されそうになり勝ちであった。今回の「基本計画」では、その雑音に煩わされないように、それらを基本方針とする理由をピシッと理論的にきめつけたところに大きな意義がある。

一局複数会制推進の問題にしても、従来は公認会計士がその資格のままで税理士業務ができるようになった暁には、そうした公認会計士たる税理士を中心とした税理士会の必要性はなくなるのではないかという曖昧な点があった。しかし税理士業務を行なう以上、公認会計士であろうと弁護士であろうと、税理士の称号を用いることは何ら差支えないのであって、したがってそのような税理士会が未来永却に存続して然るべきなのである。〝基本方針〟では、第一税理士協議会を全国的組織に発展強化させることによって、そのための礎を築こうとうたっている。

第二項はいわば、第一税理士協議会と日本公認会計士協会内通知公認会計士会とが共通する両者の究極の目標であるが、それだけにこの項目を強く掲げているが、そしてそれは従来の税理士会との関係を考えても理論的にも根拠のあることであるけれども、しかし現実には、税務署との関係において必ずしも権益が擁護されているとはいい難い。その点の若干の不安ないしムードにしようとしている。通知公認会計士会の場合は、税理士の称号を必要としないとしているが、そしてそれは従来の税理士会との関係を考えても理論的にも根拠のあることであるけれども、しかし現実には、税務の側面にばかり執着して理想を見失うのも正しい態度とはいえない。しかも、「基本計画」のなかで強調しているように、税理士法の改正問題と関連を有することの問題を論ずるとき、税理士会の外にあっては話の嚙み合いようがないので、第一税理士協議会の存在は不可欠のものであるからこそ、その基本方針にこの理想を高く掲げたのである。税理士会との接点において公認会計士制度の発展をはかろうとする第一税理士協議会の姿勢に通知公認会計士会からも激励を寄せられんことを期待するものである。

## 主流「基本計画」の決定にあたって

而して、第一税理士協議会はあくまでも税理士の集団であるから、公認会計士という側面も合せ持つけれども、いつも、いかにしたら税理士の地位が向上するかということに腐心している。ところが、正常化が進みつつある反面、なお依然として商法改正の反対を称えるなどの強硬分子が存在し、これまた、同じ税理士として批判しなければならない。四面楚歌の税理士会の「基本要綱」を根拠とする税理士法改正の要求にいつまでも執着しているようでは、全税理士にとって不幸なことである。したがって全税理士のために、そのような税理士法改悪の動きには、われわれは敢えて反対しなければならないのである。

第一税理士協議会は、なぜ税理士会のやることなすことに反対するのか、という声も聞く。一局複数会制も早期に実現しそうもないからこの会はメリットがない、とも聞く。これは皮相な見方というべきではなかろうか。逆に第一税理士協議会が存在しなかったらどうなったか。〝強硬分子〟の独走ということも考えられるし、われわれが愛着を覚える〝税理士〟の称号も遠のいたかも知れない。メリットは、もっと幅広く、将来かけての視野で把握する必要がありその姿勢から、次第に理論と現実のギャップが埋まって行くものである。それよりも、第一税理士協議会を、いかにしたら全国的規模にまで発展させることができるかということこそ、大きな今後の課題であろう。

## 一、第一税理士協議会の使命

昭和四十二年当時、東京税理士会には各種派閥があり派閥間抗争が熾烈を極め、特に専業税理士の一部の派閥が税理士会の運営を独断専行し純血運動と称して兼業税理士の排撃運動を展開していた。その目標は主として公認会計士に向けられていた。更に第七十二国会で成立した商法改正案の初期の段階である商法改正試案と称せられていた当時から税理士に関係のない問題であるにもかかわらず、巨額の会費を費消してこれが反対運動を推進した。このような事情から公認会計士兼業の税理士であるわれわれとしては、これを黙視し得ず、昭和四十四年三月、東京第一税務研究会を設立して、これらの暴走を阻止し、合せて税理士会の正常化に立ち上ったわけである。越えて翌昭和四十五年一月第一税理士協議会と改称して今日まで所期の目的達成のため努力を続けてきたものである。

改正試案の頃、日本公認会計士協会は商法改正推進に関する基本方針の一環として次のことがらを希望していた。

一、税理士会の過激な運動に巻き込まれて商法改正が公認会計士と税理士との職域闘争の場であるように誤解されることを避け軽挙妄動を慎しむこと。

二、公認会計士たる税理士に、税理士法第五十一条の二に定める通知公認会計士になるための便宜をはかり、かつ、税務の第一線において通知公認会計士が不当な取扱いを受けないよう当局に対し要請したうえで、これを組織化すること。

三、税理士会の会員である公認会計士たる税理士は、税理士会の内部から税理士に共通した主張を表明して、税理士会の正常化に努力されるように要請すること。

このうちの第一番目の希望は、その後の公認会計士の商法改正推進運動における基本的姿勢となったし、第二番目は直ちに実現して公認会計士協会内部に通知公認会計士会が発足している。

第一税理士協議会の誕生は、第三番目の要請にピッタリしたものであり、事実、この会は、税理士会会員として税理士会内部に踏みとどまり、税理士会の正常化に今もって努力しつつあるのである。

例えば、第一税理士協議会は、そこで「基本計画」の理解のために、第一税理士協議会が発足した当時の事情から説きおこし、その課されている使命、最近における周辺の事情等を種々述べてみたいと思う。

いち早く機関紙「第一税協」を発刊し継続して今日に至っている。当時、税理士会関係の新聞が商法改正に反対する一部幹部の御用新聞化していたことにあき足らず、とくに商法改正の意義と、その反対運動の無意味なことにつき、くり返し論陣を張ってきた。とりわけ、税理士会の役員選挙についての報道においても大きな役割を果たしてきたのである。

この役員選挙においては、商法改正に理解を示す候補者を推薦しその票固めに努力し、当面添田体制実現の方向へ、税理士桜友会や清流の会等と共同して決定的な力も発揮している。

また、日本税理士会連合会の「税理士法改正に関する基本要綱」に対し「反対意見書」を発表して税理士会の考え方の独善的であることを内外に指摘した。そこでは①税務書類中に財務書類を含めること、②付随業務に会計書類を含めること、③公認会計士に対する税理士資格を廃止すること、④通知公認会計制度を廃止することと等に強く反対して、一局複数会制の早期実現をはかるように訴えてやまなかったのである。

第一税理士協議会は、これらの主なる活動を通して、あきらかに一、商法改正の反対運動に狂奔して税理士全体の利益を害う非常識な一部幹部の手から税理士会を守ること――すなわち税理士会を正常化すること、

二、現在の一局一会制は原則として、会員が一定数以上に達した場合は一局に複数の会を認める特例を設けること、

三、諸外国の公認会計士と同様に公認会計士の資格のままで税理士業務が行なえるよう公認会計士法及び税理士法の改正気運を醸成すること、

等の努力をしてきたのである。

## 二、第一税理士協議会周辺の事情

前述のように第一税理士協議会は三つの努力目標を掲げて、一生懸命活動してきたのであるが、しかし、税理士会の正常化は、商法改正に或る程度の理解を示す添田体制が実現した今となっては、もはやその目的は達したのではないか、というように考える人も見受けられるような気がする。そのように考える人は、したがって何も正常になりつつある税理士会からわざわざ離脱しなくてもよかろうと考えているようにも見受けられる。公認会計士の資格のままで税理士業務が行なえるように法改正を望むことに至っては、法改正のことと自体が至難であるから、それは百年河清を待つようなものだと云々する人もなくはない。もとよりそれは適論的に表現されているのだと思われるのであるが、困ったことはそれらの考え方が集約されるとき、第一税理士協議会の使命は一応終わったのではないかと考える人がでてはじめることである。それかあらぬか、ここ一、二年来、公認会計士たる税理士は全員通知公認会計士に移行しようというような提案が本会の内部から起きている。そうすれば、通知公認会計士制度確立という実績ができ上り、通知制度廃止などは不可能となり、事実上の一局複数会制になるのではないかと演繹するのである。これに対しては、その裏返しとして、公認会計士たる税理士は全員第一税理士協議会に入会しよう、と強調する人もあった。

因みにこの点に関して、日本公認会計士協会としては、その重点施策に「公認会計士の資格で当然税理士業務が行なえるよう法改正に努力する。当面、通知公認会計士への移行を促進する」とうたっていることはご承知のとおりである。思うにこの意味するところは直接的には公認会計士であって税理士である者は、通知公認会計士に移行することが望ましいといっていることは明らかであるが、といって税理士会々員として税理士会内部より税理士会の正常化をはかることを否定もしていないようである。要は、両者の共通の目標とするところは、公認会計士の資格で当然税理士業務が行なえるように法改正することであるから、当面両者はその方向に向いて並行して努力し、やがて気運が熟した

（三頁へ続く）

株式会社 近畿相互銀行
大阪市東区本町2丁目39番地の1
電話 大阪（261）6771番（大代表）

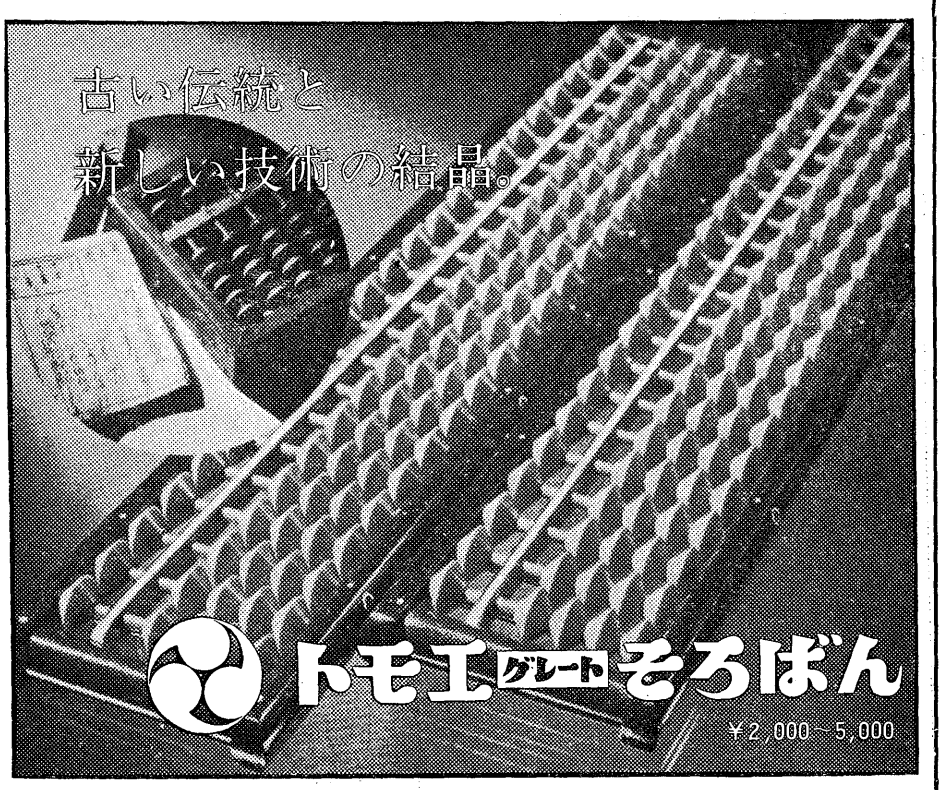

# 「基本計画」に賛成の人は第一税理士協議会へ入会を！

## 三、第一税理士協議会の「基本計画」について

（二頁より続く）

ときに何らかの統一的な動が出てくるであろうと期待しているように思われる。

ところが、これについては、通知公認会計士会の一部は、両者に共通の目標はないとしている人もいる。税務業務を営む場合通知会は単に「公認会計士」の称号で足りる場合を目標にするが、第一税理士協議会は依然として「税理士・公認会計士」の称号のままを目標にしているのではないかというのである。そして、通知会の視野には税理士の登録もなく、まして税理士会も存在せず、あるのはただ特殊法人たる日本公認会計士協会だけであり、それに反して第一税理士協議会の視野には当然第一に税理士の登録であり、その加入団体たる税理士会が最大の焦点になり、必然的に税理士会の正常化を課題にし、更にそれからの脱皮として必然的に一局複数会制を目標にするのである。つまり、通知会はいかにして税理士の称号から離脱するかをテーマにしているのに対し、第一税理士協議会はいかにして公認会計士と税理士との乖離を阻止するか、をテーマにしているのであろう、というように把えているらしい。

これとは対照的に、公認会計士協会の会員のなかには、公認会計士と税理士とでは、業務内容が全然違うから、税務業務は税理士の名において行なうのが本筋であると主張する人もいる。したがってその人は、公認会計士たる者は全員税理士登録を行ない、税務業務は税理士の名において行なおう。そして各地域会毎に公認会計士のみの税理士会を結成し、その事務所を地域会内に置こう。そうすれば、二重会費と、利害相反する場合の政治連盟会費の両払の矛盾から脱けることができるし、税務署との接触も保てるし、問題は解決する、というようにいっている。

いったい、いずれが是であり、いずれが非なのであろうか。

考えてみると、第一税理士協議会が発足し、通知公認会計士会ができた当初から、公認会計士であり税理士である者は、通知公認会計士となるか、それとも税理士会会員として内部に踏みとどまり第一税理士協議会に加盟して税理士会の正常化をはかるか、どちらか一つの道を選ぶべきであって、ノンポリ的存在は許されない、といい続けられてきている。インテリはノンポリ的な傾向に流れやすいものであるが、本来ノンポリとはオポチョニスト・日和見主義者に擬する言葉であって、目覚めたる専門的職業的組織人にとって名誉ある言葉ではない。しかし、いかほどノンポリといわれても、多数の協会会員諸氏は、いずれかの主張に迷って、身の去就をきめかねたかも知れない。

そうこうしているうちに、第一税理士協議会や通知会の会員の一部にわだかまりが醸成されつつあり、協会はまたその指導に徹底を欠き、あたらあり余るエネルギーを無為に空費しているかの如くである。これは大いなる損失といわなければならない。

税理士会ではまた、ご承知のように「税理士法改正に関する基本要綱」をきめており、それに基づいて税理士法改正運動を展開しはじめている。しかしこの「基本要綱」自体に困った部分があり、そこでは明らかに、弁護士と公認会計士における税理士資格を廃止し弁護士と公認会計士における通知制度を廃止しようとしている。すなわち「税理士の資格は、税理士法立法の本旨に照らし、税理士試験に合格した者だけに付与することとし、弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する。税理士の職務は税法並びに会計の学識と実務に精通することによってのみこれを適正に行なうことができる。しかるに弁護士は会計の学識と実務に精通していないし、公認会計士は税法と実務に精通していない。また税理士となる学識と能力の適格性の判定を未だうけていない。したがって弁護士と公認会計士に無条件で税理士の資格を与えてはならない」としており「税理士業務を行なう弁護士を廃止する。公認会計士たる税理士の特例を廃止する」といっている。同時に「基本要綱」のなかで「税理士は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ財務書類を作成し財務に関する相談に応じ、その他財務に関する事務を行なうことができることを明確に規定する」とうたっている。

これは、税理士の地位の向上という面からみると一見、もっとものように聞こえるが、他の職業専門人制度に対する干渉であり、それらにおける既得権への侵害である。見ようによっては税理士と弁護士・公認会計士との職域を混乱させ、資格制度を「水平」にしようとするかの如きコジツケととれなくもない。かかる主張をもって税理士法改正を推進しようとしても決して成功するものではないと思われるが、税理士会がそれに固執するならその動きは軽視できない。

すでに明らかなように、税理士会は正常化している状態とはいえないと思われる。

仮りに添田体制によって徐々に正常化しているにしても、それは一時点なものとみることもでき、のちに起ってくるであろう種々の法改正においていかなる反対運動をするものか予断を許さないし、税理士会の役員選挙でも選挙はいわば「水もの」であって脆弱なものであるからいかなる結果になるかわかるものではない。心あるグループがよく共闘し、よく準備してかからないと、いつ彼我の勢力が逆転するかとれも予断を許さない。

したがって第一税理士協議会は、税理士会の正常化に今後益々努力しなければならないのである。第一税理士協議会の使命はもはや終わったとするような、いわば「解党論」的達観は、明らかに「敗北の論理」である。

通知制度の問題にしても、たとえば、税理士法第五十一条の二は（公認会計士たる税理士の特例）「公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税務業務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる。」とあって、同法第五十一条（税理士業務を行う弁護士）「弁護士は所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。」ということからみれば、明らかに差別を受けている。弁護士と公認会計士に同様な税理士通知制度を認めるのであれば、この差別のいわれはないのではあるまいか。すなわち、公認会計士の場合は、「公認会計士たる税理士」とあって税理士の登録をしなければ通知の資格を付与されないのであるが弁護士の場合は税理士の登録をしなくてもそのまま通知することができるわけであるが、これを改めて、現行税理士法第五十一条の二を廃止し、第五十一条に公認会計士も加えるよう、日本の公認会計士も日本の弁護士と同じように、公認会計士のままで通知することができるように要望したいのである。そしてやがて、公認会計士法や税理士法を更に改正し、諸外国の公認会計士と同じように通知しなくても、そのまま税理士業務ができるように望みたいのである。

このことこそ、日本公認会計士協会の重点施策なのである。「…当面、通知移行を促進する」と重点施策にあるはその橋頭堡たらんことを意味していると思われる。しかし、これは、強いエネルギーと広いコンセンサスを必要とする困難な施策である。その解決の曙光は、弁護士との、税理士との、深い係わり合いのなかからしか出てこない。前述したように税理士会の「基本要綱」では「税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ財務書類を作成」できるようにしようとしており、「公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止」しようとしているのであるから、その現行制度が逆に強化されたならば、或いは税理士会は、税理士の資格のままで公認会計士業務や弁護士業務ができるような飛躍した要求をしないとは限らないかも知れないのである。

したがって、この面でも、第一税理士協議会の存在意義が大きいのである。通知公認会計士制度を防衛するのも、ひいては公認会計士の資格で当然税理士業務が行なえるように法改正に努力するのも税理士会との関わり合いのなかで進めなければならないから、税理士会の外にいたのでは、そのコンセンサスをとりにくい。

もはや結論は明らかである。第一税理士協議会は重大なる決意をもって「基本計画」を決定し、〝基本方針〟を明示した所以である。

弁護士会は、明治のはじめ激しい派閥抗争に明け暮れて遂に二つ三つに分化して行ったが、今日の税理士制度もまた資格取得の複雑な構成の上に成り立っているものであるが故に、公認会計士たる税理士や税界出身者や専業税理士のそれぞれの税理士会に当然分化して然るべきものと思われる。そこで税理士業務がある以上、その呼称を用いることも自由なのであるから、公認会計士の資格で税理士業務ができるようになる暁まで、若しくはその後も公認会計士たる税理士の団体があってもよいものと思われる。〝基本方針〟の第一はそのことを強く訴えている。そして、そのためには、第一税理士協議会はできるだけ早い機会に全国的組織へ発展させることが大切である。

〝基本方針〟の第二と第三は、もはや贅言を費すまでもなく、第二は第一税理士協議会の究極の目標であり、第三は当面の課題である。

以上のように、税理士会の中にあって、同じ税理士の立場から全税理士のために税理士会を正常化し、ひいては公認会計士制度の発展をもたらす中心的存在が第一税理士協議会であるから、われわれは第一税理士協議会へ多くの人々が入会されることを心から強く希望している。申すまでもなく自由職業人の団体は自己の分を守り、他を侵すことなく共存共栄に努力すべきである。

## 会費納入　ご協力のおねがい

本紙一面既報のように、第一税理士協議会総会は滞りなく終了し、新事業年度に対して会員皆様の絶大なる賛同が得られたものと感謝致しております。

とくに重要課題として第一税理士協議会の「基本計画」が、会の将来への展望として高く標榜されました。

第一税理士協議会「基本計画」〝基本方針〟に要約されますように、今日の税理士会・公認会計士会の理想と現実を踏まえたうえでの方針が掲げられています。第一税理士協議会は「基本計画」遂行に全力を投入し、税理士のため公認会計士のために励んでまいりたいと思います。

しかしながら、なにぶんにも活動資金が乏しく、会活動にも支障をきたすような状態ですので、会員各位のご高配のもと速やかなる会費納入をお願い申し上げます。

快適な環境造りをめざす

日産建設

代表取締役会長　堀　琢磨
代表取締役社長　廣瀬和一郎

本社・東京都港区南青山1丁目2番6号☎東京(402)8151大代表
支店・東京・大阪・仙台・水戸・横浜・名古屋・広島・下関・福岡・札幌

私の12年、私は私

日本の人はラベルで飲みます。
私は私の舌で飲みます。
12年オールドオーシャンは、
私が日本でみつけました。

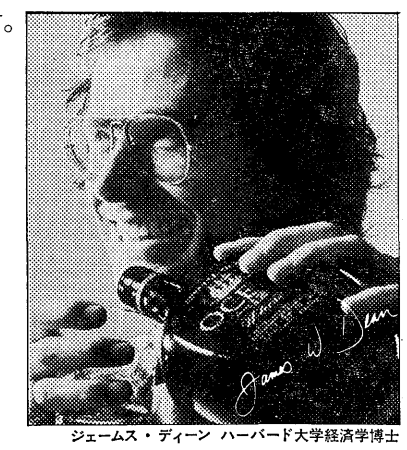

ジェームス・ディーン　ハーバード大学経済学博士

軽井沢原酒（モルト）と山梨原酒（モルト）をブレンドした。
スコッチと同じ複数原酒（モルト）ウイスキー。

12年オールド
オーシャン®ウイスキー
760ml

# 暑中お見舞申し上げます

浅井新平　目黒区中町二―二三―三　（七一一）八七四四
浅見孝　中野区上高田四―四一　（三八六）三六三六
新居睦雄　練馬区羽沢二―一―四　（九九三）〇四一一
有賀徳寿　台東区浅草六―三五―八　（八七三）七九八三
飯沼清夫　足立区梅田七―一五―二　（八八六）八二八二
池田洋次郎　北区王子二―一三―一　（九一一）八一一一
石田鉄三　墨田区八広三―一五―一〇　（六一一）五一四六
市川隆　国立市西一―一一―一〇　〇四二五（七二）二二二三
伊藤秀雄　板橋区板橋二―五六―七　（九六二）一三四五

井上準一　千代田区神田駿河台三―五―一　（二九四）三〇二一
岩崎守利　新宿区原町一―七三　（二〇二）三二一三
宇津木三郎　世田谷区桜一―一六―一六　（四二九）七一〇九
海老美与治　港区六本木四―八―八アロハビル四階　（四〇四）〇八九一
太田昌一郎　大田区池上六―一八―二　（七五四）〇〇四一
大堀雅三　杉並区梅里一―二一―一五　（三一四）四一三一
岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　（三八三）一五八一
岡田一馬　墨田区立花一―三二―六　（六一二）一八九〇
小川敏市　台東区三ノ輪一―二八―一五　（八七三）七二六八

荻野修一　千代田区神田駿河台三―七　（二九三）八九八一
岡部謙三　中野区中央四―二七―一〇　（三八一）五八四七
長田邦稲　港区新橋二―一六―一―三〇一ニューー新橋ビル三七号　（五八〇）七二二四
兼山金刀圀　練馬区上石神井一―三〇八　（九二〇）八一三四
上山五郎吉　武蔵野市境二―二―二三　〇四三（五一）一一三六
河合貞司　江東区大島二―三〇―一四　（六八一）八四七六
川田浩之　新宿区諏訪町二六―八　（二〇二）三七一一
岸本勝次　台東区台東四―一〇―七　（八三一）二四六一

後藤千鶴子　中央区築地二―一五―五　（五四一）六一三四
小林好覚　文京区本郷四―二五―六　（八一四）八五五一
五領田元男　中央区銀座五―一〇―六第一銀座ビル　（五七二）四五九一
斎藤嘉三　杉並区下井草四―一三―二　（三九九）九四六一
三枝潮　世田谷区豪徳寺一―九―三　（四二九）五三八一
坂上隆昭　新宿区四谷三栄町二五寺島ビル　（三五七）一七一八
佐々木秀明　台東区東上野五―一―二　（八四一）〇二四八
沢田尚久　足立区千住五―七二―八　（八八一）六四二〇

塩崎四郎　中央区日本橋茅場町二―六　（六六六）〇六六七二八〇九
島田百郎　練馬区石神井台四―五―三　（九二〇）八一二七
下田友吉　台東区根岸一―一〇―五　（八七四）七三一七九
城生虎夫　千代田区飯田橋四―四―七　（二六一）〇〇二八
諏佐市之亟　新宿区西大久保三―八五　（二〇〇）六二一一
須崎孝美津　北区西ケ原二―四〇―六　（九一〇）六二六六
鈴木満　江東区深川新大橋一―三　（六三四）四六五六
鈴木三男　大田区池上四―二六―二　（七五三）七二四〇

関口秀男　中央区銀座四―一三―一上原ビル　（五四二）七五六一
千正清夫　中央区日本橋茅場町一―六共同ビル八〇三号室　（六六八）〇〇五一四
高橋一郎　荒川区町屋二―七―六　（八九五）六七三八
高橋栄吉　渋谷区代々木三―五六　（三七〇）二四七六
高森利正　江東区亀戸町二―二四九　（六八二）五六三一
田中正盛　大田区多摩川二―二六―五　（七五〇）六一五二
谷内保三　墨田区吾妻橋二―二一八　（六二五）二四四八
玉家義雄　大田区久ガ原六―六―二　（七五二）〇四七一

網島慶寿　品川区北品川二―七―三　（四九四）一二五六
寺田秀一　墨田区横川二―一二―四　（六二三）二一六八
土橋栄夫　渋谷区本町六―四〇―一四　（三七七）三七一〇
内藤安巳　大田区蒲田二―七―六　（七三一）五六二二
橋田光臣　八王子市元本郷町四―一〇―二　〇四六（二二一）六三〇二
橋本和雄　葛飾区柴又一―九―一七　（六〇七）一一六六
浜中忠礼　青梅市河辺町五―一三―一　〇四六（二二一）三一四八
人見敦　文京区小石川二―一―二十一山京ビル七〇三号　（八一三）〇六八四

丸山修司　北区赤羽西三―三四―三　（九〇〇）二三五五
丸山潤次　豊島区北大塚二―三―三岡ビル　（九一七）五一〇一
峯木清　墨田区江東橋三―一二―三　（六三三）九一七一
都沢美夫　江東区永代二―二二―四　（六四一）二九二二
宮下昌久　中央区日本橋茅場町二―一宮下ビル五階　（六六六）七四〇七
三輪三郎　杉並区和田三―四八―一四　（三一五）三三三三
村上正雄　世田谷区下馬五―二―八　（四二一）四四八七
村松良市　国分寺市内藤一―一〇―四　〇四五（七二）三〇三七
若林恒雄　中央区築地二―九―二銀座大信ビル　（五四二）六六二二
吉田承治　目黒区上目黒四―四―一〇　（七一九）三六四一

矢尾斌男　板橋区弥生町七　（九五六）〇一一三
安田義徳　荒川区東日暮里一―三二―三　（八〇七）六一六一
山名正夫　新宿区西五軒町三五　（二六〇）二七九一
山本敏郎　港区西新橋二―二〇―三　（四三二）五五一四
山本日出麿　千代田区丸の内一―二仲二八号館二〇六号　（二一一）四六五一
和田新之助　文京区本郷二―一六―一〇三興ビル　（八一四）五八九五
渡部正広　文京区目白台二―九―八　（九四一）一七七七

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年8月15日　（木曜日）　第36号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円 年極500円）

目次

第一頁　主流、ニュース
第二頁 第三頁　税理士報酬規定の改訂にのぞんで
第四頁　国税不服審判所裁決事例

# 『基本計画』の実践へ
# 具体的活動計画を検討
## 八月六日、正副会長会

**第一税理士協議会では、画期的な「基本計画」を発表して、内外ともに緊張している。その具体化のために、さっそく、第一税理士協議会の正副会長会を八月六日に開いた。とくに、同計画中の「基本方針」に関連して、①全国的に会員を増強する件、②友誼団体や役所と懇談をする件、③税理士法改悪の方向に対処する件、④一局複数会制署名提出のタイミングの件、⑤活動資金捻出方法の件、その他が集中的に討議された。**

基本方針の一つ「税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調して、そのための礎を築くことを目標とする」とあるが本会はすでに一局複数会制要求署名運動を一昨年から展開しており昨年分と合せて七百名余の署名が集まっている。しかし役所の感触等も勘案し、署名簿提出の有効なタイミングを合せる必要があるのと、今少し署名数そのものを増やす必要があると思われ、その機をうかがっていた次第であるが、いよいよその機が熟してきたと思われるので、新しい署名を求めつつ、近く提出することに決定した。そのため、関係団体や役所との懇談も重ねており、今後毎年提出しようと申し合せた。

また、一局複数会制を要求すること自体、税理士会の正常化運動の一環なので、友誼団体たる弁護士会や公認会計士協会内の通知会はもとより、税理士会内グループの桜友会や清流の会等と、税理士会の正常化につき懇談を進めて行く必要があり、まず近く桜友会代表と懇談することにした。

さらに、基本計画の主旨から考えると、第一税理士協議会は全国的に組織される必要がある。現行制度のもとでは、税理士業務によって主たる生計を樹てなければならぬ公認会計士が相当数存在するところから、日本公認会計士協会はもっと税理士業務にバックアップする施策を樹てられるべきであり、いわば第一税理士協議会はその一翼を担っているとも考えられるからである。この観点から基本計画では「（第一税理士協議会を）全国的組織とし、そのうえで日本公認会計士協会の重点施策に〝……通知公認会計士会または第一税理士協議会への入会を促進する〟とうたうように要望する」と明記されている。

第一税理士協議会を全国的組織とするためには、まず近畿税務研究会（高田正康会長）と話し合う必要があり、四国会から第一税理士協議会へ入会されている越智敏通氏とも話し合う必要があろう。その結果、第一税理士協議会の規約を改正して全国会員の受入態勢を作り、全国の税理士・公認会計士の皆様へ第一税理士協議会へ入会されるように呼びかけようということになった。

税理士法改悪の方向に対処する件については、よく税理士会の税理士法改正に対する動きを見守ろうということを申し合せた。そのためには税理士会の理事諸先生とも懇談する要のあることを確認した。こうして第一税理士協議会は基本計画の実践へすべり出したわけである。

## 税政連に良識的統一の兆し
### 規約改正原案にも苦心のあと

**八月二十一日に、東京税理士政治連盟の幹事会が開かれ、九月二十四日に予定されている大会に向けての諸懸案事項が討議された模様であるが、そこでは主として機構改革特別委員会による規約の改正案、運動方針原案などが提案されたらしく、漸く税政連も統一的落付きを取りもどしつつあるようである。**

税政連は昨年の久保村会長阻止を企図した流会大会を頂点として久しく税理士会と乖離していたことは大方の周知のとおりである。そのため税政連の組織と運営は久しく空転していた。

この苦い経験と反省から、税政連と税理士会は完全に別個の法人格というように形式的には把えず、税理士会あっての税政連であり、税理士会のかかげる施策のうち、とくに法対策面における税理士会の政治活動については税政連がそれを補完し政治的に推進することにより、その恩恵を税理士会の会員が享受できるようにすべきだとする——その基調的原点に立ちかえるべきであり、それこそ、今後の法対策運動を有効かつ適切に行ない得るものであり、良識ある統一の方向へ進む道である、とする意向が指導的立場を占めていた。

したがって税政連の呼称も日税政連はそのままであるが、単位会は従来は東京地区税政連であったものを、今回東京税理士政治連盟と、正式に呼称することとなった。商法問題についても、あくまで反対するという態度はなくなり、「……商法その他税理士制度に関連する諸法案に適切に対処する」（東京税理士会第十八回定期総会重点施策の1／六月二十日）という態度になりつつあるのである。

したがってまた、税政連の規約についても、去る二月八日に機構改革特別委員会が設置されて鋭意検討がすすめられ、このほどその骨子ができ上った。すなわち、

【現行】（目的）

第三条　本連盟は税理士の社会的・経済的地位の向上を図り、納税者のための民主的な税理士制度ならびに租税制度を確立するため必要な政治活動を行なうことを目的とする。

（事業）

第四条　前条の目的を達成するため、日本税理士政治連盟と連携して次の事業を行なう。

【改正案】

第三条　東京税理士会の目的を達成するため必要な政治活動を行うことをもって目的とする。

第四条　前条の目的を達成するため日本税理士政治連盟及び東京税理士会と連携して次の事業を行う。

【理由】

税政連は、税理士会の目的達成のため、政治活動の面で、その一翼をになう団体でありそれ以外の独自の目的を有するものであってはならない。税政連が税理士会の方針に反して独走し、税理士業界に不利をもたらすようなことはあってはならない。法曹政治連盟規約をはじめ弁理士、医師の政治連盟規約及び東北税政連規約などにも同様の規定がある。

【現行】（加入）

第六条　東京税理士会の会員は本連盟の会員とする。

2　本連盟に入会しようとする賛助会員は所定の入会申込書を本連盟に提出しなければならない。

【改正案】

第六条　東京税理士会の会員は、入会届を提出し本連盟の会員となる。

2　本連盟に入会しようとする賛助会員は入会申込書を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。

【理由】

税理士法により税理士会が強制加入制であるため、税理士会入会と同時に税政連へ自動加入の効果を生ずることは、税政連の性格上その活動過程において会員各自の政治的信条に反することがあるため、その加入は本来会員の自由意思に委ねるべきである。

【現行】（会長の選任）

第八条　会長は大会において選任する。

【改正案】

第八条　会長の選任は、選考委員会で選ばれた候補者につき大会において決定する。

2　前項の選考委員会は、次の委員をもって構成する。

(1)東京税理士会長及び副会長
(2)東京税理士会長が指名した理事四名
(3)支部長会が互選した者四名
(4)東京税理士会総務部長

3　東京税理士会会長である委員は、委員会の委員長となる。

【理由】

税政連と税理士会とを一本化し両者の間に政策や活動内容に食い違いが生じないようにし、外部からみても両者が一体なものと感じさせるためには、税理士会会長又は副会長が税政連会長になることが望ましい。もち論団体の運営は民主的でなければならない。従って、その役員は会員の自由な意思によって選ばれるべきであることは論を待たないが、税政連は、税理士会の補充的機能を果す政治団体として組織されたものであるという意味合いからも混乱を避けるため選考委員会で候補者を選任するのが適切であろうと考える。

（以下略）

以上をみてもわかるように、今後、税政連は日税連や東京税理士会の方針に従い活動することが根本原則になって行く模様である。

この規約改正案は二十一日の幹事会に提出され、大会にも上程される。しかし日和見主義者らの動きの何如で成行きが注目される処である。

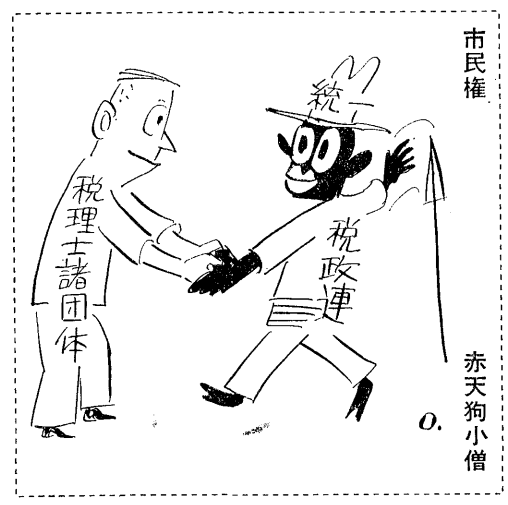


## 主流
# 第一税理士協議会の拡大強化

去る六月二十九日（土）の午後、第一税理士協議会の第六回定期総会が開催され、画期的な〝基本計画〟が発表され強力な〝基本方針〟が打ち出された。

すなわち、その骨子は、㈠一局複数会制を基本的に推進し、㈡やがて公認会計士の名称で税理士業務が出来るような法改正に努力し、㈢とくに税理士法の改悪に反対する、というものである。この基本計画については、既に七月十五日付の本紙上で会員諸氏におかれては先刻ご承知のとおりである。

しかし、以上三点の基本方針を具体的に推進するには、いうまでもなくただ一つ、それは、われわれ公認会計士の強い団結以外のなにものでもないことである。

したがって、われわれ第一税理士協議会は、今後も会員の増強と組織の拡大化を計らなせればならない。それには、次の運動をただちに展開しなければならないと思われる。

(1)第一税理士協議会の組織を東京地区に限らず、これを全国的に拡大し、以て強力な組織化を計るべきである。

現在、全国的にみて、われわれ第一税理士協議会とその目的を同じくする同志グループとしてあげられるものは、大阪地区の〝近畿税研〟のみである。そして、この二つのグループだけで、今後われわれの目的が完遂出来るかどうかは、はなまだ疑問である。

すなわち、好むと好まざるとにかかわず税理士業務で生計を樹てている公認会計士が多く存在しているとき、公認会計士協会は公認会計士の税理士業務にバックアップする施策をもって樹てるべきであり、当然、全国的規模における公認会計士たる税理士の権益擁護・地位向上のための組織が必要である。われわれの組織を全国的に拡大するとき、もとより全国的に同志が増強されてその発言力は極めて強大となることは明らかである。それには、われわれの第一税理士協議会と近畿税務研究会を母体とし、漸次、全国的組織にするよう、早急に計画を樹てるべきである。したがって、

(2)現在、日本公認会計士協会の重点施策のなかに、公認会計士の「通知公認会計士移行を促進する」と規定しているのを、「通知公認会計士会または第一税理士協議会への入会を促進する」と改めて、公認会計士は必ずいずれかに入会するようながすべきである。

七月十五日付本紙上において岡崎会長も述べているが、残念ながら今日、未だ第一税理士協議会にも通知公認会計士会にもどちらにも加入していない所謂ノンポリ的な方々がいることである。また、前述したように、われわれ公認会計士のなかには「監査」だけでは生計を維持できない方々が相当数いる。逆にいえば「税務」がなければ公認会計士の多数は生きては行けない。このように「税理士業務」は現今の公認会計士に不可欠である以上、公認会計士協会本部は、会員の生活権擁護の見地からしても、はたまた制度の不備を国家的視野で認識してもらうためにも、会員に対し「第一税理士協議会」か「通知会」のいずれかに加入するよう、その重点施策を改正すべきであり、われわれもその目標に向って努力しなければならない。

(1)及び(2)は至難なことかも知れない。しかし、安易な事業でないからといって、この問題から目をそらすわけにはいかないではないか。いわばそれは宿命的ともいえる命題である。

われわれ第一税理士協議会の全会員がこの問題に取組んで努力するとき、解決の曙光が見えてくるであろう。そのときこそわれわれの打ち出した「基本方針」が実現化されて行く。亂麻の状態が解決して行くものであると確信している。

## ピリリ一言

▼部会の定時総会のあと懇談会に入ったので、席上、第一税理士協議会のことを話題にしてみた。

たまたま第一税理士協議会の理事も支部長も出席していなかったが、それはともかく、皆さんは一体、第一税理士協議会の現状をどのように受けとめているのか、と問いかけてみると、大方は関心がうすく、①第一税理士協議会はとかく税理士会への批判や非難が多いのではなかろうか。②会の方向が必ずしもハッキリせず参加の必然性が弱い。③どうも会自体に魅力がない。等々の答えだった。

▼第一税理士協議会は苦心をして〝基本計画〟を発表し、〝基本方針〟を明らかにした。それがまだ多くの会員に滲透していないためと思われるが、私は、早く多くの会員が〝基本計画〟を熟読していただきたいと思う。

たしかに、第一税理士協議会が背負っている宿命的な会自体の体質と運営の難しさはわかるが、執行部としても、その実現のための活動を早く展開してもらいたいと思う。折角、立派な〝基本計画〟を樹て、〝基本方針〟を大きく打出しながら、あとの策が続かないようなことがあってはならない。

具体的に、全国的組織とするためのトップ会談を呼びかけたり、末端の単位組織たる支部に結束・参加拡充の集会を呼びかけるなどしてほしい。一局複数会制の署名結果を当局に提出してほしい。

▼漸く会拡充の兆となるものこそ〝基本計画〟のアピールである。具体的施策の時期を失して、〝基本計画〟の色があせてしまってはならないであろう。上げ潮ムードを無為にせぬよう、積極的な活動を是非直ちに展開していただきたいと切に望むものである（倉田）

取材／岡田一馬

# 酬規定の改訂にのぞんで

税理士報酬の引き上げが決まった。税理士報酬大改訂は実に八年ぶりだといわれるが、それにしても、サービス料金の適正価格算定というものは至難であるといわれる。

企業側にしても、税法は難解であるから、企業自身で記帳から決算および申告までやるところは少なく、とくに中小企業ではその一部若しくは全部を、税法の専門家である税理士に依頼するところが多いから、税理士報酬の値上げは無関心ではないという。何か問題があった時の〝保険料〟と税理士報酬を考えている企業もあるであろうが、経理事務員一人当りの給与等を考慮して税理士に依頼したほうが〝安くつく〟と考えて依頼している企業などにとっては頭の痛いことであろう。そこで、税理士報酬とはいかなる意味をもつものか、その算定は本来どうすれば合理的か等につき、あらためて種々取材してみた。

## はじめに

〝狂乱物価〟問題に次ぐスタグフレーション的様相を呈してきた日本経済下において、われわれ税理士も人手不足と併せて、経営がむづかしくなってきた。

「日本税理士会連合会では、このほど改訂した税理士報酬規定を公表した。

現行税理士報酬規定は八年前に改正が行なわれ、それ以来一部の手直しはあったが大筋はそのままで今日に至っているが、物価も人件費もうなぎ昇りで　大工さんの手間もすでに一日一万円以上となっており、最高の頭脳業務とされている税理士の報酬がそれに下回るようでは税理士の水準が上がったとはいえない。そこで報酬規定の改正に踏み切ったものである。

ただ、その体系は現行規定を変化させない事を原則としていて、おおむね、50%程度の引き上げとなっている。

また、税務代理の報酬は、所得税関係、法人税関係、固定資産税関係と顧問報酬において、従来は所得基準の最高を一千万円としていたのであるが三千万円、五千万円、一億円、五億円、五億円以上等高ランク基準を加えられた。

なお、所得基準、資本金基準等と取引金額基準との選択適用を、従来の甲表優先的考え方を緩和しており、みなし法人、会社臨時特別税などの時限立法および支店営業所が数カ所ある場合の取扱いについては「報酬規定の取扱いと解釈」で明確にすることとなった。

## 税理士報酬の体系的問題

まず、税理士報酬規定の体系的な問題にふれてみると、これは実に理解しにくい。

顧問料とは一体何と対象にしての考え方か、所得基準と資本基準をどのように採用して行くのか、その限度の不明確、会計顧問と一般顧問、税務顧問の限界の明確化等に問題が多かった。

現行報酬規定ですら実施されておらず、どちらかといえば、この規定価額を下回る現況で、それに改正規定がどの程度役に立つか。むしろ、復雑な現行規定をもっと明りょうに体系づくりをして、それに妥当な改正額を現わしたほうが効果があるのではなかろうか、現実に依頼者との間で円滑に運用されるという可能性を前提としなければ、全く意味がなく「絵に描いた餅」に等しいとの意見も多かった。

倉田由次先生は昨年六月、税理士報酬のあり方につき「東京税理士界」の座談会の司会を担当されたのであるが、出席者の共通意見として「現行規定を昇額改訂するだけでは対策にならない。むしろ、総花的な昇額よりも、現行規定の確実な遵守と、依頼者側の理解を高めること、そのためのPR、規定の簡潔化等が先決である」という要望が圧倒的に多かったとの事である。

いろいろ意見も伺ったのであるが、なる程現行報酬規定の体系は実に複雑であるばかりでなく、採用する場合に難点が多いことは事実である。

税理士報酬規定は、下限は0であるが上限を超えて実施した場合は違反ということになる。しかしその罰則はどうであろうか。

今までの規定の改訂は、八年とか、五年とか、かなりの長期であるが、この狂乱、インフレの時代に改訂のあり方が、これでよいのであろうか。

今回の取材訪問は、大ぜいの事務員を使用している事務所、先生一人補助者一人程度で単独業務を行なっている事務所等多少バラエティに富ましたのであるが、いずれも報酬の設定は、税理士報酬規定によらず　ケース・バイ・ケースで、規定は参考程度で、自己の特長を生かした方法をとっていた。

前述のとおり報酬規定に従うとするならば、恐らく階段的アップをしなければならない。しかし現実には　依頼者側の人件費は少なくとも毎年一回は定期的にアップされるであろうし、税務会計事務所においても人件費は同じようにアップせざるを得ない。しかし報酬は改訂されるまで末蕾きというのでは、依頼者側の資本や所得に上昇変化がない限りアップは不可能と解すべきで、そこにも税務会計事務所の経営上にも問題を残すこととなる。

## 税理士報酬の設定方法

そこで一般慣行としての報酬の設定方法をひろってみると、理想的なのはスライド方式である。この方式は依頼者側の代表者の報酬または、給料を基準とするものでその基準により税理士報酬を決定するものである。

例えば依頼者側の代表者の給料が月額三十五万円とすると、税理士報酬はその十分の一の三万五千円とし、決算料は別計算ということにすると　何も報酬のアップ交渉をせずして　自動的にアップもできるし、依頼者のほうも当然となっとくするものである。

一般論からいえば　依頼者一件当り会計処理量は一カ月を単位として、二日とみなければならないし、大工一日の手間を一万二千円とするならば、当然高度の税理士業務に対する報酬は二万円から三万円が妥当ということとなる。

もし事務員一人のもつ依頼者件数は十件から五件くらいがせいぜいと考えられるとして、かりに事務員一人の給料が平均十万円とするならば、一般常識として、会計事務所の一人当り経費は二倍の二十万円と考えなければならない。特にボーナス等を考慮に入れるとするならば一人当り二十五万円でもかったるくなるであろう。

そこで五件から十件で二十五万円の絶対額を確保しなければならない事となる。数多くの事務員と多くの依頼者をもつ会計事務所ならばよいが、二、三人の事務所では税理士先生が主力で頑張らなければ決して営業は楽にならないであろう。

このように考えてゆくと、やはりスライド方式が一番よい報酬の決め方ではなかろうか。

（三頁へ続く）

## 再び一局複数会制署名をお寄せ下さい

### 近く関係当局へ提出致します

第一税理士協議会は創立以来より一局複数会を主唱しており、一昨年から会員の皆様はもとより、一局複数会制に賛同して頂ける皆様より署名を募集しております。

今年度の第一税理士協議会の総会におきましては「基本計画」を採択し、その「基本方針」のなかにあらためて一局複数会制の推進を強くうたい上げております。

そこで本年は、昨年中までに頂戴致しました七百余の署名に新しい署名分を加えまして、大蔵大臣ほか関係官庁のほうへ提出したいと思いますので、また右の署名用紙に記名捺印の上切り取って本会までお送り下さい。

いうまでもなく、東京税理士会は七千名を超え、早晩一万名を超えることは目に見えておりますので、統一的組織を維持するのは困難となっております。弁護士会などは、すでに明治時代から複数会制であります。そこで、現在のような一国税当局一税理士会でなく一局のなかに複数の税理士会を認めて頂きたく、それも主義主張を等しくする者同志の統合による複数会が望ましいとするのが、この「一局複数会制署名」運動の主旨であります。

したがって、本会会員以外の、専業税理士の方も通知公認会計士会の方でもこの主旨に賛同下さる方はぜひご署名下さい。

なお、この実施日については目下未定との事である。

そこで改正税理士報酬規定の体系がこれでよいのであろうか、またこの報酬額が適当であるかどうか、報酬と事務員の経済的バランスが妥当であるかどうか、等について、税理士の立場でご批判をいただくべく、倉田由次、谷内保三その他二、三の諸先生お考えを伺うべく、それぞれの事務所を訪問した。

ご意見は「士の上下」をぬいで忌憚のないところでお願いしたため、対談方式は避けて、ランダム方式で最大公約数的見解を発表させてもらうこととした。

## 一局複数会制推進署名運動

## 署名用紙

第一税理士協議会東京会（以下第一税協と略称）は東京税理士会に属する会員をもって組織する任意団体である。当第一税は税理士会の正常化を目的として誕生したもので、創立以来協一貫して、その目的達成のために最善の努力を重ねてきた。

顧みるに税理士法第49条第1項の一局一会制は法制定当時は業界の実状に適合し、税理士会の発展に寄与したものとして評価できるが、20年以上を経過した今日においては、寧ろこの制約が税理士会の発展を阻害し、弊害となっているものと考えられる。

特に現行制度においては強制加入制と一局一会制が一体となっているところに問題がある。因みに東京税理士会の如く現に7000名を超える会員を擁し早晩10,000名にも達しようとするマンモス会ともなれば一般会員の多数意見が統一されて執行部に反映せず、その結果会務の民主的運営が阻害される。

従って会員の数が一定数を超える場合には一局に複数の団体を認め、相互に切磋琢磨せしめることが必要である。最早現行の制度は実状に適合しなくなってきたと思われる。強制加入の場合、せめて所属団体の選択の自由は許されるべきである。ここにおいてわれわれは速やかに税理士法を改正して一局複数制を主張するものである。しかし巷間伝える如く地域別の複数制には反対である。それは却って現状を複雑にし、混乱を生ずるからである。われわれの主張するところはあくまでも同志的結合による複数会制である。

以上の趣旨により税理士各位の多数の賛成を得て、その実現を期し関係方面に陳情するものである。

ついては貴殿の御賛同と御署名をお願いするものである。

昭和49年8月

税理士　各位

第一税理士協議会東京会
会長　岡崎　寿士

上記の趣旨に賛同し、その実現を要求する。

昭和49年8月

住所

氏名　　印

ツバメマークは信頼と
躍進のシンボルです！

産業エネルギーの安定供給と石油
化学分野に丸善石油は限りない前
進をつづけています――――

石油から未来をひらく
丸善石油

病気やケガで
休んでも、
もう安心です。

いまの収入をそのまま補償
所得補償保険
大正海上火災
本店　東京都中央区京橋1-5
TEL 03(561)9111(大代表)

# 税理士報酬規定改正案

☆カッコ内は現行の報酬　太字は新設を示す

## 第一　総　則

## 第二　税務代理報酬

①法第2条第1号に掲げる業務
（不服申立及び過誤納税金の還付請求の業務を除く）。の報酬

一、所得税

| | | |
|---|---|---|
| 総所得金額 | 70万円未満 | 15,000円（10,000円） |
| | 100万円 〃 | 30,000円（20,000円） |
| | 500万円 〃 | 90,000円（60,000円） |
| | 1,000万円 〃 | 150,000円（100,000円） |
| | 5,000万円以上 | 400,000円（200,000円） |

二、法人税

| | | |
|---|---|---|
| 所得金額 | 50万円未満 | 30,000円（20,000円） |
| | 200万円 〃 | 50,000円（35,000円） |
| | 500万円 〃 | 90,000円（60,000円） |
| | 1,000万円 〃 | 180,000円（120,000円） |
| | **3,000万円 〃** | **250,000円** |
| | 5,000万円 〃（以上） | 300,000円（300,000円） |
| | **1億円 〃 一** | **450,000円** |
| | **5億円未満** | **600,000円** |
| | **5億円以上** | **700,000円** |

以上それぞれの報酬額に期首資本金、期首資本剰余金及び期首利益剰余金の合計金額の1.000分の5を加算する。ただし、加算額は50万円（30万円）を超えることができない。

三、直続税

| | | |
|---|---|---|
| 基本報酬 | | 50,000円（50,000円） |
| 課税価格 | 500万円未満 | 90,000円（70,000円） |
| | 1,000万円 〃 | 130,000円（100,000円） |
| | 3,000万円 〃 | 250,000円（200,000円） |
| | 5,000万円 〃 | 350,000円（250,000円） |
| | 1億円 〃 | 600,000円（450,000円） |
| | 5億円 〃 | 900,000円（700,000円） |
| | 10億円 〃 | 1,300,000円（1,000,000円） |
| | 10億円以上 | 1,500,000円（1,200,000円） |

以上それぞれの報酬額（基本報酬を除く）に共同相続人（受遺者を含む）1人増すごとにその報酬額の100分の10を加算する。**また、債務、葬式費用の控除の額が相続財産価額の2分の1を超えるときは、その超える部分の2分の1を課税価格に加算して報酬を算定することができる。**

四、贈与税　改正なし
五、事業税、市町村民税　改正なし
六、固定資産税

| | | |
|---|---|---|
| 固定資産価格 | 500万円未満 | 10,000円 |
| | 1,000万円 〃 | 20,000円（15,000円） |
| | 3,000万円 〃 | 30,000円（20,000円） |
| | 5,000万円 〃 | 45,000円（30,000円） |
| | **1億円 〃** | **75,000円** |
| | **1億円以上** | **100,000円** |

七、改正なし
八、改正なし

②不服申立ての税務代理報酬

一、税額の減免を目的とするもの
(イ)異議申立
基本報酬　50,000円　（30,000円）
(ロ)国税不服審判所への審査請求
基本報酬 100,000円　（50,000円）

二、その他のもの
基本報酬　30,000円　（20,000円）

③過誤納税金の還付請求の代理報酬　15,000円

## 第三　税務書類の作成報酬

①納税申告書の作成報酬
一、所得税
所得税の税務代理報酬の100分の30（100分の20）
二、法人税　改正なし
三、相続税　改正なし
四、贈与税　改正なし
五、事業税、市町村民税　改正なし
六、固定資産税

②その他の税務書類の作成報酬
一、その他の申告書の作成・10,000円（5,000円）
二、不服申立書の作成　10,000円（5,000円）
三、過誤納税金の還付請求書の作成 10,000円（5,000円）
**四、その他書類（申請書、届出書、その他の法定調書）**

## 第四　税務相談報酬　10,000円

①口頭によるもの　10,000円
②書面によるもの　50,000円
**③書面によるもので特別の調査研究を必要とするもの　100,000円**

## 第五　法定添付書面報酬　改正なし

## 第六　顧問報酬

①個人の顧問報酬（月額）

| | | |
|---|---|---|
| 総所得金額 | 100万円未満 | 10,000円（5,000円） |
| | 200万円 〃 | 15,000円（10,000円） |
| | 500万円 〃 | 30,000円（20,000円） |
| | 1,000万円 〃 | 45,000円（30,000円） |
| | **2,000万円 〃** | **65,000円** |
| | **2,000万円以上** | **85,000円** |

②法人の顧問報酬（月額）
期首資本金 期首資本剰余金 及び期首利益剰余金の合計額

| | |
|---|---|
| 100万円未満 | 15,000円（10,000円） |
| 500万円 〃 | 30,000円（20,000円） |
| 1,000万円 〃 | 45,000円（30,000円） |
| 5,000万円 〃 | 60,000円（35,000円） |
| 1億円 〃 | 75,000円（45,000円） |
| **3億円 〃** | **85,000円** |
| **5億円 〃** | **100,000円** |
| **5億円以上** | **150,000円** |

## 第七　日当、旅費及び宿泊料

①日当　20,000円（10,000円）
②旅費及び宿泊料　改正なし

# 税理士各氏に聞く 税理士報

（二頁から続く）

依頼者を多くもっている大型税理士事務所では、依頼者の顧問料は全部事務員の給料に還えさせ、すべてそれでまかなう方式をとっているところがある。この場合の税理士先生の収入は、決算料のみに依存することとなる。

従って事務員一人十件をもち、顧問料を二万円～三万円とっているとすると事務員一人の給料は賞与を入れて二十万円、しかも交通費とか事務費は一切自己負担である。

この状態で十人の事務員を使っていると仮定すると十人が十件であるから百件の顧問先をもつことになり、決算料を五万円年一回受取るとすると先生の年収は五百万円、決算料を十万円とするならば年収入一千万円ということになる。

以上大型事務所はこの方式も悪くないし、事務所職員も自己企業の意識がでるので　顧問先に対しても評判は悪くない。

その他稼ぎ高で歩合的支払方法もとっているところがあるが、何といっても、会計事務所の健全経営と事務員の生活を確保する必要があり、税理士の水準を高めるには報酬が前提となることを考えなければならない。

## 税理士業務確立と報酬との関係

以上税理士の報酬規定に関する慣行実態であるが、次に税理士業務の確立とその報酬との関係の問題がある。

お訪ねした諸先生方の意見を総合して考えると、税法を基とした納税相談、経営相談、と税務会計、税務代理業務がその主たるものであり、前者にウエートをかけている事務所と、後者にウエートをかけている事務所があるが、これだけをみても報酬の設定方法が相違してくるし、前者の場合はほとんど税理士先生の仕事にウエイトがかかってくることとなる。

以上のことで　倉田先生は次のように表現している。

さて、問題は報酬の中味で、漠然と　顧問報酬という包括委任の形では、代理記帳の伴う場合の報酬内容が不明確となる。

現に、そうしたものが画然としないまま顧問報酬の中で代理記帳も委託しているという例が少なくない。

報酬規定では、その分を別に、〝会計業務報酬〟として概ね顧問報酬相当額の加算を考慮しているが実際には実施していないので、是非慣行化したいものである

これは税理士として当然の事で一般には顧問料をもらっているから、すべて仕事はサービスであるという考え方から直して行かなければ税理士業務の確立も水準のアップも望めないであろう。

ただ、税理士報酬で宿命的な問題に、事務負担量の多い小規模事業からは報酬が少なく、自計できる大規模事業からかえって多額の報酬をもらい、それで収入のバランスをとっているといった不合理性も存在することである。

## 通知公認会計士の税理士業務の報酬問題

通知公認会計士の税理士業務についての報酬規定の問題には微妙な問題が存在する。一般論からいえば公認会計士でも税理士業務の場合は税理士の報酬規定に従うべきであるが、会計顧問料の場合はどうなるのであろう。会計業務を抱括的に公認会計士の専業業務と解するならば、税理士の会計顧問料そのものがおかしいのであるしいずれにしても通知公認会計士はどちらに従うか、また、出張、日当等はどちらの報酬規定に従うか常識論は別としてやはり規定を設ける必要があるのではなかろうか。

## コンピュータ処理の報酬規定

世はまさにコンピュータ時代、村山税理士、飯塚公認会計士をはじめとして、各所にコンピュータ会計センターが出来ているが、これについての報酬、手数料の規定がない。

税理士会でも　商工会議所、証券会社　電々公社等、税理士に呼びかけ、現に多数の税理士が何かの形でコンピュータを活用しているのであるから、これに関する附加的手数料は当然設立すべきであろう。

もし設定するのであれば、少なくとも会計業務だけで数工程あるし、税務決算書の作成業務まで入れると、可成りの工程に分けられるので、工程別の基準手数料も指示すべきであろう。

## 相続税に関する税理士報酬

相続税に関する報酬が、弁護士の相続に関する報酬と比較して非常に低すぎるので、一考を要するのでなかろうか。

税理士の指導に関する報酬が制定されていない。いままでも然りであるが、税理士の仕事は非常に多岐にわたっており、それを税務相談報酬で一括するところに無理があると思われる。納税者の相談に応じて、いろいろ解決を与えるのは相談業務でよろしいが、税理士から積極的に納税者のために、税法に準じて不当な税金をださないように指導するような場合の報酬はどのように考えているのか、このような業務こそ、税理士の水準を高めることとなるが、それに対応する報酬を織り込むべきである。

# 会費納入 ご協力のおねがい

ご承知のように第一税理士協議会の「基本計画」が、会の将来への展望として高く標榜されました。

第一税理士協議会「基本計画」〝基本方針〟に要約されますように、今日の税理士会・公認会計士会の理想と現実を踏まえたうえでの方針が掲げられています。第一税理士協議会は「基本画」　遂行に全力を投入し、税理士のため公認会計士のために励んでまいりたいと思います。

しかしながら、なにぶんにも活動資金が乏しく、会活動にも支障をきたすような状態ですので、会員各位のご高配のもと速やかなる会費納入をお願い申し上げます。


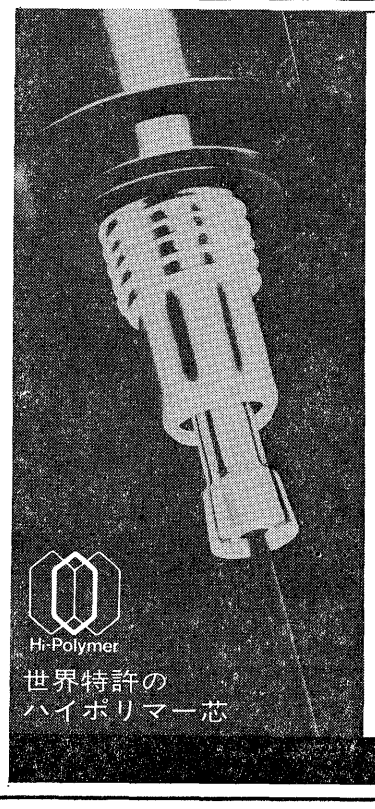


世界の人の手に Pentel

ぺんてるシャープは見えないところが最新型。

たとえば、サキガネ・チャックリング(写真)はシャープの心臓部ともいえ1/1000ミリの誤差も許せません。又、ノック部分は10万回のテストにも合格し、クリップ部も13回のテストでも問題にしません、そして、世界特許の強く、折れない ぺんてるハイポリマー芯 を使用しています。つまりデザインよりメカニズムに凝っている ぺんてるシャープ は丈夫で長持ち、おトクなシャープです。

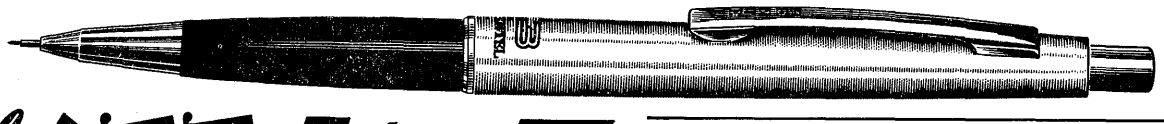

ぺんてる® シャープ。《ミドルファイブ》 0.5mm ¥1,000

ぺんてる株式会社

# 国税不服審判所　裁決事例

## 和解金は不動産所得の必要経費でない

賃貸借契約について紛争を解決するために支払った和解金は、賃借権の買戻しの対価であって、不動産所得の必要経費でないとした原処分を相当とした事件（昭四五年分所得税、昭四八・三・三一裁決・名古屋）

（裁決の要旨）

土地の賃貸借契約に係る紛争について和解が成立し、当該土地の明け渡しを受けるために支払った金額は、損害賠償金ではなく借地権の買戻しと認められ、また訴訟に要した弁護士費用もその価額に加算すべき性質のもので、いずれも所得税法上の資産の取得価額であり、不動産所得の金額の計算上控除される必要経費とは認められない。

（参照条文）

所得税法三七条

（裁決書（抄））

1　審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）は、自己所有にかかるA市B町四―二一の宅地二二七・九六平方メートル（以下「本件土地」という。）を、A市C町六の六の一三に居住するD（以下「旧借地人D」という。）に対し、昭和三五年三月から地代月額三、一〇〇円（ただし地上建物を譲渡する直前の地代月額五、〇〇〇円）にて貸し付けていたところ、昭和四三年二月、旧借地人Dは、本件土地にかかる賃貸借権および父Eの所有建物を、A市F町二―一三に居住するG（以下「新借地人G」という。）に譲渡するため地主たる請求人に賃借権譲渡の承諾を求めた。

そこで請求人は、新借地人Gに対し現存する建物以外の建物の建築をなさず現状のまま使用し、無断で他人に賃借権の譲渡転貸をしないこと等を条件として、昭和四三年二月一日付で旧借地人Dに賃借権の譲渡にかかる承諾をした。

しかるに新借地人Gは、地主である請求人に無断で鉄骨建物の建築を始めたので、請求人は、本件土地にかかる賃貸借契約違反であるとして、昭和四三年一二月二六日付で不動産仮処分命令申請書をA地方裁判所へ提出した。訴訟の結果、昭和四五年一一月一三日付で和解し、請求人は新借地人Gが旧借地人Dに対し支払った不動産売買代金五一五万円に相当するものとして新借地人Gに対し五〇〇万円を支払い、かつ本件土地の明渡しを受けることで争いの結着がついた。

以上の経過により、請求人は新借地人Gに対し支払った五〇〇万円および弁護士に対し支払った費用三五万円を、昭和四五年分不動産所得にかかる必要経費として確定申告書を提出したところ、H税務署長から昭和四七年二月二日付で、当該必要経費を否認した所得税の再更正処分および加少申告加算税の賦課決定処分をうけた。

しかしながら、次の理由により不動産所得の金額の計算上控除される必要経費であり原処分は不当であるからその取消しを求める。

(1)　請求人が新借地人Gに支払った五〇〇万円は、和解調書にもとづき相手方の損害を補てんするために支払った損害賠償金であり、請求人の立場としては、まったく払わなくてもよいはずのものについて支払わされたものである。したがって、当該五〇〇万円については、損害賠償金に該当するものであること。

(2)　請求人は、当初から賃借権の買戻しの意図はなく、新築のための条件変更および地代の値上げが目的で提訴した結果支払ったものであるから、その支払金額は不動産所得金額の計算上控除される必要経費であること。

(3)　本件土地の上に存在する建物の価値と、その利用状況から判断しても旧借地人Dから新借地人Gに譲渡された借地権の価値は法外な価額であること。

(4)　本件土地を新借地人Gから明渡しを受けた後再び他人に賃貸して収益を得ることを考えているから、仮に請求人が借地権を取得したとしても、再びこれを他人に貸与することによってその価値を失うことになる。したがって原処分庁が更地としての土地利用の用益のみで判断しているのは誤りであること。

さらに、損害賠償金として支払った金額五〇〇万円は、本件土地を売らない限り永久に回収できないものであること。

(5)　A地方裁判所における和解調書に損害賠償金であることの真意が正しく表現されていないことについて、原処分庁の係官からの弁護士の証明があれば認めるとの発言があったこと。

(6)　弁護士に支払った費用三五万円は、不動産賃貸借に関する費用であるから、不動産所得の金額の計算上控除される必要経費であること。

2　原処分庁の主張

請求人は、損害賠償金および弁護士費用は、不動産所得の金額の計算上控除される必要経費であると主張するが、次の理由によりいずれも肯認することができない。

(1)　請求人が、A地方裁判所における和解調書に従い、新借地人Gに支払った五〇〇万円について調査したところ名目は損害賠償金であっても実質的には借地権の買戻しの対価と認められる。

すなわち、裁判上の和解に基づき、五〇〇万円をGに対し支払うことにより同人に一切の権利を放棄せしめたうえ土地を明渡しさせたものであり、かつ請求人は、本件土地について、従前は底地所有権しか有していなかったものが損害金を支払うことによって土地の用益権を取得することになったものである。

これは、言いかえれば借地権という権利の買戻しであり、損害金的な性格を有していない。よって、不動産所得の金額の計算上控除される必要経費とは認められないこと。

(2)　請求人は当初から借地権の買戻しの意図はなく、新築のための条件変更、および地代の値上げ要求の目的で提訴したものであると主張するが、結果的には借地権の買戻しであること。

(3)　請求人は、建物の価値と利用状況から判断しても旧借地人Dから新借地人Gに譲渡された借地権の価額は法外な価額であると主張しているが、売買実例および精通者意見等の価額を勘案した場合不当に高い価額とは考えられず、その主張には理由がないこと。

(4)　請求人は、新借地人Gから本件土地の明渡しを受けた後、再度他人に賃貸して収益を得ることを考えているから借地権を取得したとしても再度他人に貸すことによってその価値を失うことになり、また、支払った金額五〇〇万円は、本件土地を売らない限り永久に回収できないものであると主張しているが、前記(1)にも述べたとおり、従前までは底地の所有権しか有していなかった者が損害金を支払うことにより、地上権的部分すなわち土地の用益権を取得したものであるから、請求人の主張には理由がないこと。

(5)　請求人は、和解調書に損害賠償金であることの真意が正しく表現されていないことについて弁護士の証明があれば認めるとの発言があったと主張するが、事実関係を調査した結果、損害賠償金とは認められず、請求人の主張を肯認することはできないこと。

(6)　弁護士費用三五万円は、裁判上の和解に基づき新借地人Gが土地建物を明け渡した結果、請求人が借地権買戻しの対価として支払った費用三五万円が、不動産所得の金額の計算上控除される必要経費に該当するかどうかについて調査審理したところ、次の通りである。

(1)　本来、損害賠償とは他人に与えた損害を補てんして損害がないのと同じ状態にすることである。しかるに本件は、一般の損害賠償の例と異なり、新借地人Gが本件土地を明け渡すことを条件として請求人が五〇〇万円を支払ったものであり、その実態はとりもなおさず賃借権という権利の買戻しと認められる。

なお、本件土地にかかる賃借権の譲渡について、請求人の被相続人である1は、昭和四三年二月一日付で旧借地人Dに対し賃借権移転に関する承諾を与えており、これに基づき新借地人Gは完全な賃借権を承継取得したものである。

ところで、新借地人であるGが取得した賃借権は、「借地法」に基づき更新の請求、法定更新および建物の買取請求等の権利を有することとなるなど現行法上では厚く保護されていることから考えて、一般的にその価額は時の経過にともない減少するものとは認められず、むしろ土地と同様資産性を有するものと認められる。

従がって、請求人が新借地人Gに支払った五〇〇万円は所得税法上にいう資産の取得価額であり損害賠償金とは認められず不動産所得の金額の計算上控除される必要経費には該当しない。

(2)　請求人は、当初から賃借権の買戻しの意図はなく新築のための条件変更および地代の値上げが目的で提訴したものであると主張するが、そもそも紛争の原因となった土地賃借契約証は、単なる地代取きめ程度の書類と認められ①土地の賃貸借期間②建物の新築及び改築の禁止規定等、請求人が意図とする土地賃貸借契約上の基本的重要事項が表現されていないこと等、契約内容の不備が一部認められる。

また新借地人Gが請求人に支払うべき地代月額九、五〇〇円については、紛争前はもちろんのこと昭和四五年一一月の和解成立に至るまで、土地賃貸借契約どおり確実に支払われている。

更に新借地人Gが本件土地の上に建築しようとした建物は、建築見積書、設計図及び領収書の確認並びに本件土地について現地調査を行なった結果、鉄骨鉄筋コンクリート造りの建物の基礎工事でないことも判明した。

従がって、請求人としてもやむを得ず昭和四五年十一月十三日付のA地方裁判所における和解調書に従い賃借権買戻し対価五〇〇万円を新借地人Gに対し支払ったものであると認められる。

よって、請求人が主張するような不動産所得を得るための必要経費とは認められない。

(3)　請求人は、本件土地の上に存在する建物価値および利用状況から判断しても新借地人Gが譲り受けた借地権価値が法外な価額で取引されていると主張しているが、譲渡人Dと新借地人Gとの間において昭和四三年三月四日に取引された不動産売買代金五一五万円は当事者間の合意によって取りきめられたものであるから、この点にかかる請求人の主張は相当でない。

さらに本件土地の上に存在する建物は、建築年月日および使用材料等からみてその価値は認められないこと、および和解調書に示されているとおり当該建物は新借地人Gから請求人に対し無償贈与されていること等の事実からして、新借地人Gに対する支払額五〇〇万円のうちには賃借権買戻し対価以外の要素からなる部分の金額が含まれているものとは認められない。

(4)　請求人が明渡しを受けた本件土地について、再びこれを他人に貸し付ける場合は当然権利金あるいは相当の地代を新借地人から収受することができるものである。

従がって、仮に借地権を取得したとしても再び貸与することによってその価値を失うことになり、また支払った金額五〇〇万円は本件土地を売らない限り永久に回収できないものであるとの請求人の主張は相当でない。

(5)　請求人が新借地人Gに対し支払った金額五〇〇万円が損害賠償金に該当するかどうかは、A地方裁判所における和解調書に表現された文章等に抱束されるべきものではなく、その経済的実質的観点からこれを判断すべきものである。

したがって、請求人が支払った五〇〇万円の金額は前記(1)に述べたとおり賃借権という権利の買戻しと認められる。なお請求人は支払った五〇〇万円について、原処分庁の係官は「弁護士の証明があれば認める。」旨の発言をしたと主張しているがその事実関係も明らかでなく仮にそれが事実としても実質は損害賠償金とは認められない性質のものであるから処分が適法な限り信義誠実の原則に反しない。

(6)　弁護士費用三五万円は事件の内容からして裁判上の和解に基づく土地建物の明渡しが行なわれた結果、それと引換えに請求人が新借地人Gに対し支払った賃借権買戻し価額五〇〇万円に関連して発生した費用である。

したがって、当該弁護士費用三五万円は賃借権買戻し価額五〇〇万円に加算されるべき性質のものと認められ、所得税法上にいう資産の取得価額の一部を構成する。

よって不動産所得を得るための必要経費とは認められない。

以上の審理により損害賠償金五〇〇万円及び弁護士費用三五万円はいずれも不動産所得の金額の計算上控除される必要経費であるとする請求人の主張には理由がなく原処分は相当である。

## 事業用資産の買換えの適用は認められない

事業用資産の買換えの適用の撤回は認められないとして割増償却の特例計算を否認した原処分を相当とした事件（昭和四四、四五、四六年分所得税、昭四八・五・一八裁決・大阪）

（裁決の要旨）

事業用資産の買換えの特例の適用を受けた新築貸家住宅について同時に、割増償却の特例計算を適用して不動産所得を計算していたところで、事業用資産の買換えの特例の適用を受けたのは誤りであるとして、これを撤回した場合であっても、割増償却の特例計算の期定の適用は認められないとした処理は相当である。

（参照条文）

所得税法三三条、四九条

昭和四四年法律第一五号による改正前の租税特別措置法一四条三八条の六、三八条の七、三八条の八一項

（裁決書（抄））

1　審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）は時計および、家庭用電器気具の小売業を営む青色申告者であるが、次の理由により、別途昭和四三年分とともに昭和四四年同四五年同四六年分所得税の各更正処分および各過少申告加算税の賦課決定処分の全部の取消しを求める。

(1)　請求人が昭和四四年三月十一日に確定申告を行った昭和四三年分所得税の譲渡所得について租税特別措置法（昭和四四年四月八日法律第十五号改正前のもの以下「措置法」という。）第三八条の六（事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の金額の計算）の規定による特例の対象とした買換資産の取得価格のうちに措置法第十四条（新築貸家住宅の割増償却）の規定による特例の対象とした新築貸家住宅の取得価格を含めていたがこれは誤りであることを知ったので新築貸家住宅の取得価額を除き譲渡所得を再計算したところ、納付すべき税額が当初申告額よりも増加することとなったので、昭和四三年分の修正申告書を昭和四七年一月六日に提出した。

しかるに原処分庁が上記の修正申告書に対して減額の更正処分を行ったことは特例の選択を納税者にゆだねた法令の趣旨に反する。

(2)　また、請求人は当該新築貸家住宅から生ずる不動産所得について、適法な手続により、昭和四三年、同四四年、同四五年、同四六年各年分とも措置法第一四条に規定する特例を適用して当該新築貸家住宅の割増償却を行ない、これにより確定申告書を提出したところ、原処分庁は上記各年分とも割増償却を否認し、普通償却の計算によって前記各年分の所得税について更正処分を行ったが、上記各処分はいずれも違法であり取り消すべきである。

2　原処分庁の主張

次の理由により原処分に誤りはない。

(1)　措置法第三八条の六に規定する特例の対象となる買換資産は納税者が選択したところにより確定申告書をもって同条第四項に規定する所要の手続きをしなければならず、さらに同条第一項にはその年中に二つ以上の買換資産の取得が行なわれた場合には、これらの買換資産の取得価額を合計することとされている。ところで請求人は昭和四三年分所得税の確定申告に当り、買換資産として土地とともに新築貸家住宅を選択しているのであるから、確定申告期限後に修正申告書をもって、新築貸家住宅のみを分離除外することは違法であり、これを否認した原処分は正当である。

(2)　また措置法第三八条の八第二項の規定により準用される同法第三八条の五第二項の規定によれば、譲渡所得の特例を適用した買換資産である新築貸家住宅については、割増償却の特例の規定は適用されないこととなっているところ、請求人は昭和四三年分の確定申告において同法第三八条の六と同法第一四条の特例を併用していたのであるから、規定にてらし後者を否認した原処分は文理解釈上当然である。

したがって請求人が、昭和四四年、同四五年、および同四六年の各年分の不動産所得の計算において継続適用していた割増償却を否認した原処分に誤りはない。

3　当庁の判断

(1)　請求人が昭和四四年三月十一日に提出した昭和四三年分の確定申告書等によれば、請求人は同年中に取得した新築貸家住宅を買換取得資産として措置法第三八条の六の特例を適用して譲渡所得を計算し、また当該貸家住宅の不動産所得については、同法第十四条の割増償却を適用して計算し上記の確定申告を行なっていることが認められる。

ところが昭和四六年五月ごろ、原処分庁の調査が行われた際に上記の特例は併せて適用できないことを知った請求人は、当該貸家住宅を買換資産から除外したところにより計算をすると昭和四三年分の譲渡所得金額および同年分の所得税額が増加するとして、昭和四七年一月六日に昭和四三年分の所得税の修正申告書を提出したことが認められる。

上記のとおり、請求人は当該貸家住宅について、事業用資産の買換えの特例の適用を受けたのは誤りであったとして、買換資産から除外し譲渡所得の特例計算を行ったところにより修正申告書を提出したのであるが、租税特別措置法に規定する特例の適用を受けたものが確定申告期限後に特例の適用に関する事項の是正を伴なう修正申告書を提出できるのは、同法に規定する場合に限られると解すべきで本件の場合は同法第三八条の七（事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等）に規定する修正申告書の提出要件に該当しないものであるから、当該修正申告書は適法性を欠くものといわねばならない。

(2)　また措置法第三八条の六の事業用資産の買換えの特例を適用した場合には、その買換資産については併せて同法第一四条に規定する割増償却の特例を適用できないことは同法第三八条の八第二項に規定されているところである。したがって、本件の場合、請求人は買換資産である新築貸家住宅について、事業用資産の買換えの特例とともに割増償却の特例を併せて選択していたのであるから、同法第三八条の八第二項の規定により割増償却の特例の規定は適用されないとして、請求人の昭和四四年同四五年、同四六年の各年分の不動産所得の計算上、請求人が継続適用していた割増償却の特例計算を否認し更正した原処分は正当であり、その計算にも、誤りはない。

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年 9月15日　（日曜日）　第 37 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円　年極500円）

目次

第一頁　主流、ニュース
第二頁　基本計画の実践を！

# 第一税理士協議会 全国的統一の気運盛り上がる！

## 近畿税研高田会長らと基本的同意

九月九日、第一税理士協議会の正副会長は近畿税研の高田正康会長及び田村幾蔵公認会計士協会副会長並びに越智敏通同副会長（すでに第一税理士協議会々員）と協議し、第一税理士協議会の全国一本化の問題につき、まず基本的な打ち合せをおこなった。その結果、具体的にはまだ検討を要する問題はあるにしても、大筋において第一税理士協議会を全国的に統一する方向に意見がまとまった。

具体的に検討を要する問題とはたとえば近畿税研の名称をどうするか、会計処理をどうするか等の問題であるが、その点については第一税理士協議会近畿会の近畿税研ととりあえず称するとか、当面は独立採算制で進むとかして、要するに全国一本化の基本線は確立しようということになった。

したがって、東京に第一税理士協議会の本部をおき、そのもとにとりあえず東京会と近畿会の二大地域会をおくことにする。ゆくゆくは、まずできれば東海会の結成を期待し、その他の地方においては、国税局の単位毎に、または、日本公認会計士協会の地域会毎にそれぞれ地域会を結成して行くようにする。

しかし、人的に財政的に早急なる地域会の結成は困難であろうから、既存の東京会または近畿会に随時入会できることはもとより、その他の地域においては、とりあえず「第一税理士協議会（本部）」に入会していただくこととする。したがって当面、第一税理士協議会東京会は「本部」事務と「東京会」事務を行なって行く。このようにして、全国組織としての第一税理士協議会の組織の強化と会員の増加を即時推進すべく実行に着手することになった。

この場合の入会資格は、公認会計士・税理士はもちろん、できるだけ広い範囲の方々に入会して頂くほうが望ましいという意見が出た。

なお、この会員増強運動は、通知公認会計士会の運動と競合するのではないかと懸念する向きもあるようであるが、第一税理士協議会としては公認会計士全体の利益のためという次元の高い立場から通知会への入会も併せて勧奨するという方針をとっている。

現在公認会計士の総数は約四、七〇〇名、そのうち税理士業務を行なっているものが八〇％とすれば三、七六〇名となる。通知公認会計士会の会員数と第一税理士協議会および近畿税研の会員数はほぼ同数であるが、いずれにしても三、七六〇名のなかにはまだまだその両方に加入していない方々が相当数存在している。第一税理士協議会か通知公認会計士会か、いずれかに加入されることをこの際、切に希望している。

それによって、公認会計士協会も強化され公認会計士の権益は擁護されると同時に、税理士会の正常化はもちろん、一局複数会制の運動も力が倍化されその実現も可能となることが同日、確認された。

したがって、近く全国の会員に向け、「第一税理士協議会」入会勧誘状が岡崎・高田両氏名をもって発送されることになると思われるので、それに先立ち日本公認会計士協会の各地域会の会長及び役員・部会長の方々には前記未入会の方々の第一税理士協議会入会にご協力をお願いする旨の挨拶状も発送される模様である。

また、その折に、前記未加入会の方々及び入会資格を有する方々はもとより一般の公認会計士の方々及び通知会の方々にも、第一税理士協議会で推進している一局複数会制の署名運動にご協力頂けるようお願いする模様である。

さらに、本紙「第一税協」は全国的規模の新聞となる模様であり各地域会の動きは〝各地の動き〟として、紙面を賑わして行くことになろう。

## 宮坂保清会長と懇談

岡崎、高田会長ら　九月十日

全国統一を議した翌九月十日、岡崎会長は高田会長とともに、日本公認会計士協会の宮坂会長に面会し、種々懇談した。

## 第一税理士協議会 正副会長、国税局担当官と懇談

八月十五日

八月十五日、第一税理士協議会の正副会長は東京国税局を訪問し担当係官の諸氏と種々懇談した。そこでは第一税理士協議会が「基本計画」を発表して組織・活動の強化に乗り出したこと、近く一局複数会制要求署名簿を提出したいこと等を報告し、併せて税理士会の現状についての分析検討をともにおこなった。

## 第一税理士協議会 正副会長、桜友会代表と懇談

九月三日

九月三日、第一税理士協議会の正副会長は、税理士桜友会の代表（古屋正、久米真次、中村十郎各氏）と種々懇談した。会議は、税理士の地位向上の確立問題にはじまり、税理士会の現状をいろいろの角度から分析した。そして税理士会の運営や組織の改善問題を論じ、両会の会員増強策を語りあい今後の共同行動を固く約束した。

## 第一税理士協議会 正副会長、通知会代表と懇談

九月十四日

九月十四日、第一税理士協議会の正副会長は、公認会計士協会内の通知公認会計士会代表（岩井敏戸張喜一郎、田中富美夫各氏）と種々懇談した。とくに第一税理士協議会の「基本計画」の立場を説明し、全国的組織を志向する態度を表明したが、慎重にことを運ぶようにとの通知会からの助言があった。今後、何回かの懇談の機会の必要あることを確認した。

## 主流

### 第一税理士協議会の全国的組織計画の実施

第一税理士協議会の組織の拡大強化はわれわれに課せられた責務であり、むしろ至上命令といわなければならない。

また、マンモス化した税理士会の一局一会制は最早現状に適さないものとなっており、そう遠くない将来一局複数会が実現するであろうことは明らかである。これこそが税理士会を正常化する最後にして最良の方法である。われわれはこの傾向を助長しその実現を早めるために組織を全国的に拡大強化する必要を確認するものである。

会員各位におかれては、第一税理士協議会の「基本計画」にご理解を賜わり、以上の主旨に格段のご協力をお願いしたい。

第一税理士協議会は第六回定期総会において、当会の活動指針としての「基本計画」を策定し、これを公表したわけであるが、引続き正副会長会議を開催し、その実施策について協議した。そしてその第一着手として当会の正副会長が、八月十五日関係官庁と九月三日税理士桜友会とそれぞれ会談し、業界の現状把握につき情報の交換を行った。次いで九月九日同じく当会の正副会長が近畿税研の高田正康会長及び田村幾蔵氏並びに当会の会員でもある四国会の越智敏通氏と合同会議を開催し、第一税理士協議会の組織を全国的に拡大強化する必要性とその意義について討議した。

これらの会談を通じて痛感したことは、税理士会の現状は表面的には正常化しつつあるやに見えるも、その本質は第一税理士協議会発足当時われわれが懸念し指摘した実体があまり改善されていないということである。税理士会には未だに根強い反体制派グループがあり、常識的グループとの協調は実現していない。これら反体制派グループの税理士法並びに税理士会運営に対する考え方には思想的偏向が見られ一般常識派とは永久に平行線を辿り相容れないものの如くである。さらに税理士は全国で二万名を超え、東京税理士会だけでも八千名になんなんとしているマンモス会である。しかも一局一会制の強制加入であるところに多くの問題がある。

このようなマンモス会になると、執行部に卓越した指導者を得たとしても会員の意思を尊重し調和のとれた会務の運営を期待することはかなり無理といわなければならない。とくに、税理士会の会員の構成が各種の資格を有する利害の錯綜する者によって成り立っている場合には尚更である。かかる状況のなかにあって第一税理士協議会は孤軍奮闘し税理士会の正常化には相当の成果をあげてきたとはいえ、なお力たらずの感はいかんともしがたい。とりわけ最近の税理士会は税理士法改正運動に執念を燃やしており、その内容には公認会計士の権益に重大な影響を及ぼす事項も含んでいて、商法改正反対運動に見る如き政治運動を展開することは必至と思われる。

このような時にあたり、公認会計士の権益の擁護と税理士会正常化のために、その礎となることは明らかである。

## 「陰ぺい・仮装」と「偽りその他不正の行為」

長田邦稲

「税理士界」第六二九号の「国税不服審判所裁決事例集」に首題の事例要旨が掲載されている。

審査請求人が、貸付先（債務者）に対して利子を支払った事実を秘匿するよう要求し、受領した利子を架空名義預金口座に預け入れた事実があり、この利子収入にかかる所得について確定申告をしなかったこと。は、偽りその他不正の行為によって税額を免れたものであり、国税通則法第七〇条第二項に該当し、かつ（筆者）、この行為」と「陰ぺい仮装」とは法律用語として同義語か。要旨では、同一の事実が、文言の異なる条項に共にそのまま該当する理由について何等言及せず当然のことの如く表明されている。

疑問の二。詩文などの芸術性を要求するものならいざ知らず、国税通則法という法律に、同一内容に関する規制に、なぜ異なる文言を使用するのか。（疑問一の裏がえし）

疑問の三。重加算税の賦課される事実がある場合は常に「時効は五年」であるのか。

疑問の四。世上、重加算税を賦課し、青色申告を取消せば五年遡って更正できると信じている税務官吏が多い、という噂が根強く流布しているといわれているが、真実なのか、それは正しいのか。

筆者は密やかに考えていた。国税通則法第六八条と第七〇条第二項はもとより次元の異なる規定ではあるが、ともに罰則的意味をもつものに違いない。両者を並べてみた場合、どうも後者のほうがより重い規制の感がある。従って法律用語として、「陰ぺい仮装」より「偽りその他不正の行為」のほうがより悪質な事実を考えているのではないだろうか。然しながら脱税の態様を、どのような基準をもって両者に区分するのだろう。一寸常識では根拠がわかりそうもない。しからば、納税者サイドで虫のよいことを考えるならば、裁判所が「偽りその他不正の行為」と判断した場合のみ第七〇条第二項が適用されるのではないだろうか、すなわち伝家の宝刀に類する規定なのではないか、と。

査察事件の場合、刑法の時効規定との関連であろうか、三年しか更正しないと聞いている。これらよりなお悪質として五年も遡及せねばならない事実とはどのようなものなのか。曰く前記の事例であるという。ああ！

筆者の長年の甘い夢は、この裁決によって、はかないものとなった。本当に、ほんとうにそうなのであろうか？

羽ばたく

赤天狗小僧

## ピリリ一言

▼こんどの税制改正で、取得価格十万円未満なら減価償却資産とせず一時に損金換入を認めるとしたことは、画期的な改変で、税負担の軽減の意味で高く評価してよいが、適用の時期に聊か配慮が欠けている点を、あえて指摘したい。

▼この改正の適用は、個人事業所得者については、昭和四十九年一月以降取得分からとなっている点はよいが、法人については昭和四十九年四月一日以降開始する事業年度となっており、つまり昭和四十九年一月決算法人と二月決算法人については来年まで見送りとなるのである。

個人事業のほうが先に新法が適用され、一部の法人が一年も遅れて適用というのは、さ細なことながら大変不合理と思うがいかが。

▼七月の国税職員定期異動で、新たに〝申告指導官〟なるものが現れた。各署の法人税部門に一～三名ぐらいが配属されている。

これは、従来の小規模法人等を対象とした申告前臨戸指導と審理係に代るものようで、新設法人の税務指導や優良法人の選定など法人会とも連繋して積極的に適正申告の指導にあたるようである。

▼調査の重点主義を一層促進させるという施策上の背景もあり、その主旨は結構。しかし折角ふだん誠実に細かな指導をしているわれわれ関与税理士の職能を飛び越えての無意味な干渉や介入は困る。

筆者が立会ったその対象法人の社長が「そうしたことは日頃税理士先生から、充分ご教導頂いております」と苦笑して応対していたことを、あらためて付言しておきたい。

（倉田）

# 『基本計画』の実践を！

## 公認会計士協会の施策に望む

長坂利正

われわれの新聞「第一税協」の「主流」欄（八月十五日付〝第一税理士協議会の拡大強化〟）でとりあげた通り、われわれ公認会計士のなかには監査オンリーで、その生活を維持するにはほど遠い方々が未だ多勢いる。つまり、一部の会員が監査業務に従事しているだけで、大多数の会員は監査よりも税務業務でその事務所を運営しているのが現況である。

十月一日以降より商法監査が実施され、また、昭和五十一年度より銀行及び保険会社監査が実施されると言われるけれど、どれだけの会員がその業務にどの程度関与出来るかが疑問であるし、たとえ実施されたとしても、監査を希望せずに税務オンリーで業務を遂行したい会員もあることと思う。

このように考えてきた時、いつも思うのが、公認会計士協会は、何故、第一税理士協議会を通知公認会計士会と同等に扱わないのかということである。

公認会計士協会が常に言っている如く、公認会計士の業務の三本の柱が「監査・税務・MS」ならば、通知公認会計士会のみが重点施策にもられるべきではなく、今回の第一税理士協議会の「基本計画」にもうたわれているように、その目的の帰するところは通知会と同じなのであるから、この際、第一税理士協議会にも通知会にも入会していない〝ノンポリ〟的な会員の去就の如何をうながす意味においても、公認会計士協会は是非その重点施策を「……当面、通知公認会計士会または第一税理士協議会への入会を促進する」と改正すべきである。

私の持論であるが、税理士法の改正問題に対処するにしても、税理士会の正常化のための税理士会執行部の改革にしても、それを実行し、援助するには、われわれは絶対に税理士会から離れてはならない。つまり〝野戦〟にふみとどまるべきである。通知会は〝参謀本部付将校〟であり、第一税理士協議会は〝第一線の野戦将校〟ともいうべきものであろう。

しかも、今回決定の基本計画の一、税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調して、そのための礎を築くことを目標とする。

二、公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように法改正に努力するの二大方針を実現化するためにはもはや東京地区のみにとどまっていてはいけない。この運動を全国的に展開しなければならない。そしてそのためには、第一税理士協議会の組織を全国的なものにすべきである。

それには、まず「近畿税研」にその賛同を求め、この二つの会が中心となって全国への会員増強運動に発展させる必要がある。現在第一税理士協議会と近畿税研の会員数は両会を合せて二千名になんなんとしている状況であるから、これを一つの力に結集したならば第一税理士協議会としての力は飛躍的に増大するであろうことは多言を要しない。

そして、このような第一税理士協議会が中心となって、全国にその同志を求めた時、私は前言のとおり、第一税理士協議会としての力は想像以上のものに達するものと確信している。

このような趨勢にあるとき、公認会計士協会が、もし依然として第一税理士協議会の存在意義を認識せず、従来のまま通知会のみを重点施策にうたってと足れりとしているのであれば由々しき問題と私は思う。速やかに全会員に対し、通知会と共に第一税理士協議会への入会促進措置を講じていただきたく思う。この公認会計士協会の処置があってこそ、われわれの職業が擁護され、更にその発展が可能になる。一日も早い公認会計士協会の施策を期待してやまない。

## 立上がる第一税理士協議会

内藤安巳

第一税理士協議会が、去る六月二十九日の第六回定期総会において、「基本計画」を発表し、強く「基本方針」を打ち出したことはわれわれ第一税理士協議会員にとり誠に喜ばしい限りである。

この「基本計画」中の基本方針については、七月十五日付「第一税協」紙第三十五号に詳しく掲載されているが、改めてそれを要約してみると、基本方針の第一項は一局複数会制樹立のための基礎づくりを謳っている。

一局複数会制については、第一税理士協議会が税理士会の正常化と共に、夙に提唱してきたものを成文化したものである。

第二項は、公認会計士の資格のままで、税理士業務が行なえるよう法改正に努力する。という主旨のものである。これは、岡崎会長も述べておられる如く、諸外国の例に照しても、また、歴史的経緯からしても当然のことである。

次に、第三項では、「税理士法改正に関する基本要綱」にある会計業務に関する規定、並びに、公認会計士、弁護士の通知制度廃止に関する部分の、改悪反対の主張である。

以上が、今回発表された基本計画の内容のあらましであり、この線に沿って公認会計士協会、そのなかの通知会等と一体となり、基本方針達成のための活動に入ることになったのである。

税理士法改正運動の機はすでに熟し、新たな局面を迎えようとしている。そこで、具体的には、どのような施策を講ずることにより

この運動が効果的に展開されるかが、今後の重大課題となってくるのであるが、われわれが主張実現に向かい前進するには、第一税理士協議会員のみならず、未入会の税理士たる公認会計士が一丸となって、総力の結集をはかるのが絶対に必要である。

現在の税理士会は、資格取得の構成上、税理士会員相互間において、それぞれ利害の相反する面を持っていることはやむを得ない。だからこそ、出身別の複数単位会の存在も必要になってくるのである。また、こうした背景のもとに税理士会の一部会員の中には、なお依然として改正商法の反対運動を継続しているものもある。

このように、税理士会内部には種々の難問題を包蔵しているが、来るべき税理士法改正に当り、利害関係から生ずる内部的抗争、派閥的国会陳情等を繰りひろげ、税理士の品位を低下させるような愚は絶対にさけなければならない。

そのためにも、現在、税理士会が税理士法改正の令科玉条としている「税理士法改正基本要綱」について、更に関係諸団体、り諮に再敲する必要があるのではないかと考える。

以上のような税理士会の中にあって、税理士会の正常化を押し進め、公認会計士の権益を擁護する団体が、わが第一税理士協議会である。

理論的基礎の上に基本方針を打ち出し、会員に強力な拠りどころを与えた第一税理士協議会に、われわれは無限の信頼を寄せると共に、第一税理士協議会が更に強力になり、税理士会に対しそれが正しからざる方向を辿る場合は無言の圧力を加えるまでに成長することを望んでいる。それには前述の如く、公認会計士たる税理士は、進んで全員第一税理士協議会に入会し組織力を強化してこそ、その実現が達成できるのである。

今こそ、われわれは全幅の信頼をもって立上る第一税理士協議会の育成に協力しようではないか。

## 第一税理士協議会の運営に期待

岡田一馬

私は税理士であり、また公認会計士でもある。

したがって、税理士法の改正案が公認会計士の立場から賛成できない部分があるとするならば、この改正案に反対せざるを得ない。

ことに、法律改正案が一般常識から考えて妥当なものであれば別であるが、税理士の過激派グループによる利己主義的なリードによって改悪されるなら賛成の余地は全くない。

税理士会の運営における意思決定は当然総会の決議によるべきであるが、その決議事項が、過激派グループの圧力によるものであれば、同じ税理士会員として抵抗せざるを得なくなるのである。

運営上の問題については意見の対立があっても、一たん決議された事項は会員の一員として当然それに従うべきであるが、法律改正のような重要な基本的問題に関して全く一八〇度理念の相違が現われた場合、税理士会員として、どうすればよいのか。この問題に関しては過去何回となくなやみつづけてきた問題である。

第一税理士協議会は税理士会内にあって、問題の都度防波堤的役目を果たす一方、積極的に諸問題解決に一役も二役も務めてきたのであるが、今般、第一税理士協議会のカラーを明瞭にして「基本計画」が打ち出されたことは誠に同慶の至りである。

八千人の意見を統一しなければならない東京税理士会の運営は、税理士の構成面からみてもどだい無理なことで、当然一局複数会制により、主義の合った同志が結束してこそ、この問題は解決されるであろう。

ただ、第一税理士協議会の今後の運営上の問題として憂慮すべき点もないではない。それは、なかなか会員がふえないために資金の潤沢を欠き、ために「基本計画」の実践が意にまかせないということである。公認会計士にとって、よりよい監査をするためにも、当面経済上から税理士業務を行なう必要があるということを知りながら、そのためには公認会計士協会において税務に関する施策を強化しなければならないということを知りながら、さらにそのためには税理士会の内部にあってこそ他の税理士諸氏は聞く耳を持つということを知りながら、そのことと第一税理士協議会を結びつけ得ないのか、とかく日和見をされてまだ第一税理士協議会に入会されていない公認会計士である税理士の諸先生の入会促進こそ、まず急務であろう。もとより、第一税理士協議会の使命から考えて、その組織は全国的に拡大されなければならない。

上杉謙信は敵に塩を送ったが、われわれもいつまでもそれに類似した行為を続けているのではなかろうか。お人好しというべきであり、それでは莫迦にされる。もちろん、誰しも好んで塩を贈っているわけではないからこそ、われわれの組織に結集すべきなのである。

そして、税理士会員としてのわれわれの権利を強く主張しなければならないであろう。

第一税理士協議会をそのための組織として若し心もとなく思うのなら、全国こぞって、安心して全くたよれる第一税理士協議会にすべきではあるまいか。

「基本計画」を打出した以上はこの計画を旗印として税理士会と仲良く四つに組む知恵と力が必要である。これが第一税理士協議会今後の大きな課題であろう。

## 〝基本方針〟の実行を！

倉田由次

基本方針は、発表された「基本計画」の中に明示されている通り

㈠ 独自の税理士会創設を目途としての一局複数会制制定の実現

㈡ 公認会計士の資格をもってする税理士業務の確立

㈢ 税理士法改正案のうち改悪部分への批判と反対運動

と、三本の柱である。

今更、この方針について論ずる余地はなく、従来とも一貫して第一税理士協議会が称えてきた基本的な考え方であり、この度の発表はその再確認であると私は思う。

問題は、この計画・方針の具体的な実施であり、運用である。

この三つの方針のうち、いずれに比重を大きくもたせるのか。緩急の度合はどうするのか。

考えられることは、㈠と㈡は、かなり長期的な展望のうちにねばり強くその実現のために運動をつみ重ねてゆく内容のものであり、㈢は、すでに「正常化運動」で実験ずみで、これはすぐにも手をつけておかなければならない切実な現実課題だと思う。

つまり、㈠と㈡は、将来に託する理想実現のための期待願望であり、㈢は、現実に発生している問題への対策である。

この、将来への布石と現実対策とを、まず二つに分けて考えるべきではないかと思うのである。

そして、とくにたとえ夢物語であるにしても、㈠の組織の独立には大きい期待をかけアッピールすべきで、それなしでは第一税理士協議会の魅力は無きにひとしいといっても過言ではない。

その意味で、第一税理士協議会首脳部の動きが、今までとかく隔靴掻痒の感がしないでもなく、具体的には一局複数会制の呼びかけがどの程度の会員の共鳴を得たか反対論はどう言っているか、当局の意向はどうか、などどんどん発表して欲しいものである。

とにかく㈠にも㈡にも計画と方針の「実行」を心から切望する。

ワンタッチの操作で開閉
税務事務にピッタリ！
伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な
キングスポットファイル
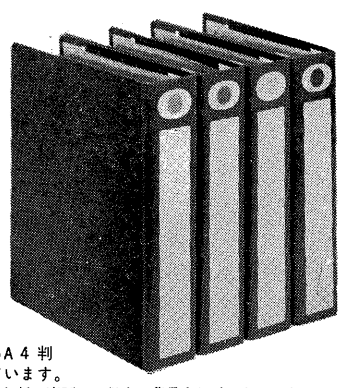
特長
■スピーディーにファイル
■明るく見やすいサークルカラーの背見出しが評判です。
■セクション罫付の背見出し紙はタイトル記入がらくに出来ます
差し替えも自由です。
B6判からA4判まで揃っています。
●背見出し紙の裏面には従来の背見出し紙があります。
●B5判・A4判は項目別記入に便利な扉目次つき（一部を除く）
株式会社キングジム
本社 〒101 東京都千代田区東神田2－10－18
支店 大阪・名古屋・福岡・広島・仙台・札幌
●カタログさしあげます。DZ係へどうぞ。

多様化の進む現代企業に
コンピュータは、どう応えるべきか。
時代とともに企業の多様化が
顕著になり、いまやコンピュータに
対する企業ニーズもまさに多岐多様。
単に情報処理機としてではなく、
企業のブレーン、頼れるツール
としての新しい機能が
必要視されています。
そうした時代の要請に大きく応えたのが
USAC
ユーザック720シリーズ
USAC720/15 ダイレクト・データ・プロセシング・コンピュータ
USAC720/30 マグレシャージシステム
USAC720/50 マルチビリングシステム
USAC720/75 オンライン・コミュニケーション・ターミナル
USAC720/90 バッチシステム
USAC-620 ビリングコンピュータ
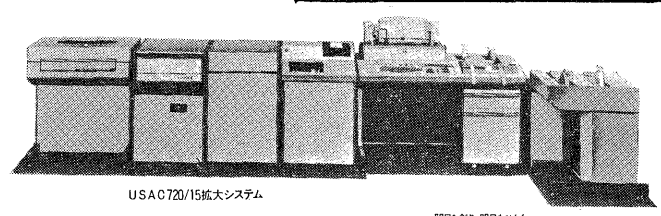
USAC720/15拡大システム
ユーザック720/15をはじめとする
ユーザック720シリーズです。
使いやすく、個々の企業に
見事フィットする多彩な機種、機能。
システム効率。拡張性。
すべてに完璧です。
明日を創り 明日をひらく
ウチダ
株式会社内田洋行
電子計算機事業部・東京・大阪・札幌・福岡・名古屋・広島

★税理士会の正常化をはかる
★中小企業をようごする

# 第一税協

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

昭和49年10月15日　（火曜日）　第 38 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋３－５
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士　（一部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

第一頁　主流ニュース
第二頁　基本計画の実践のために

# 税理士制度崩壊の危機

# 顧問税理士問題

## 10月21日 午後3時 の臨時総会を成功させよう

### 委任状の持参を！　総会の出席を！

**再び臨税問題のような重大問題が税理士会に惹起している。すなわち「商工会議所、商工会の顧問税理士制度問題」がそれである。税理士会から適任者を商工会等に派遣するいわゆる派遣方式は先方の採用するところとなったが、指導対象となる納税者の一定の所得制限の件は受け入れられていない。これでは現在の税理士の関与先が殆ど該当することとなり、しかも国家予算で税理士類似業務が行なわれることになるから、まさに税理士制度の崩壊の危機である。東京税理士会では重大決意を以て十月二十一日臨時総会を開くが、この際、この大会を成功させるべく会員の協力をお願いします。**

中小企業庁は経営改善普及事業の一環として、小規模事業者に対して積極的、効果的な税務指導を行なうため、国から助成金（顧問税理士委嘱費）を交付して、商工会議所、商工会に顧問税理士を置くこととし、十月一日発足の予定で準備を進めてきたが、税理士会の反発で足踏み状態であることはご承知のとおりである。税理士会としては、小規模事業者、とりわけ低所得者に対する税務指導対策の必要を認めながら、ねばり強く交渉し、「税理士による派遣方式」をかちとったのであるが、「所得制限」については中小企業基本法をタテにとり、中小企業庁及び商工会等は首を縦にふっておらない。そして、十月一日からの施行を事実上既成化するために、商工会等が個々の税理士と単独顧問契約をするための（いわゆる一本釣り）の趨勢が見えてきた。折角税理士会による税理士派遣方式が決定されたのであるから、秩序ある統一的な税務指導の運営のために、会員は商工会等より個々に直接顧問税理士委嘱の要請があっても、即座にこれを拒否することが望ましい。所得制限がなければ、現在の会員の関与先である小規模企業は官製税務事務所に吸収され永久に税理士の職域から離れることともなり、新規税理士の職域もなくなる。運営如何ではこの小規模問題は税理士制度の崩壊につながる。第一税理士協議会としては全税理士の問題として十月二十一日の臨時総会を成功させたく、会員は当日委任状を持参することはもとより積極的に総会に出席されるよう要望する次第である。

## 東京税理士政治連盟大会　九月二十七日

### 規約改正、大会決議等を採択

九月二十七日、待望の東京税理士政治連盟第八回定期大会が開かれ、一応の統一の体制が成った。

懸案の規約改正は、本紙前々号に報じた線よりも後退した修正が行なわれているが、それでも現行よりはかなりの進歩である。

【規約の一部改正】

第3条　本連盟は東京税理士会の施策に沿い、税理士の社会的地位の向上を図り、納税者のための民主的な税理士制度ならびに租税制度を確立するため必要な政治活動を行なうことを目的とする。

第4条　前条の目的を達成するため日本税理士政治連盟および東京税理士会と連携して次の事業を行なう。

第5条　本連盟の組織は次のとおりとする。

一、本連盟の会員は東京税理士会の会員をもって組織する。

二、本連盟の趣旨に賛同する者を賛助会員とすることができる。

三、本連盟の地域内に支部を設ける。支部の組織および運営に関する事項は別に定める。

第8条　会長は、選考委員会で選ばれた候補者につき大会において選任する。

2　前項の選考委員会は次の委員をもって構成する。

一、東京税理士会会長及び副会長

二、東京税理士会理事会が推薦した理事5名

三、支部長会が推薦した支部長4名

第20条　大会は毎年7月1日現在の支部に所属する会員10名毎に1名の割合で当該支部が推薦する代議員および会長・副会長・総務・幹事ならびに会計監事をもって構成する。

2　代議員の任期は2年とし、定期大会の開催の日から就任後3回目の定期大会開催の日の前日までとする（以下略）

大会はこのあと、運動方針、活動方針、予算、大会決議等を議し、「顧問税理士制度を阻止する」大会決議を加えて終了した。

自分の頭の上

赤天狗小僧

## 主流

### 特別利害関係の政令について

改正商法の施行が十月一日に行なわれ、これに先だって、企業会計原則の確定修正、商法計算書類規則及び財務諸表規則の改正が発表された。さらに九月二十八日付で、公認会計士法施行令の一部を改正する政令が公布され、十月一日から施行されることになった。

この改正は、先般の商法改正の際に、関係法律の整理による公認会計士法の改正と、衆参両院の附帯決議とをうけて、特別利害関係人を監査業務から排除しようという趣旨で行なわれたものである。

もともと、監査業務からの特別利害関係人の問題は、公認会計士監査の社会公共性から、経済的又は身分的な面で被監査会社と、著しい利害関係を有するものをその監査業務より排除して、側面的に監査の精神的独立性を支え、さらにその権威を保持しようとの考えから行なわれるものである。

従来は証券取引法第一九三条の二に基づき監査証明省令で特別利害関係について規定されていたが、今回の改正商法による会計監査人制度の施行に伴い、会計監査人にもこれを適用させる目的で、この規定をさらに強化して公認会計士法施行令に移された。

とくにこの政令で、改正商法成立の際の衆参両院附帯決議をうけて、被監査会社の税理士業務は、監査人たる公認会計士及びその配偶者、その会社の監査人である監査法人の総ての社員は行なうことができないこととなった。また、この公認会計士法施行令への移行によって証券取引法による監査以外の総ての監査にこの施行令が適用され、従来はこれの適用除外となっていた学校法人監査、投資育成会社の対象会社監査、労働組合監査、その他任意監査にまで及ぶことになった。

さらに、日本公認会計士協会は、この施行令と関連して「規律規則の実施について」との通ちょう第三号を作成し、監査補助者である公認会計士、会計士補及び監査人の二親等以内の親族もこの特別の利害関係を有していては監査をしてならない旨を会員に自主規制をもとめることとなった。

以上これらの一連の措置は、非常に厳しいものであるが、公認会計士監査の社会的重大性を顧慮してとられたものである。これによって、税理士会の今迄の商法改正反対運動は総て終息し、今後は税理士業界の正常化のみに専念することになると思う。本来、監査における特別利害関係の問題は、職域とは無関係なことであり、監査の独立性保持のためのものである。従って、他業界のことに職域問題と混同して特別利害関係問題を論ずることは僭越といわねばならない。

## 特別利害関係の政令施行さる

### 執拗な日税連の反対陳情

本年三月、国会で成立した改正商法は十月一日から施行されている。この改正に伴い、まず「企業会計原則」が確定修正され、一方商法の「計算書類規則」（法務省所管）や「財務諸表規則」（大蔵省所管）が改正され、さらに「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」（九月二十八日付）が公布され、その他一連の省令も改正されて、いわば粉飾決算の絶滅をめざす新しい監査体制作りの構えは一応の完成をみた感がある。

とりわけ公認会計士法施行令の一部を改正する政令によって、公認会計士監査における特別利害関係者排除の規制は、国会の附帯決議の線よりもむしろ厳しいものとなっている。

ところが、この政令公布と前後して日税連では、総理大臣や大蔵大臣宛に、この政令ではなまぬるいから更に規制を強化するための法的措置を講ずるようにとの趣旨の陳情をしている模様である。たとえば同陳情書には「関係事務次官会議において内定を見ました同政令改正案によりますと、国会審議において明示されました上記の改正措置を講ずる旨の政府側答弁にもかかわらず現行より遙かに後退した方向で政令改正が行われようとしております。私どもは国権の最高機関と謳われる国会での審議及びそこで採択された附帯決議の趣旨が、政府所管である政令改正段階において全く顧慮されないということは極めて遺憾とするところであります。改正商法における会計監査人の厳正な監査を阻害する虞を排除すべきであるとして国民の前に示された国会の意向が没却されているばかりでなく、現行証券取引法を受ける『財務諸表の監査証明に関する省令』の規制内容よりも明らかに数段後退した方向での政令改正には、私ども到底納得し難いところであります」とあって、とくに親会社・子会社に関連し、「補助者」等は監査を行なえないようにすべしとする細かい要望をしている。しかし補助者の問題は、公認会計士協会の自主規制において明らかに自ら天下に規制しており、親会社を監査する公認会計士が子会社の監査をするのがいけないならその逆も成り立たぬ云々というような具体的な点は国会では規制されていなかったものである。政令では規制が任意監査の線まで及んでいるから附帯決議の線は完全に守られており、税理士会の主張は終わっているのである。前掲の陳情書はまさに白を黒と強弁するウソの塊りであり子会社云々の矛盾の問題は実際問題として公認会計士は監査に従事していない。公認会計士が税務業務を行なうこと自体は世界的に行なわれていることであるから、これ以上規制を図ろうとすることは明らかに職域侵害である。それよりも税理士は顧問税理士問題にみられるように頭の上の蠅を追うことがいま何よりも肝要であろう。

## ピリリ一言

▼そろそろ秋風寒しという時期になったが、景気面から見ればまさに肌寒いということが適当のように思われるきょうこの頃である。

税理士が関与している企業のほとんどが中小企業である。

なんだかんだといっても九月期までの決算では、大企業はかなりの収益を計上している。人件費・諸材料の高騰等、利益増加の要因は全くないように考えられるが、大企業の大半は前期より一〇％から二〇％利益を増加させている。

▼本来、今日のようなスタグフレーション下において当然不況をうったえるべきであるが、わが国の場合は特殊なようで、一般不況はどの層にしわよせされているであろうか。それはすべて中小企業（下請業者にきていることは言を俟たない。わが国の経済は底が浅いといわれているが、今まで根強く日本経済を支えてきたのは中小企業であり、も少し中小企業に対しては税制面においても大企業と差をつけてもよいのではないか。

▼今回法人税等の改訂がなされ、税率において大幅なアップとなったが、この法人税等が利益処分であるという見解で、確定申告には別表四で調整して損金処理の場合加算されることとなる。高度成長的景気の場合はどんな企業でもこれを吸収できるが、今日のようなスタグフレーション的不況時においては立法主旨の当・不当は別として、企業の資金繰りを極度に悪化させる原因となる。ましてや、役員賞与の損金不算入を計算に入れると、規模の小さい企業税資金繰りが苦しくなる。いいかえれば、税金による黒字倒産が出現する可能性もでてきている。

▼決算と資金繰りは別に考えて、企業の運営を資金の回転として考えた場合、この問題は税理士としてもっと突っこんで研究すべきであろう。例えば、申告による納税額決定から納税までの過程において納税金融制度を設けるとか、何か手を打たないと、企業の黒字倒産や税金の回収不能といった事態も起り得る公算が大きいと思う。

正しい納税を促進すべきわれわれとして進言する。

# 『基本計画』の実践のために

## 基本計画実践についての一考察

諏佐市之丞

第一税理士協議会では去る六月二十九日の第六回定期総会において「基本計画」を設定し、目的遂行の主柱として三大基本方針を明示した。

これ等はわれわれの年末の主張であり、特に目新しいものではないが、これまで会員それぞれの立場や考え方の違いから、個々には相当の意見の喰い違いも見られ、ひいては第一税理士協議会本来の目標を見失い烏合の衆の集いとなりかねない懼れすらあったが、今回これが基本綱領として決定し、統一的目標が定まったところに重要意義があり、まことにご同慶の至りである。

このように基本路線は確り敷かれたのであるから、今後はどのようにして目的に向って進むかにある。その方法としては基本計画によっても理解出来るのであるが、これについては岡崎会長が特に七月十五日付「第一税協」紙上に詳細且つ明確に述べられており、われわれはこの指針に従って一致団結し、強力に実行すればよいと思う。

さて、実行の前提として大切なことは、立派な人材、適合した組織、対処方法の妥当性であると思う。組織・人材については現在考えられる最高のものであり玆で言及の余地はないが、方法については個々の意見も強ち無意味とも考えられないので、一つの考え方として若干の愚見を述べさせて戴くものである。

何ごとを行なうにしても基本を忘れたり主体性をなくして安易に妥協するようなことは論外であるが、自説のみ固執し硬直的非妥協的であったならば解決する問題も不調に終わるものである。故に自己の主張なり立場を認めさせるには、常に大局的視野に立って主張するところは主張すると共に、相手の立場・主張もよく聞き、場合により基本目的を失わない程度に譲歩することも当方の主張を認めさせる為の大切な方法であると考える。一気に目的を達成することは至難であっても、機をうかがい一歩々々その彼岸に近づくことは可能である。

現社会は、個人団体を問わず自己主張のみに捉われ過ぎると思われる。公認会計士協会も税理士会も基本的立場の相違はあるとしても、同じ会計に関係のある業務に従事する者として、大局的観点より共通の利害、目標を見極め、窮極的には共に地位の向上、職域の拡大となることを確認し、協力してこれの実現に進むべきである。この大局的立場に立っての両者の協力が実現しないならば、公認会計士業界、税理士業界共にその力は相殺され、益々弱化の傾向を辿る危険さえ感じられる。

ここにおいて、第一税理士協議会の役割がはっきり浮上して来るのである。第一税理士協議会は、公認会計士としての税理士の集りであり、両者の立場や苦悩を知悉しており、これを調整する最もよい立場にある。かって通知公認会計士会発足の際も税理士会に愛着を持ちそのまま踏みとどまったものであり、内から公認会計士の立場を理解して貰い、急進的立場の人をも説得して正常化すべく努力中なのである。この一面毅然として一面協調的に辛抱強く説得調整を進めるにおいては必らず意のあるところを理解され、何時か調和協力に向うものと確信する。

なお、ここに第一税理士協議会の一会員として若干の具体的実行方法を左に列挙してご参考に供したい。

一、第一税理士協議会の組織強化を図るため全国的組織作りを進めることとして公認会計士協会は積極的に援助されたい。

二、協会は、第一税理士協議会と通知公認会計士会の内部交流と共通事業の共同化又は統一を図るよう指導援助されたい。

三、協会は、何らかの方法で第一税理士会協会に対し資金充足の手段を与えられたい。

四、第一税理士協議会を仲介として税理士会との間に常設の連絡協議会（仮称）を作り、随時又は定期に話し合いの場を持ち、意志の疎通を図り以て三大基本方針その他重要案件の解決を計る基盤とされたい。

五、第一税理士協議会は以上の問題解決策推進の為の具体案作成の検討を開始されたい。

以上、雑駁ではあるが平素の思うままを述べて責をふさぎたい。

## 「基本計画」実現に期待

■未入会者の立場から

吉村　二郎

第一税理士協議会は去る六月二十九日の第六回定時総会に於て「基本計画」を発表し、その第二項に於て、公認会計士の資格のままで税理士業務が行なえるよう法改正に努力すると謳っている。私はこの実現を大いに期待している。

公認会計士中、監査業務に従事している会員は二十％位で、八十％の大多数会員は監査より税理士業務にウェイトを置き、その事務所を運営しているのが現況であるといわれている。税理士会を退会して通知公認会計士会に入会することや、若しくは第一税理士協議会入会に踏み切ることに躊躇している会員が多数おられるのはその為であると思われる。

私もその一人である。税理士会を退会したり、それに近い状態に自己をおくと、現状では多少不便の点が生じ、メリットを失なうことになる。第一税理士協議会や通知会に入会していない会員を目和見視されている様子だが、私は協力すべき処は協力している積りである。

「基本計画」の第二項実現の暁は、会員増強運動も自ら解決することであろう。

私は、第一税理士協議会と通知公認会計士会とを一本化し、一つの力に結集して、日本公認会計士協会と協力しながら施策を実践されていくように望む。

## 税理士法改正の問題点

浜中　忠礼

税理士法改正に関する「基本要綱」は税理士会が主張する懸案であることはいうまでもない。

税理士法改正案は昭和三十八年第四十六回通常国会に政府原案として上程されたが、強硬な反対にあって廃案になっている。

また、商法一部改正法律案が、「商法の一部を改正する法律案要綱」が公表されてからも実に五年を経て昭和四十九年第七十二通常国会でようやく可決成立した過程をみても、われわれを取り巻く法律問題は紆余曲折の感があったのである。

最近話題になってきた税理士法改正案にしても困難な問題が起り得ることは容易に想像されるのであるが、税理士法改正以前の問題としては「名称の使用制限」の規定に反する行為は一般社会の誤解を招くおそれがあると思われる。たとえば、「会計事務所」「税務会計」「会計経理事務所」又は「税務経営相談所」などの不統一の名称を使用することは税理士の品位を失墜することにもなりかねない。

法改正の問題点としては、税務訴訟代理権及び会計業に関連する主要点は、それぞれの立場に立つ弁護士会と公認会計士協会及び全国税労働組合等から反対意見があることはご承知のとおりである。

最近の税理士関係新聞紙上に、中小企業の団体からも税務訴訟代理権又は会計業務に関する税理士会の主張に対し、批判的言論のあることを見逃すことができない。

税理士制度の理想像といえば、「税理士とは税法学理論を実践する職業専門家」（北野教授）として納税者の税法上の権利を擁護することを使命とするものであるといわれている。更に現実の税理士業務には会計記帳業務がかなり占められているが、この業務から解放され、税法学に徹した職業専門家として社会の信頼を得る税理士であることが望ましいという意見には共感を覚えるものである。

税理士法改正案が国会に上程される以前に、利害関係団体との調整を計って各々の立場を理解し、将来禍根を残さないよう最善の努力を尽す必要がある。第一税理士協議会が、「基本計画」を一般に発表したことは当然の姿であって、社会のために税理士の使命を達成する意義をもって法改正に努力されることを望むものである。

## 商法の一部改正等に伴う法人税法の取扱上の留意事項

―国税庁通達

**国税庁ではこのほど「商法の一部改正に伴う法人税法の取扱い上当面留意すべき事項について」と題する通達を示達した。全文は次のとおり。**

商法の一部を改正する法律（昭和49年法律第21号）等の施行に伴い法人税法の取扱い上当面留意すべき事項を別紙のとおり取りまとめたので執務の参考とされたい。

（別紙）

1　新設法人等に係る申告期限

(1)　商法の1部改正等により、監査役の監査機関が伸長されるとともに（商法第281条の2等）、株主名簿の閉鎖期間等についても2月内か3月内に伸長された（商法第224条ノ3）。この結果、定時総会は決算日後3月内に開催すればよいことになった。

(2)　(1)の改正は、商法の1部を改正する法律等の施行期日を定める政令（昭和49年政令第159号）により昭和49年10月1日から施行することとされているが昭和49年10月1日前から存する法人にあっては、同日以降最初に終了する事業年度について、なお従前の規定が適用されることとなっている（商法の1部を改正する法律附則第3条）。従って例えば3月9月決算法人で昭和49年10月1日前から存するものにあっては自昭和50年4月1日至昭和50年9月30日事業年度から改正後の規定が適用されることとなる。

(3)　ところで、次に掲げる法人の次に掲げる事業年度については、法人税法の改正が予定される昭和50年4月1日前においても改正後の商法の規定が適用されるので、法定申告期限までに決算が確定しない場合が生じる。

イ　昭和49年10月1日以後新設された法人、昭和50年3月31日以前に終了する事業年度

ロ　昭和49年10月1日前から存する法人で事業年度の変更を行ったもの、同日以降最初に終了する事業年度の翌事業年度が、昭和50年3月31日以前に終了する場合の当該事業年度

(4)　そこで、(3)に該当する法人から、法定申告期限までに決算が確定しないことを理由に法人税法第75条第1項（確定申告書の提出期限の延長）に基づく確定申告書の提出期限の延長申請があった場合には当面、法定申告期限から1月を限度として法人の申請を認めることが相当であると考えられる。

2　みなし解散法人に係る事業年度

商法の1部改正により、休眠会社の整理の規定（商法第406条ノ3）が新設されたことに関連し昭和49年10月1日において、最後の登記をした後10年を経過している株式会社については、同日に解散したものとみなされることとなった。

（商法の1部改正をする法律附則第13条）。

従って、これに該当する株式会社については、現に事業を継続している場合であっても、法人税法第14条第1号（みなす事業年度）の規定により、その事業年度開始の日から、昭和49年10月1日までの期間及び同月2日からその事業年度の末日までの期間が、それぞれ一の事業年度となることに留意すべきである

（注）昭和49年10月2日以後開始する各事業年度は、清算中の各事業年度となる。


リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする――

リヒト　良い品はお徳です

手動式
シュレッダー
〈軽く細断〉　¥35,000

ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉

パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

¥30,000

〈経費節減〉

この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

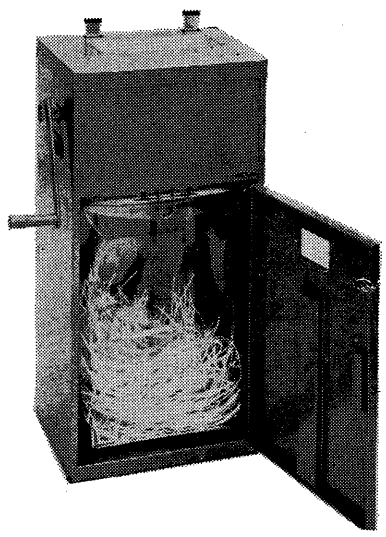

| 仕様 | | |
|---|---|---|
| | 細断巾 | 3㎜ |
| | 投入巾 | 210㎜ |
| | 瞬間細断能力 | ザラ紙4枚位 |
| | サイズ | 250×340×665㎜ |
| | 重量 | 18㎏ |

リヒト産業株式会社
本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942－2361
東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－6911
各支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡



ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然

ニッカウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社

G&G
ゴールドニッカ
2,200円 -(760㎖)
ダブルサイズ
3,900円 (1,520㎖)

★税理士会の正常化をはかる
★中小企業をようごする
右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年11月15日　（金曜日）　第 39 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋３―５
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士　（一部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

第一頁　主流、ニュース
第二頁　第一税理士協議会への関心

# 第一税理士協議会の全国統一緒につく

## 第一税理士協議会と近畿税務研究会の合同会議

**既報のように、さる九月九日、たまたま日本公認会計士協会の会議に出席されていた同協会副会長である同協会近畿会の高田正康氏と田村幾蔵氏及び四国会の越智敏通氏を招き、第一税理士協議会正副会長が、われわれの全国的組織を持つことの必要性――第一税理士協議会の「基本計画」実施につき協力を求めたところ、三氏の基本的な同意を得ていた。しかし、近畿税務研究会（高田正康会長）としては最終的には機関決定をする必要があるとのことであったので、十一月二日、第一税理士協議会代表が大阪におもむき、両会の合同会議開催となり、公認会計士たる税理士組織の全国的統一問題はさらに具体的に歩みを進めることになった。**

今回の会議は、大阪の高田正康氏の事務所である高正ビル七階会議室で開かれた。近税研からは、高田会長（大阪）、米山正次相談役（協会近畿会副会長、大阪）、中川富士雄副会長（大阪）、大森信澄副会長（京滋）、沖集司副会長（兵庫）、小川敏夫南支部長（大阪）、本田佐一研究部長（大阪）、坂井忠男研究副部長（大阪）田中隆夫研究副部長（大阪）、宮本忠勝監事（大阪）、粕谷輝雄監事（大阪）の十一名が出席、第一税理士協議会からは岡崎寿士会長と長坂利正副会長が出席した。

予定より三十分遅れ二時三十分に高田会長司会により開会し、同氏の開会の挨拶と本日の会合に至る経過の説明があった。次いで岡崎会長の挨拶と第一税理士協議会設立の趣旨及び今日までの活動状況等の説明があり、続いて長坂副会長の補足説明があった。

### 一、第一税理士協議会の基本計画について

これについては、種々の意見があったが基本的に賛成を得た。

### 二、われわれの全国的組織の推進について

**(イ)全国的に会員の増強運動を展開すること。**

第一税理士協議会と近畿税務研究会が主軸となり、でき得れば協会東海会にもわれわれと同様の組織をもってもらい、この三者を柱として全国的に会員の増強をはかる。その対象は、現在税理士業務を行なっている公認会計士のうち通知公認会計士会にも、われわれの会にも加入していない会員が約半数いるので、この未加入者に対し、通知公認会計士会またはわれわれの会のいずれかの会に入会することを勧奨する。これは、日本公認会計士協会にとっても重要なことであることを確認した。数は力であり、税理士会の正常化運動にしても、われわれの職業上の利害に関連する政治運動をするにも絶対必要条件であるからである。

このため、まず日本公認会計士協会の地域会会長宛に運動趣旨を説明し、了解を得ると同時に援助方を要請する。然る後に全会員に入会勧誘状を発する。この場合の文書には第一税理士協議会と近税研の連名で差出名とすることに賛成を得た。

**(ロ)ブロック制について**

前記の運動の推移に対応して、地方会はブロック制を採用する。例えば、日本公認会計士協会の西日本の会のようなものである。これは人的、財政的理由による。これについても異議はなかった。

**(ハ)地方会の名称について**

地方会の名称、とくに現時点では近税研の名称問題であるが、例えば、第一税理士協議会近畿会と称し得るかどうかについては、近税研の内部事情もあり時期尚早であるとのこと、もちろん全国的に組織が確立する段階になれば考慮したいということであった。第一税理士協議会としても実質を旨とし、対外的名称にはこだわらないことを述べ両者了解した。

### 三、機関紙について

全国的組織を推進するには、各地方において充分なるPRと情報の入手が最も必要である。とくに高田会長は新聞「第一税協」を高く評価し、できれば第一税理士協議会以外の地方会員に広く配布して貰いたいとのことであった。これに対しては岡崎、長坂両氏からぜひその方向で努力したいので何分のご援助を願いたい旨発言があった。いずれにしても、全国的に会員の増強をはかる方策としては新聞「第一税協」を活用することが最も有効な手段であることについては全員の意見が一致した。

### 四、一局複数会制について

この問題につき、岡崎会長より現在のところ、東京国税局管内における東京税理士会の会員約八千名、大阪国税局管内における大阪合同税理士会の会員約五千五百名を有する両税理士会に限られる問題であるがと前提し、しかし全国の会員のバックアップがぜひ望ましいという提案があった。これに関し関係官庁の考え方及びこれに関する税理士法改正の見通し等についての質問があり、続けて岡崎会長が、関係官庁側においても四囲の状況を考慮し今すぐこれに関する税理士法改正とはならないまでも方向としては充分考えているらしい。われわれは、税理士会の現状を考えるとき、好むと好まざるとにかかわらず必然的に一局複数会制にならざるを得ないと確信するので、毎年繰返しこの運動を継続し、その実現を早めるために努力しており、近税研におかれても是非この運動を推進して東西相呼応、全国的に運動を展開しようと述べ、全員の賛成を得た。

以上議題を完了し、高田会長より閉会の辞があり岡崎会長より謝辞が述べ、四時三十分終了した。

## 顧問税理士問題の臨時総会

### 東京税理士会

### 今後の措置は理事会一任に

顧問税理士制度問題をめぐる東京税理士会の臨時総会は十月二十一日成功裡に終わった。既報のように、税理士制度崩壊の危機をはらむ重大局面に鑑み、第一税理士協議会としてもこの臨時総会を成功させるべく会員各位に委任状の持参や総会への出席を呼びかけたが、大方の賛意を得てご協力いただいたことにまずお礼申上げる。

臨時総会は午後三時より東京・千駄ヶ谷の税理士会館四階ホールにおいて開会、内藤光夫副会長の開会のことば、添田正夫会長のあいさつのあと、議長に久保村得治郎氏、副議長に池田常吉、品川一登氏が選任されて議事に入った。

当日の審議事項たる商工会議所及び商工会の顧問税理士問題は、第一号議案（個別折衝による顧問契約禁止について承認の件）、第二号議案（対象指導者の所得基準限定について承認の件）、第3号議案（前号議案に関する措置の理事会委任について承認の件）の三つにわかれていたが、いずれも相互に関連があるので一括審議された。審議は冒頭から熱気を帯びて展開され、延々五時間に及び、結局午後八時近くに至って執行部原案どおり、三議案が可決された。午後八時近藤昭三郎副会長の閉会のことばをもって意義ある臨時総会を終了した。

**【解説】**この総会を報ずる一部業界紙等には「怒号のうちに」終始し、「〝所得制限〟入れなければ顧問税理士制度を事実上拒否」したもの同然のようにいっているがそういってすむならば税理士会執行部の気持はかなり楽になろう。当日甲論乙駁の激しい議論の応酬があったのは、要するに、十年前の三者協定で、青色申告会等に顧問を出していたのは顧問といいながら名義貸しとなっており、すでにこの三会に顧問税理士を派遣していたこと自体許されないという意見が強く出たことから端を発している。それらの人々はまたこの制度の真の目的は自民党の民商対策であり、付加価値税導入の準備につながるものなのであるという点等にも言及した。しかし、三者協定の場合も、中小企業の指導対策費として国家予算をとり、それに仕方なしに日税連が協力したわけであるから、顧問税理士を出さないわけにはいかなかった。今度の場合も税理士会から望んだものではない。国の施策であるからこそ、やむを得ず日税連は受入れることを決定し、次善策として派遣方式を主張したし、所得制限が決定すれば服務要領等によって所得をチェックすることが可能であるから野放しにするよりは歯止めすることが望ましいと思われる。確かに折衝の過程で極めて拙劣な面もなかったわけではないが、税理士会の最後の一線をねばり強く主張して相手のコンセンサスをとりつけつつ死守しようという執行部の態度は是認されよう。執行部をしてその方向に成功させる所以のものは会員の団結よりない。このままで推移すれば相手の切崩しもあり民商対策は根本的な政治問題である。

## 主流

## 第一税理士協議会の全国拡大組織化のために

第一税理士協議会の全国拡大組織化が、いよいよ具体的に第一歩を踏みしめられる状態になった。この主流欄でも過去において、それが理想的であることがしばしば取り上げられていたが、まったく同慶にたえない次第である。

もちろん、この具体化については、客観的な気運が熟したことによるものであるが、本会の役員諸氏と近畿税研の役員諸氏の熱心な話しあいの努力によるものである。「人間はよく話しあえば必ずお互いに理解しあえるものである」といわれているが、まったくその通りであって今回の大阪における両会役員諸氏の会合の結果、両会を主軸とした全国拡大組織化運動が展開されるに至ったのである。

而して、この実現のためには次の二点が直ちに実施されなければならない。それは、

①全国の公認会計士の当会への多数参加による大同団結

②公認会計士協会の当会への援助強化と、その重点施策に当会入会促進を挿入すべきことの二点である。

たびたび引用されるが、わが第一税理士協議会の表明している「基本計画」の骨子は、

◎一局複数会制の実現

◎公認会計士の名称をもっての税理士業務実現への法改正

◎税理士会の税理士法改正案に

一部反対

であり、日頃いわれているように、公認会計士の約八十%近くの人々が税理士業務によってその主たる生計を維持しているのであって、われわれにおける税務のウェイトたるや、まったく〝重〟かつ〝大〟といわなければならない。とくに若い公認会計士諸氏はさほどでもないが、中年以上の公認会計士の諸氏はのいずれにも入会していない所謂ノンポリ的な公認会計士諸氏が多数存在することは、大きなマイナスであるということである。公認会計士制度・税理士制度の確立に努力することは国家的に意義のあることであり、われわれの生計維持のためにも、もはや傍観者的存在は許されなくなってきているのである。

したがって、われわれは、この全国のノンポリ的な方々に、われわれの活動主旨を極力ご理解いただき、多数の第一税理士協議会への参加を求め、その団結力によって、始めてわれわれの基本計画の遂行が可能になるものであると確信するものである。弛むことなく全国多数会員入会のために努力すべきである。

②は、公認会計士協会本部よりの本会活動資金援助と、本部の地方々々の実情によって、それぞれの税理士会における指導的立場は重いものであるだけに、第一税理士協議会のかかげる基本計画に対し無関心たり得ないはずである。いやむしろ、その実現に対し積極的であることが望ましく、たんに静観するに忍びないはずである。

つまり、①は、未だ第一税理士協議会にも通知公認会計士会の重点施策諸項目中に通知公認会計士会と同様本会への入会促進についての条項を明年度は必ず挿入すべきであるということである。周知のように、現在日本公認会計士協会は〝監査〟を重視するあまり、公認会計士の三大業務の一つである〝税務〟をとかく軽視しているように思えてならない。そのためか、本会への活動資金援助はとても少ない現状である。いずれの会においても活動資金は多きに越したことはないが、とくに本会の場合会員数に比して極めて大きな〝活動〟をしており、しかも会員の八十%以上が税務にウエイトを置くことを余儀なくされているという実情を無視することなく本部は考慮さるべきである

また、現在の重点施策には、通知公認会計士会への入会促進条項は明示されているが、本会への入会に関してはまったく触れられていないという不公平は許されるべきではない。

協会本部は、ノンポリ的会員への警鐘と第一税理士協議会の強化のため、その重点施策を、「第一税理士協議会か、通知会のいずれかに加入するように」という旨に改正すべきであるということを重ねて強調する。

かかる本部の強力なるバックアップによって始めてわれわれの全国拡大組織化が可能となることであろう。

みんな、気をつけようぜ
赤天狗小僧

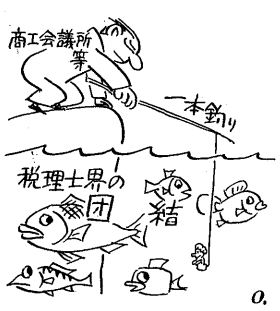


## ピリリ一言

▼商工会等から出されたいわゆる顧問税理士問題は、税理士業界を大きく揺がし、ついに東京税理士会の臨時総会にまで発展した。しかし、その総会の決議を実行に移すとなると極めて難しい問題が山積しており、従ってまだ根深く問題点を燻らせながら今日に至っている。

▼事がここまで大きくなった原因は簡単で、当局のいうような条件と状況の中で官製税理士事務所が開設されては、これからの税理士の仕事が蚕食され、税理士制度自体の崩壊につながるものとして、その危機感が全会的な問題としてとりあげられたことによる。

▼聞くところによると、商工会側では原則的に法人は扱わないという。しかし中小企業基本法にいう小規模企業の定義は法人個人区別なく従業員二十人以下、サービス業では五人以下という枠によって顧問税理士制度の国家予算をとっているので、この法人不関与は絶対的とはいえない。現に東京税理士会以外の会では、すでにやむなく法人をも扱っている。われわれが関与する事業所得者の八割九割は恐らく法人であろう。この辺のことはもっと徹底的に当局の意向を確かめるべきではなかろうか。

▼政府とすれば、税理士にまともな報酬で依存出来ないような弱少事業主を対象に、経営改善の指導と適正納税をさせるべく相談窓口を設け、予算措置をとったというが、個別に税理士を招へいし、税理士一人当り五百件から千件の処理をさせるということは物理的に不可能で、かつ、一週間に二回程度の出勤では、名義貸の前提をさけられないであろう。

うがった見方では、現状の税理士のあり方に暗に警鐘を鳴らされた感じすらする。

▼この問題については慎重に事実を確かめ、大所高所から税理士業の将来を冷静に判断して、一般からの同意や共鳴を得るような運動とアピールをすべきではないか。「プロの先生方が、みんな立派で誠実な税理士先生であれば、私どもはお役所仕立ての会計事務所など問題にしませんよ」ある納税者の声である。（K）

# 第一税理士協議会への関心集中

## 公認会計士協会東京会墨田部会のばあい

**公認会計士協会東京会の各部会が開かれつつある。そこでは公認会計士や税理士の問題が論議されている。墨田部会の場合をルポしてみよう。**

八千人の会員を擁する東京税理士会は統一意見をまとめることは非常にむずかしくなってきた。

ことに税理士会の会員構成は、公認会計士・弁護士等の兼業会員もあり、同じ専業税理士でも官庁出の特別試験組と一般コースの試験組等がある。これでは、それぞれの立場において主義主張が相違してくるのは当然で、それを統一するにはよほどの努力がいることとなる。

ましてや、兼業と専業の立場で意見が全く一八〇度相違するような場合は、マンモス会であるだけにまったく仕末におえない。

その上税理士会役員が、ひところのように過激派が大半を占めて主権を握ろうものなら、その行動は、社会的信用問題や会員に対する信頼問題に関係してくるので、会のゆがめられた方向づけは、会だけでなく税理士の評価にもつながることとなる。

税理士会は現在、税理士法改正問題・顧問税理士問題等数多くの難題をかかえているが、例えば商法改正問題において、当初公認会計士を目の敵にしていたずらに法案に反対した。その結果は社会的評価は落ちるし、その間隙に最も税理士の職域に関係のある臨時税理士制度に最も有効な手を打つことができなかった。

税理士会の内部にあって、税理士会の運営の正常化を目的として第一税理士協議会が誕生したのであるが、商法改正問題では税理士桜友会等とともに税理士会の誤れる方向を指摘し、過激派役員によるゆがめられた運動を是正してきたが第一税理士協議会の会員となっていただかなければならない先生の中にもいまだ、マンモス税理士会の圧力を懸念なさっている方があるやに見受けられる。

そこで第一税理士協議会ではその性格と方針を明瞭にするため第六回定時総会で「基本計画」を決議し、その基本方針を確立した。

したがって、第一税理士協議会では、機会ある毎に積極的にこの「基本計画」を会員に訴えようとしており、今回その時を得て、十月十七日開催された公認会計士墨田部会の例会に岡崎第一税理士協議会会長が出席された。たまたま商法改正に伴う監査受入準備対策の説明に出席された、公認会計士東京会茂木会長と呼応して、監査団の結成促進と、第一税理士協議会の「基本計画」にもとずく諸運動の促進について説明と質疑応答が展開された。

当日の出席者は、茂木会長、岡崎会長を囲んで坂井墨田部会長以下会員十名であった。

開会は定刻五時、坂井部会長より開会の挨拶と、あらためての茂木、岡崎会長の紹介があり、茂木会長より商法監査の受入準備と会館建設に関する協力依頼があり、岡崎会長から、第一税理士協議会の「基本計画」についての経過と説明があってのち、懇談形式で質疑応答が進められた。

各氏の発言の主なるものは次のとおりである。

（懇談会風景）

**孤立無援の税理士会であってはいけない**

伝田先生「現在、商工会議所、商工会の顧問税理士制度が問題化し税理士会では会員にアンケートを発し、賛否を採っているが、税理士の立場からいえば全く反対せざるを得ない。所得制限が入れられない等は問題外で、あきらかに税理士の職域に関係してくるし、資格制度をとっている税理士制度の崩壊にもつながる問題である。現在、税理士会では適任者を商工会に派遣する、いわゆる派遣方式をとっており、個別の話し会いは拒否するよう通報を出しているが、混乱を生ずれば適切な処置とはいえず、国家予算で税理士業務が行なわれることには、基本的に反対せざるを得ないものである。

派遣方式は実際可能なものであろうか。現在、税理士業務のできるものとして、税理士登録者と通知公認会計士があるが、例えば、いかに税理士会が派遣制度をとったとしても、その制度は通知公認会計士には及ばないであろうし、これはいわばザル規制であると考えるが、いかがですか」

岡崎会長「伝田先生のおっしゃる通りでザル規制ではあります。

この際、一歩すすめて考えた場合かつての税理士会役員が、税理士として全く職域に関係のない商法改正に真向から反対し、とどのつまり、臨時税理士制度という最も職域につながる問題を等閑視したことや、税理士と最も関係の深い公認会計士協会を敵対視したことと、この顧問税理士制度問題における不手際は無関係ではないように思います。

もっと事に当るには関係団体との協力を求めるようなシステムづくりが必要ではないでしょうか」

**税理士会のマンモス化には一局複数会制度の確立こそ**

谷内先生「現在税理士会があまりにもマンモス化し、数多くの問題を統一的に処し得ないのは事実ですが、現在の税理士会が強制加入制度をとっていて、通知公認会計士にならない限りは脱会もできず、税理士会の情報はやはり会員でなければキャッチ出来ません。

そのような次第で、当然第一税理士協議会の会員になっていただかなければならない人もいろいろ悩んでいると思いますが、これに対して第一税理士協議会としては、どのように考えていますか」

岡崎会長「限られた資金で新聞「第一税協」を発行したり、政治的活動を広く展開している第一税理士協議会がかなり苦しい事はご了解願いたいと思います。今まで当面の事を処理するのが一ぱいで、会員の諸先生方から、方針があいまいであるというご意見もありましたので皆様ご承知のとおり定時総会の初頭で説明申し上げました。

「基本計画」を確立いたしました。今後は機会あるごとにこれを会員の皆様にお知らせし、会員増強促進運動を展開したいと考えております。また、第一税理士協議会も組織を全国的なものにすべく呼かけております。例えば近畿税研などの既存団体に内諾をとっております。ご協力をお願い致します」

峰木先生「税理士会の複数会制について、ご意見をうかがいたいと思います。」

岡崎会長「先程来いわれるように税理士会はマンモス化して、なかなかその運営がむつかしくなっております。

その上、第一税理士協議会、桜友会等主義の相違するグループをかかえておりますので、この実情からして、弁護士会のように、複数会を並列させた方がうまくゆくのではないかと考えます。第一税理士協議会は税理士会内にあっても、かなり強力な団体ですし、第一税理士協議会が音頭をとりながら、税理士会正常化のため、複数会制度を推進したいと考えております。」

**やがて公認会計士の名称のままの税理士業務を**

坂井先生「弁護士はそのまま税理士業務ができますが、公認会計士も、通知とか登録とかなしに、弁護士同様公認会計士の名称で税理士業務ができるようにならないものですか。」

茂木会長「それは理想であり、当然のことと考えますが、それには法律を変更しなければならず、一寸時間がかかると思いますので、岡崎会長のいわれた一歩一歩地固めをする必要があると思います。」

茂木会長「いろいろお話しも伺いましたが、当面の問題としては、一局複数会制を促進すべきだと思います。

大蔵省、国税庁もわれわれの考えをよく受入れて機会を待って具体化したい意向もありますので、第一税理士協議会の会員の方は大いに頑張っていただきたいと存じます。」

以上当面の諸問題について、いろいろ論議されたのであるが、会員は両先生の意図を解し、意を強くして歓談し午後八時閉会した。

（岡田一馬記）

## 皆さまの原稿をお寄せ下さい！

本紙「第一税協」は購読者からの随筆、雑感、書評等の原稿を募集しております。四百字詰原稿用紙二、三枚で結構ですのでどしどし編集局までお寄せ下さい。

## 年賀名刺広告募集！

本紙新年号に恒例の年賀名刺広告を募集しております。日頃仕事に追われお忙しい先生方ですので、新年号の紙上を活用して、年賀の挨拶を兼ね名刺広告をお出しになられますようお勧め申し上げ、電話にて受付けております。

料金　一、〇〇〇円

締切　十二月二十日まで

電話（三七一）八七五九担当コアクツ


確かなものを上手に使う

超微粒子の書き味が生きている。

本ものはいつの時代でも愛されます、確かな筆跡を愛されて半世紀ＭＯＮＯグループは超微粒子の書き味が生きている。本もの鉛筆です。

MONO グループ

■ MONO100　1ダース　¥1.440　■ MONO　1ダース　¥　840
■ MONO J　1ダース　¥　600　■ 9H～6B　各17硬度

トンボ鉛筆

世界の人の手に Pentel ボールぺんてるの 》細書《 新登場!!

事務用に最適!!

特殊水性インキとボールチップを使用したボールぺんてるに事務用、一般筆記に最適な細書きが新発売されました。驚くほど軽くなめらかな書き味で、長時間筆記しても疲れず、ペン先に方向性がありません。カーボン複写が可能。

0.6ミリボールチップ使用

▶黒・赤・青の３色

各色１本　100円

ボールぺんてる》細書《

ぺんてる株式会社

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和49年12月15日　（日曜日）　第 40 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部 50円　年極500円）

目次

第一頁　主流、ニュース
第二頁　第一税理士協議会を支える理念

## 年末慌しい税理士会の動き

### 新たにＴＫＣ対策も

税理士会ではこのところ難問が山積している。大きくは税理士法改正問題と顧問税理士問題である。

税理士法改正問題では、東京税理士会の法対策特別委員会（内藤光夫委員長）が動きはじめ、このほど、会員に対し「税理士法改正のための百万人署名（陳情書）」の署名簿や同ＰＲビラなどを配布し、同時に「税理士法改正のための国会対策に資するアンケート」を今年末までに提出することを求めている。陳情書の主旨としては「税理士の代理権限・自主権等の面において民主化からいまだに大きく取り残されている」から「税理士制度を〝国民のための制度〟として確立すること。税理士の権利の保障を明定化すること。税理士の組織する団体の自主権を確立すること」の三点を強調して税理士法改正の早期実現方を陳情しようとしている。そして、これらの成果を踏まえて、日税連としては来春二月七日に全国大会を開催しようと着々準備している模様である。これには東京税理士会と同政治連盟が共催するらしい。大会を開いて税理士の総意を結集するのは結構なことであるが、くれぐれも独走しないことが望ましい。税理士会の税理士法改正希望の拠りどころとしている「税理士法改正に関する基本要綱」は未だに関連する業界団体との調整の要を残しているようであるから、実現の段階までに各団体の理解を求め、理解を得たもののみを実行すべきであると思われる。急がば廻れとこの際忠告しておきたい。

もうひとつの、当面の最重要問題は、いうまでもなく「商工会議所等の顧問税理士制度」問題であるが、本紙既報のように東京税理士会の臨時総会のあと、依然として、所得制限と派遣方式の二つが難航しているようである。しかし税理士会執行部はねばり強く関係各方面と接衝を続けており、十二月十八日に日税連の緊急常務理事会が開かれる予定であり、なお、これを受けて東京税理士会では十二月二十四日に、支部長会と理事会が別々に開かれる模様である。どういう結果になるかは不明だとしても、少なくとも年末へ来て立て続けに重要会議が開かれる、状況から判断すると、顧問税理士問題――とりわけ所得制限と派遣方式問題につき税理士会執行部として何らかの具体案がまとまりつつあるのではないかということが推察できる。

こうした状況のなかにあって、顧問税理士問題に対する実質的な対抗策と称して、飯塚　毅氏らが中心になって進められているＴＫＣ問題が税理士会の一部の間で話題になっている。これは、税務署単位に税理士業務をコンピュータに乗せようというもので、安直であるために実質的に税理士業務の一部がこゝへ流れる公算も大きい。

したがって紀律違反ではないかという見解もあり、見方によっては内部から起きた「顧問税理士問題」と極論する人もある。税理士会のデータ通信問題も今一つパッとしていないだけに税理士会執行部の善処すべき問題の一つとして登場してきたことだけは間違いないようである。

## 漸く白熱の段階に

### 税理士会館建設費請求事件裁判

昭和四十五年以来、税理士会と公認会計士たる税理士の一部との間で、「税理士会館建設費請求事件」が争われている。すなわち、公認会計士たる税理士の一部の人たちは、任意であるべき税理士会館の建設費を会費と紛わしい形で強制的に取り立てるのは不当であるとして不払いを敢行した。これに対し税理士会では総会の決議を楯に取り、裁判所に支払請求の訴えを起した。爾来五年越しに及び双方とも弁護人を委嘱し係争中のものである。事件の背景にある本質的意味を重視する第一税理士協議会ではその間被告及び被告側弁護人をバックアップしてきた。

そこで十一月二十二日、被告側弁護人浜田源治郎弁護士をお招きし被告と第一税理士協議会正副会長とが、同弁護士の経過報告を伺いつつ今後の態度を協議した。

事件の経過は次の通りである。

一、訴訟進行の時間的経過

昭和四十五年四月……支払命令発令。これに対し異議申立をしたため各簡裁に訴訟として係属する。（二五件）

同年　十月……東京地裁民事一五部に右の二五件を一本化し、双方の主張整理のための準備手続に入る。この間双方の法的主張を闘わす。これは要約調書という形でまとまる。

同　四十八年七月……右の準備手続が終わり、本訴となる。また、被告側の主張を追加して次の証拠調べに入る。

同　四十九年五月……関本和幸証言（第一回目）

同年　七月……同（第二回目）

同年　十月……松本正輝証言（第一回目）

以上いずれも証拠調手続中

同　五十年　三月……岡崎寿士・松木正輝証言を予定（二月二十七日午後一時、一五号法廷、多数の傍聴が望ましい）

二、法的主張の骨子

被告側の主張の骨子は、次の二点である。すなわち、

(イ)第十二回東京税理士会総会は法律上の要件を備えておらないから不存在である。したがって、会館建設費・特別会費を徴収する旨の決議は無効である。

(ロ)第十三回同総会の一般会費のうち一万円の会費値上決議は多数決の横暴・政治献金支出など税理士会の目的外の支出のためだから法律的にみて無効である。したがって、税理士会は不当利得しているから特別会費の四万円の請求と対等額で相殺する。

三、訴訟推移状況

右のような次第で、漸く訴訟も白熱化し始め、松木証人によって税理士会主張に対する反論を展開したばかりである。とくに松木第一税理士協議会副会長は証人として税理士会の会計処理方法の複雑性・政治資金捻出のカラクリを経理面から暴露したわけであり、今後この立証に全力傾注する方向に向っているのが現在までの訴訟段階である。

以上によって、結局、この裁判は、単に税理士会館建設費の未払云々という問題に止まらず政治問題であるという結論に達した。この裁判の帰趨如何によっては税理士会の過激派を精神的に勇気づけることになりかねず、ひいては来年の税理士会選挙にも影響を及ぼしかねないので、今後とも裁判を継続して行くことになった。

## 主流

## 第一税理士協議会に対する理解を望む

第一税理士協議会では、本年「基本計画」を策定し、その進路を明確にした。

すなわち、一、税理士会の一局複数会制の実現のために、関係団体と協調してそのための礎を築くことを目標とする。二、公認会計士の名称をもって当然に税理士業務ができるように努力する。三、税理士会の「税理士法改正に関する基本要綱」にある会計業務に関する規定並びに公認会計士に関する部分の改悪を意図する税理士法改正に断固反対する。という方針をとることとなった。

第一の項目は税理士会運営上の問題であり、第二の項目は公認会計士協会が投げかけた問題であり、第三の項目は税理士会が投げかけた問題である。

税理士会の内部に留って税理士業務の発展と公認会計士業務の発展を企図し、両者の協調を保とうと努力しているのが第一税理士協議会の立場である。現在までのところでは積極的協調注文をつける程度の消極的政策だけがとられてきている。

なぜ、税理士会と公認会計士協会とがもっと協調的政策がとれないのか。なぜ第一税理士協議会がその仲立ちをできないのか。それは、税理士会と公認会計士協会との間に同一目的が存在しないからである。同一目的を見出せないのは税理士会の自我意識と被害意識があまりにも強いからである。

商法改正問題に示した税理士会一部の無意味な反対は折角の税理士と公認会計士の職域調整の機会を吹き飛ばした。そして、両者の感情にシコリを残しただけで両者とも中途半端な形のままで終焉してしまった。

その間税理士会では臨時税理士問題、最近では商工会等の顧問税理士問題等についてんやわんやしている。税理士会は常に何かに脅やかされている。何がそうさせるのか？　篤と考えてみる必要がある。それは、今の税理士会が、税理士業務に対する高邁な職業精神を自ら放棄して目先の雑魚ばかりを追い右往左往しているからである。

第一税理士協議会の会員である税理士は、税理士業務に対して限りない愛情と信念を持っている。監査業務がないから税理士業務を仕方なしに行っているのではないのである。監査業務があっても尚税理士業務から離れることができない性情と歴史的体質を持っているのである。だからこそ税理士会に苦言を呈するのである。

税理士である公認会計士の中には第一税理士協議会の存在理由を理解されない人も多い。そういう方は公認会計士政治連盟や通知公認会計士会乃至は公認会計士協会に対してさえ冷淡である。その方達の年令や経済生活の相違等によって己むを得ないものもあると思われるが、何とか愛情をもって理解してほしいものである。独り独りバラバラでは結局何もできない。次代に何も遺すことはできない。心にゆとりのある方は無駄と思うことも許し相手を愛情をもって理解できる人である。これを余徳といい、余徳あれば余慶がある。通知でない公認会計士は奮って第一税理士協議会を理解し加入して頂きたいものである。

## とりつくシマがない

赤天狗小僧

## ピリリ一言

▼例によって、また、税青連より妙なチラシが配布された。恐らく税理士全員に配られたものと思う。用紙は黄色の「警戒色」で、印刷物の編集も素人としては「ご立派」である。伝えたいことはよく表現されている。やはり「若さ」の現れであろうか？

▼内容はいま一番話題となっている顧問税理士と、それに関連する一本釣りの問題で、税理士会の臨時総会は所得制限を条件として顧問税理士制度を「賛成」と可決されたのであるが、実情は多数の反対があったにもかかわらず押し切られ、その結果「国立税理士事務所誕生」ということとなり、税理士の職域が大きく浸されることとなるというものであった。なる程職域の問題からいえば当然の理論であるが、私の一言いたいのはなぜ、ここまで問題を追いつめたかということである。

▼一番残念なのは、商法改正反対とか、税理士に関係のない問題に口をはさみ、肝心な「すき間風」を防ぐ機会を失なったことである。

職域問題は非常にむずかしいことである。自分の職域を犯されることを防ぐには、他人の職域を犯さないよう努める道義的見解が必要で、これが民主主義の根本理念である。

▼すでに権力の時代は去って、良識が優先する時代に入ったのである。国際経済においても、国内政治でも、社会正義をつらぬく精神は同じで、こんにちわが国における政治破たんも、こんなところに原因があるのではなかろうか。

▼一般に水準の高い仕事とみられている税理士は、広い視野に立って、高い良識にもとずくものの考え方をもってもらいたい。

税理士会の指導者各位においては、なおさら、あらゆる面で指導者たるべき、人格と良識をもってもらいたいと切に思うのである。

お役に立ちます。

いいお歳暮

この暮れ、何より喜ばれるのは実用品。「味の素」、「ハイ・ミー」をはじめ、サラダ油や焼のり、コーヒーなど、味の素KKの詰合せにはスグ役に立つ品々が豊富です
●700円から１万円まで24種類。

味の素 バラエティギフト

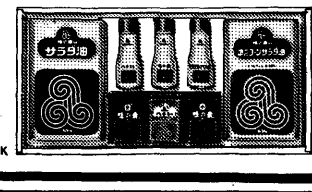

味の素KK

# 第一税理士協議会を支える理念

／岸本勝次

## 一、はしがき

先般、第一税理士協議会から発表された「基本計画」は好評で、多くの方々から賛同の投稿も寄せられ、本紙に掲載されてきた。

この「基本計画」はもとより所定の会議を経てきて決まったものであるから、決して個人云々の問題ではないが、そのそもそもの草案を書いた者として誠に有難いことであると思うとともに、「基本計画」には字数等の都合で記すことができなかったけれども、その根底を流れている意識のようなものを明らかにしてみたいと思う。

すなわち、一体税理士をどう考えているのか、公認会計士との接点をどう考えているのかということについての私の考えを書き、あわせて第一税理士協議会と通知公認会計士会との異同は那辺にあるのかということについての考えをしるして、大方のご意見を聞きたいと思うのである。

## 二、税理士とは

「税務のない会計」は考えられない。同時に税法を法律の埒外に置くこともできない。税務上要求される会計の知識は、本来は税務を完全に遂行するために必要な範囲内にとどまるべきものである。もちろん、それ以上のことを知っていても、結構でこそあれ悪いものではないが。

また、税務を行っていく上で必要とされる法律の知識は、本来は法律全般にわたる明細な知識ではなく、税法およびそれに関連する法律の範囲内にとどまるべきものである。もちろん、それ以上の法律を知っていても、これまた結構でこそあれ悪いものではない。

つまり、あえていえば、会計と法律のどちらに対しても部分である。しかし、税理士の行っている会計はなんの資格がなくても行える性質のものであるが、税理士の行っている法律行為は極めて厳格な形で、その独占が認められている。

そして、完全に税務を遂行しようとした場合に、万一、会計上と税法上とで解釈のことなる問題が生じた時には、税理士としては税法上の解釈をとらざるを得ない。税理士は、窮極のところ職業法律人なのである。

公認会計士法第二条二項業務は公認会計士または会計士補の名称を用いなければ誰にでもできる業務である。しかし、公認会計士が公認会計士の名称を用いて業務を行う時は、その名称に寄せられる社会の期待に答えるべく、会計上最も適正な手続きをとることを第一義としてとり行うであろう。ただ、法律というものは通常行為の最低限度を規定する上に、強制力を持っていることが多いのでここで会計上適正なということは法律を守ることも含まれる。このことからもわかるように公認会計士は職業会計人である。

この職業法律人と職業会計人との差異が、公認会計士と税理士の最も大きな相違であると思うのである。

ここでおそらく、「しかしやっていることは両者ともに同じようなことではないか」という反問が出ると思う。それについては、次項を読んでいただきたい。

## 三、第一税理士協議会と通知公認会計士会

同じ会計業務を行いながら、公認会計士は公認会計士法第二条二項の業務をやっていると思い、税理士は税務の付随業務をやっていると思っているといいたいが、あるいは公認会計士でも税務の付随業務をやっていると思っている人が多いかも知れない。

しかし、本来なら会計の中に税理士業務の全部といわないまでもかなりな部分が含まれることは確かである。そこで公認会計士の名称を用いて税理士業務を行っても良いではないかという考えも出てくる。

この考え方は日本公認会計士協会の長期計画にものっており、通知公認会計士会の考えにもなっている。

このことを税理士側から見ると若し税理士がその本質は職業会計人ではなく職業法人であるとしたら、公認会計士が法律行為を行うばあい、会計業務に付随して法律行為を行うものとしてその行為が許容されるべきものであるとしても、付随的に行うものは本来的に行うものとは若干相違がある。

しかし、弁護士と同じく公認会計士は税理士となるに十分な力を持っている。したがって税理士としても行動できるはずだ。ただその場合は税理士として登録してから行動しなければならない。

すなわち、公認会計士たる税理士の資格は公認会計士の資格において税理士業務を行えるようになってもなお必要といえる。これこそ第一税理士協議会の考え方といっても良いのではなかろうか。

第一税理士協議会、通知公認会計士会、また日本公認会計士協会は、公認会計士が公認会計士の資格において税理士業務ができるようになることを目指している。そしてその達成後も公認会計士は税理士の登録ができるようにすべきかどうかについては、いずれの会も、まだ必ずしも明確にしていない。しかし、第一税理士協議会が税理士会に内在する限り、第一税理士協議会の理念としてはそれをも求めるとすべきである。

## 四、日本公認会計士協会の施策について

今まで日本公認会計士協会は第一税理士協議会については、表立ってはテコ入れしていなかった。

しかし、第一税理士協議会と近畿税研とが中心となった第一税理士協議会の全国統一の気運も熟しているので、これからは通知公認会計士会と同様に重視して行くべきであろう。

少なくとも、協会の会員に対して第一税理士協議会か通知公認会計士会かいずれかに必ず参加してくれという呼びかけくらいは行って良い。通知公認会計士会だけの呼びかけを行わずに。


## 年賀名刺広告募集！

本紙新年号に恒例の年賀名刺広告を募集しております。年賀の挨拶を兼ね名刺広告をお出しになられますよう電話にて受付けております。

料金　一、〇〇〇円
締切　十二月二十八日
電話（二七一）八七五九　担当コアクツ


## 第一税理士協議会の活動資金をお寄せ下さい

ご承知のように当会は主として会員皆様方の会費納入により会運営を賄っておりますが、現在、会費納入の滞りや諸物価高騰等の要因から会務に支障を来たすような状態です。歳の瀬に向け何かと出費ご多端のこととは存じますが、第一税理士協会の税理士会内における役割を充分お汲みとりの上未だご協力頂いてない方は速やかなる会費納入を賜わりますようお願い申し上げます。


## 新製品紹介

㈱服部時計店では、1チップLSI、マイクロCPU（インテル社製8080）を採用した「パーソナルコンピュータ SEIKO 7000」を開発し、㈱内田洋行を通じて九月二日から発売することになった。

すでにセイコーは、デスクトップコンピュータSシリーズで全国に10000以上のユーザーをもち、科学・技術分野向けの「パーソナルコンピュータ」を手がけてきた。この分野では業務としての一連の科学・技術計算の要求は非常に多く、これをシステムとして処理する使いやすい、対話形式のパーソナルコンピュータの出現が望まれていた。「SEIKO 7000」は、このニーズに応えるために新たに開発された、入力からタイプアウトまでを容易に処理できるパーソナルコンピュータである。したがって、SEIKO 7000は

①めんどうな制御プログラムがROM化されていて、誰でも簡単に使える。

②本体に表示管やプリンタ、磁気カードリーダがコンパクトに内臓されており、入出力が確実かつ容易で、計算処理時間が短かくてすむ。

③各種の周辺機器が手軽に使えるように設計されている。とくにプロッティングタイプライタは従来のものに比べて故障が少ない。

④空調設備や特殊電源設備の必要がなく手軽に設置できるのでデスクサイドで対話形式で計算処理ができる。

などの特徴がある。

### パーソナルコンピュータ「SEIKO 7000」を新発売

服部時計店

月産　当初150台
価格　SEIKO7000　219万円より
419万円まで
プロッティングライタ　7010　199万円
データパック7020　110万円
7020追加用　52万円
インターフェースブロック　10万円
タイプ・データ・パック　4台用ブロック29万円
販売　㈱内田洋行

《SEIKO7000の仕様》
基本命令
メモリコントロール命令　6種
四則演算命令　5種
関数命令　27種
プログラムコントロール命令　6種
出力命令
拡張命令　4種
周辺機器コントロール命令
プリンタフォーマット命令
メモリ分割命令
メモリクリア命令
容量（ユーザーエリアRAM）
1K BYTE（メモリ40語、プログラムレジスタ511ステップ）
2K BYTE（メモリ104語、プログラムレジスタ1023ステップ）
4K BYTE（メモリ232語、プログラムレジスタ2047ステップ）
8K BYTE（3段切換可能）（メモリ488語、プログラムレジスタ4095ステップ、メモリ744語、プログラムレジスタ2047ステップ、メモリ232語、プログラムレジスタ6143ステップ）
（制御プログラムエリア実装記憶）
10K BYTE
電源・使用温度範囲
・AC 100V、50/60Hz両用
・本体消費電力
常時140W
・OC～40W
寸法（本体のみ）
巾448mm、高さ180mm、奥行600mm

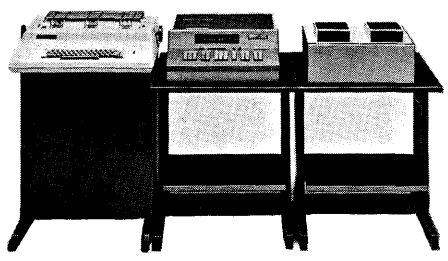

本件に関するお問い合わせは
㈱服部時計店　特器部企画課　立川
（二五六）二一一一
㈱精工舎　事務機工場営業技術課　門前
（六二三）八一一一
㈱内田洋行　電子計算機事業部企画部企画課　山本
（五五三）三一一一
にお願いします。



## ただ今！募集中

《野村の株式投資信託・安定成長型》

1口　1万円　手数料 500円

☎東京(03)356―0351(代)

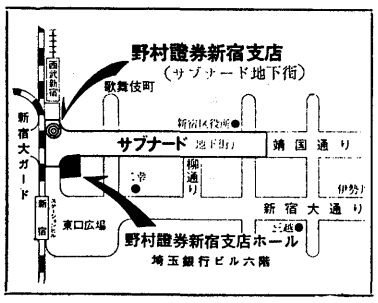


野村證券
新宿支店
郵便番号 160
東京都新宿区歌舞伎町1番3
（サブナード西武新宿寄り）
電話 東京(03)356―0351(代)

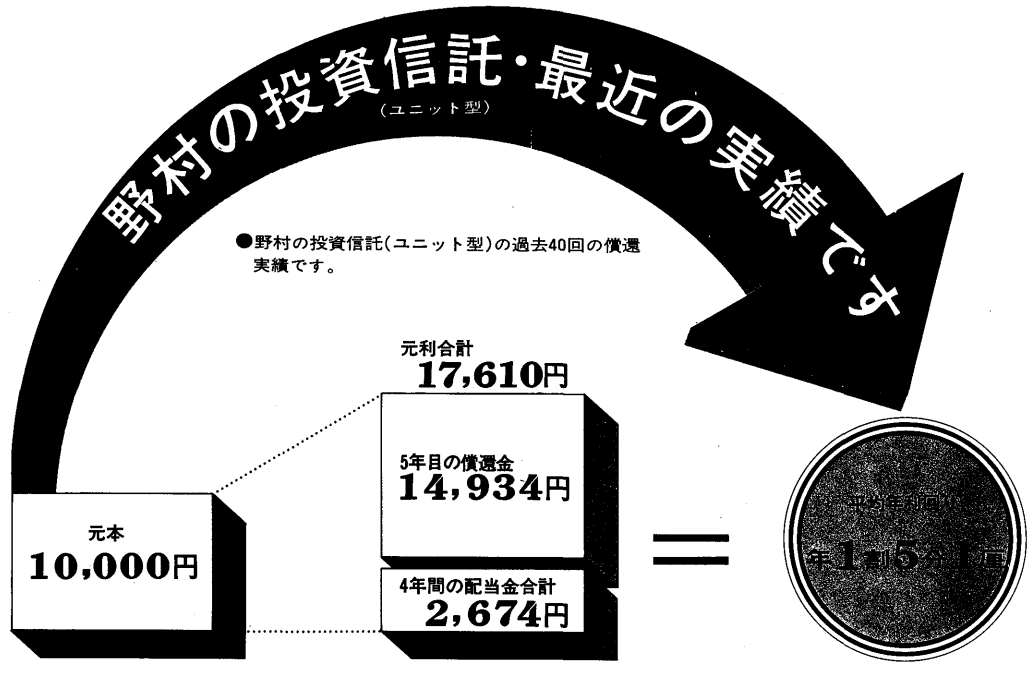

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和50年１月15日　（水曜日）　第 41 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　年頭の辞
第二頁　税理士法改正運動の再検討を望む

## 年頭所感

日本税理士会連合会
東京税理士会会長　添田　正夫

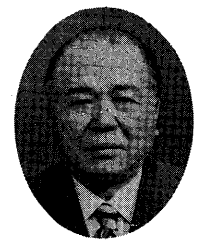

新年おめでとうございます。

本年も、第一税理士協議会の皆様にとって、健康でよい年でありますよう、お祈りいたします。

全く昨年は、インフレと不況、それに政情不安の重なった、翻りの年でありました。それだけに、本年は何としても、清新な政治と安定した経済発展の、明るい年にいたしたいものであります。

ところで税理士業界の昨年は、相変らずの会員増とは裏腹に、運営上重要案件の解決に難渋いたした年でありました。

顧問税理士の実施に関する「了解事項」が、曲折を経て、暮の十二月に一応調印をおわり、ここに新年への曙光がかがわれたかと思われましたが、本問題を含め、その他の案件も、基本的には、未だ未解決のままであります。

元来、顧問税理士問題は、中小企業庁の経営改善普及事業の一環として予算化されている関係上、税理士法の建前と運営上抵触することはどうしても避け得ません。この点、昭和四十九年度についての調印が一応整ったにしても、小企業納税者の税務指導の一元的合理化の線にそって、本問題も速やかに、さらに検討し直す必要があり、特に東京会は、税務経営指導所が全支部に設置されたところから、一元化をめぐる指導態勢の整備強化が期待されております。

昨年三月に国会を通過しました商法改正法案も、九月の政令改正に、本会が強く要望していた、特別利害関係についての規制措置が盛られておらず、日本公認会計士協会の自主規制にお願いしておりますことは、この措置に大いに賛辞はおしまないものの、業界としては、政令の再改正を通じて、監査補助者等の規制措置を、明確にしてまいらねばならぬと存じております。

永年の懸案であります税理士法改正は、昨年十月の日税連理事会での改正運動計画の一部修正に従い、関係方面へのPR、納税者署名運動、さらに各地区決起大会等が着々進められており、一挙にこの盛り上りにおいて日税連でも、二月七日税理士法改正決起大会を開催、法改正を強力に推進する予定となっております。

その他本年は、税理士の実態調査、登録手数料、入会金の増額改訂、税務、会計のコンピュータ化等が、検討、実施されており、会員各位の深いご理解とご支援をお待ちしております。

私は常日頃会員各位の健康管理には特に留意してまいりました。今後とも、健保や共済制度の強化確立には、十分配慮いたしたいと存じております。

新春を迎え、皆様のご健勝をお祈りするとともに、決意を新にして、これらの課題に取組む覚悟であります。昭和も五十年、「人生五十にして天命を知る」とか、私もこの身を賭して、業界のため、天命に奉じたいものと存じておる次第であります。

## 新春所感

第一税理士協議会々長　岡崎　寿士

明けましておめでとうございます。年頭に際し会員の皆様の御健康と御繁栄を心からお祈り申し上げます。

昨昭和四十九年は、政治も経済も激動し混迷の年でした。このような環境の中にあって、わが税理士界の動向もまた狂乱の年であったといえましょう。ここ数年来一部グループによって行われた商法改正反対運動も昨年三月遂に国会を通過し、厖大な会費を浪費して行った理不尽な反対運動も空しく潰えさったのであります。勿論われわれ第一税理士協議会は他の同志とともに税理士にとって有害無益な反対運動の阻止に全力を傾注してまいりました。幸いにも公正なる世論はこれに終止符をうったわけであります。

このことはこの運動を指導した一部グループの負うべき責任であると同時に税理士会全体の反省すべき重大事であることを認識すべきであります。それにもかかわらず、この失態を糊塗せんか更に税理士法改正運動を強力に推進しようとしています。この運動は「税理士法改正基本要綱」を理想の形として最終の目標としているようですが、その内容は友誼団体である弁護士会及び日本公認会計士協会等の権益を無視したあまりにも独善的な部分がありいずれ摩擦を生ずることは火を見るより明らかなことであります。そこで当面摩擦の少ない部分より始めようとする、つまり外濠作戦を展開しようとしており警戒すべきものであります。わが第一税理士協議会においても現行税理士法は現時点においては改正すべき点の多々あることは充分認識していますが他の友誼団体の法益を犯し摩擦を生ずるが如き改正には断固反対するものであります。他を顧みざる利己的運動はやがて世論の反撃をうけ商法改正反対運動の結末の如き醜態をさらすことを憂慮するからであります。少なくとも専門家をもって任ずる自由職業人の団体は相互に友好を深め共存共栄の道をとってこそ業界の発展は期待されるものとわれわれは確信するからであります。時にまた顧問税理士問題の発生により税理士界に更に波紋をなげかけ混迷の度を加えているのが現状であります。

このような現状を見るときわれわれの期待する税理士界の正常化はまだ遠きにありとの感を深くするものであります。

そこでわれわれはこの状勢に対処するために第一税理士協議会強化策として、または会員の批判に応えるために本会の目的、運営方針等を明確にした「基本計画」を作成し、これを公表したことは既に御承知の通りであります。

この基本計画に従い、われわれと志を同じくする諸会派と数度の会合により緊密な協力のもとに税理士会の正常化を今後一段と強力に推進することを申し合せたことに更にまたわれわれと兄弟関係にある近畿税研と協同して第一税理士協議会を全国的組織とするを相互に確認しその運動に着手して目下進行中であります。かくして昭和四十九年は暮れ、昭和五十年の新春を迎えたわけであります。

このときに当り思うことは、わが国内外の実状は誠に困難な事態が重圧となってわれわれの上に覆いかぶさっています。わが税理士界においても同様であります。今こそ心機一転勇気をふるってこの困難に堪え英智を働かせ新しい方途を創造しこの困難を克服しなければなりません。特に税理士界における今年の課題は、税理士法改正問題、顧問税理士問題更には役員選挙等等々であります。いずれも重要問題であるだけに、その解決は慎重に、全会員の、そして世論の納得のいくものでなければなりません。税理士会の正常化を標榜する第一税理士協議会の責務は重大であるのみならず、その存在に重要な意義があるものと考えます。今こそ基本計画の実施によって会の拡大強化つまり会員の増強と全国的組織の結成を急ぎ、同志諸会派と協力して税理士会の正常化と一局複数会制の実現に最善の努力を致さなければなりません。

それによって税理士会本来の使命である会員の福祉と経済社会の発展に寄与することができるものと思います。

さらにわれわれにとって重要な課題になっている本会の財政的危機を如何にして打開するかについても目下鋭意検討中であります。

終わりに臨み会員各位の今後ともかわらざる御協力と御指導御鞭撻をお願いする次第です。

## 新春を迎えて

東京税理士会副会長　久保村得治郎

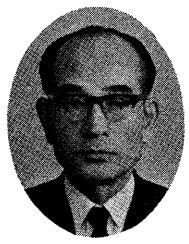

明けまして、おめでとうございます。皆様の一層のご多幸とご健勝を心からお祈り申し上げます。

本年こそ、輝かしく、また希望に満ちた年でありますよう念願してやみません。

昨年は内外ともに、激動の年であり、税理士会も、遺憾ながら、この例に洩れず、諸問題に振り廻されたかの感があります。

東京税理士会も、会員数八千余名のマンモス会となり、全国会員数の約三割強を占める会となりましたが、その草創期より顧りみますと、数多の諸問題に引き続き遭遇し、その都度、先輩諸氏の適切なる決断と処置によって、会の志向を誤らず、現在に至ったことについては、私ども心から、敬意を表するものであります。

昨年前半までは、商法改正問題に没頭して来たかの感があり、その間隙をぬってか、小規模事業者の納税指導対策、就中、顧問税理士問題が表面化し、製造業等にては、従業員二十名以下、商業、サービス業に於ては、五名以下の者を対象とし、中小企業庁に依る国家予算にて、顧問税理士の指導のもとに、税務指導から申告まで、商工会議所、商工会が無料で行うと云う、問題であります。

このような問題の起ることを予想し、私は一昨年も昨年も本紙の新年号に、警告的意味を以て、「税理士の職域が、朝に一城……夕に一城となることを恐れる……」と述べてきたのですが、遂に昨年秋これが全貌を表わすに及んで、連合会の執行部はその収拾に苦慮して居る状態で、甚だ残念至極と云わざるをえません。今後この方針で続行されれば、税理士の関与先が八十%以上該当するのではないかと、会員各位が憂慮して居る現状であり、某議員が、特殊団体の会員増加を恐れ、試案を作り、税理士に頼めないような、零細企業者の救済という名目のもとに法案を通過させ、税理士会に高姿勢でのぞみ、また商工会議所、商工会も、前述の枠の企業を対象とするものであるから、従って、法人、個人の別なく、また所得制限の必要もない、尚その顧問税理士は自己の一方的指名に依るとの態度であったが、この問題が全会員に侵透するに及び、各単位会も連合会へ対策を要望するに及び、漸く所得制限も原則として、前年度所得額（特典控除額前）二〇〇万円以下（東京・大阪・名古屋三会は一五〇万円以下と連合会常務理事会で主張したが採決の結果少数にて敗れた、尚数ヶ所に亘り修正意見をつけたが）となり、顧問税理士も双方にて協議、法人は原則として除外というアイマイな妥協案となって、連合会は昨年十二月二十一日に調印された次第です。

この問題の今後の推移如何に依っては、税理士制度そのものに及ぼす影響は、はかり知れず、充分注視する必要があります。

かかる諸団体に、顧問税理士の名のもとに税務申告をされるよりは、少なくとも、東京会に於ては、全支部に設置されている税務経営指導所に、その予算の委託をなし、税理士業務を行わせることが、本筋ではないかと思います。

さもなくて、かような、なしくずしに依る、税理士業務の侵蝕を防ぐためには、団体等への顧問税理士の派遣方式を、爾後再検討するのほかなく、一つにかかって、会員の認識に依る団結と、連合会の姿勢如何に期待するものであります。

かような重大問題を抱えて居る矢先に、税理士法改正案の実現のため、来る二月七日に、全国総決起大会を決定している。

確かに、改正案の実現可能な部分については、早急にも、関係方面の諒解と支持を得て、改正運動を行うことは必要でありますが、前述の重要問題の抜本的対策の確立と実現なくして、法改正案が、果たして、会員諸氏の納得をえられるかどうか、危惧するものであります。

年頭早々、余り好ましくない話で、また隔靴掻痒の感を免れない表現で恐縮ですが、当面の諸問題を取り上げ、所信の一端を述べ、諸先輩のご理解とご支援を仰ぎ、善処していきたいと思います。

＊　＊　＊

## 公認会計士と税務

近畿税務研究会々長　高田　正康

税務が会計の実務に与える影響は大きい。また逆に会計実務の合理化によって課税所得の算定がより適正となることも見逃せない。商法改正を契機として一部実践界から税務会計の簡素化の提案があり、また税務会計上で育成された実務慣習が公認会計士の判断において尊重される動きも昔から変らない。このように税務と公表財務諸表のための会計とは切っても切れない相互関係をもち、それ等を取扱う職業においても両者を分離隔絶することは不可能である。

このことから公認会計士の独立的な監査が発展し充実することは公認会計士の税理業務についてもより十分かつ確実な基礎を得ることとなり、複雑化する税務会計への対処を容易にするものといえよう。また税務は個々の会計上の問題について明確な利害が生ずるから、非常に厳密な法解釈と脱税等の悪に偏しない中正な立場でかつ冷静な計算が要請されるべきである。企業規模、業態、組織の変化にともなって次から次と新らしい問題点や解釈がでてくる筈であるから、公認会計士はその税務に際しては、監査の場合と同様にあるいはそれ以上に独立不偏の立場から客観的な会計を行い、またそれへの旺盛な研究心が必要である。専業税理士は、この意味で公認会計士の行う、いわゆる基礎づくり的な税務資料を無視することなくこれを尊重し、自らの実務から得られた疑問点を公認会計士に対し提起し、その解決に協力を要請することも必要であろうし、徒らに対立的な狭量であっては自分を弱体化することである。

監査およびそれを裏付ける制度や公認会計士全体の動きは、税務並びに税務行政に対して多大の影響を与えることを考えれば、公認会計士たる税理士の組織する現在の第一税理士協議会や近畿税務研究会の運営は大事なことである。会計業務や監査を通じて公認会計士の権威と信用を増大することは公認会計士の行う税務への信用をも高めることとなる。また逆に、公認会計士にとって税務を意識しこれを十分に研究してその方面で活躍することは、公認会計士監査の発展にも貢献する所以となる。公認会計士の日常の業務の過半が税務であることは看過すべきでない。従って日本公認会計士協会は監査重視に過ぎて、税務を軽視してはならない。公認会計士協会の役員はむしろ税務に対して行政的手腕と実績のある人がより望ましく、税理士会と協調し、協会の税務部門を拡充することこそ今後の重要課題の一つであることを忘れてはならないと信ずる。

# 顧問税理士制度調印さる

## 昨十二月二十一日

### 単位税理士会の任務や重大

顧問税理士制度をめぐって、年末に日税連や東京税理士会等役員間において慌しい動きのあったことは本紙既報のとおりであるが、旧臘二十一日、遂に調印された。すなわち十二月十八日の日税連常務理事会において理事会の代位決定をみていた「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」について、日税連、商工会議所、商工会三者が一応合意ということになり、正式に調印されたものである。もはや、この調印された「了解事項」に基づいて、各単位税理士会で、契約書、執務要項等を作成し、先方と契約調印、人選等具体的実施に移行せざるをえなくなったわけである。

しかし、調印の内容は、税理士会の意図する派遣方式とは、協議→派遣→委嘱といったふうにニュアンスが異なった方式となっており、所得制限についても、二〇〇万円以下、法人除外、期間は一年等のすべてに「原則として」という例外を認めるような曖昧な表現となっていて、その例外についての統一解釈が示されていない。これでは青色申告会の場合のときの二の舞になることを強く恐れる。十一月二十四日にきまっていた「三会会長会談に臨むにあたっての基本方針」の精神にも違く、所得制限二〇〇万円以下だって、特に東京、名古屋、大阪等多数会員を擁する単位会の理事会等で一五〇万円以下がどれだけ主張されたことか。派遣方式に至っては、新しい成案を示すべしとして税理士会としては審議未了になっていた筈である。常務理事会の代位決定の際も、賛成二十、反対十五と僅差であったし、この調印の報告が、東京税理士会の役員会に二十四日には行われず、二十六日に至ってはじめて報告されたというのも、不明朗の感を拭い得ない。しかも会員として我慢できないのは、交渉の最終段階に入って先方が「見切り発車」を強くにおわせたことであり、この問題の議論沸騰の真最中にのちに先方が遺憾の意を表明したとはいえ、完全な派遣は拒否するとか、税理士会に派遣を依頼すると決算も出来ない者をよこすとか云々と先方の幹部が口をすべらせたことである。（日本経済新聞昭49・11・25付）

もし、勝手に「一本づり」に応ずる者があれば断固たる態度で臨むべきであろうし、要は機に応じて交渉をすべきであり、妥協ばかりが能ではないということを指摘したいのである。もともと、最近の税理士会の施策における最大の失策は、例の商法改正に反対したことであった。すなわち、税理士の職域に関係のないことについてあたかも税理士の職域が侵害されるかの如く被害妄想に駆られて反対に突っ走ったことについては政財界からも強く批判されたのであった。そのため税理士会は何事にも理不尽に反対する団体という悪印象を広く植えつけたことは返すがえすも残念である。しかし、顧問税理士制度は、明らかに税理士の職域侵害が懸念され、今後この制度の運用に失敗せんか税理士の鼎の軽重を問われるであろう。そんな実力のない税理士では到底税理士法改正などはおぼつかないわけである。したがって顧問税理士問題は税理士法改正問題とも深い部分でつながっており、顧問税理士制度の運用如何によっては、法改正にも重大な影響を及ぼすといわれているのである。

したがって、今回の顧問税理士制度問題を契機として日税連一部執行部の猛省を促したい。実施の舞台も各単位会の厳しい運用に俟つほかなく、税理士法改正運動においても単位会の意見に素直に耳を傾けて出直すべきであろう。

今に本城も？　では困る　赤天狗小僧

# 税理士法改正運動の再検討を望む

松木正輝

昨年の十一月以来、東京税理士会を中心に、法改正のための百万人署名（陳情書）の収集とPRビラの配布、関係議員アンケートの提出等、本年の法改正活動に資するための動きが目につき始めた。その陳情書の内容を見ると税理士法改正の三本の柱として、一、税理士制度を「国民のための制度」として確立すること　二、税理士の権利の保障を明定化すること　三、税理士の組織する団体の自主権を確立すること　となっている。

この三本の柱を一寸見たかぎりではもっともようにみえる。しかし、参考資料としてその具体的改正点を列挙してあるものを検討すると、先に公表されている税理士会の「基本要綱」がそのままでている。以下問題とされる点を抽出し論評する。

先ず「国民のための制度確立」においては、資質の確保と向上の項に資格取得制度（試験制度、登録制度）を、税理士業務の拡大明確化の項に会計業務の規定の設置があげられている。これらは公認会計士の税理士資格取得の廃止、公認会計士法二条二項のその名称を用いて行う財務書類の調整等の業務との関連で、重大な問題を含んでいると指摘せざるをえない。

次に「税理士団体の自主権の確立」のうち登録即入会についての項では通知弁護士、通知公認会計士制度の廃止が唱えられている。この制度は、周知のように弁護士と公認会計士とでは若干相違があり、弁護士はその資格で税理士の登録はしないで国税局長に対し通知を行った上で業務ができるが、公認会計士は税理士登録をしなければならない。さらに弁護士法第三条二項に弁護士は当然税理士の事務を行うことができる旨の規定がある。公認会計士もその実情から将来、弁護士法のような規定が入ってよいはずである。したがって、この通知制度の廃止は他団体との利害の衝突をまねき、自己のエゴを主張するにしかすぎない。又税理士会強制加入の立法趣旨を考えても、公認会計士協会、弁護士会において会の自治指導監督機能により、会員は税務について充分な統制をうけているのである。

税理士会は今回の法改正の実現に当って、基本要綱のうちできるかぎり他の利害関係者に合意の得られるものから運動をすすめていく方針だと聞いている。だがこの内容を検討する限り、われわれとしては賛成することはできない。むしろこの際謙虚に基本要綱を再検討した上で修正をした方がよいと思う。どうも今までの税理士会の行動をみると、いたずらに他を刺激し、結果はデメリットの方が多く残ることがしばしばである。活動することは常に試行錯誤で前進するのであるから、もうこの辺で小児病的行動はさけ、大人になって欲しい。

税理士会はわが第一税理士協議会の会員からも会費を徴収している。会員の納付している会費で、会員の反対している政治活動を会の執行部が行う。こんな話があっていいものであるかを考えて欲しい。又税理士会は政治団体ではないはずである。会費は税理士法の定められている目的に従って正しく使用して欲しい。今のような行動をつづけるかぎり、他団体との信頼関係は回復されないし、税理士法の改正もいつになるかわからない。不幸なことだと思う。

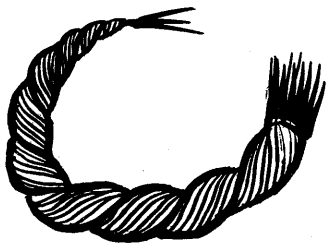


# 謹賀新年 '75

浅井新平　目黒区中町二―二三―三　☎（七二）八七四四
浅見孝　中野区上高田四―四一　☎（三八六）三六三六
有賀徳寿　台東区浅草六―三五―八　☎（八七三）七八三
池田洋次郎　北区王子二―一三―一　☎（九二）八二二
岩崎守利　新宿区原町一―七三　☎（二〇二）三二三
岩村譲一　中野区中野一―五六―五　岩村ビル　☎（三六三）六〇四七
大堀雅三　杉並区梅里一―二一―一五　☎（三三四）四三三
岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　☎（三六三）一五八一
岡田一馬　墨田区立花一―三二―六　☎（六二二）八九〇
小川敏市　台東区三ノ輪一―二六―一五　☎（八七三）七三六六
荻野修一　千代田区神田駿河台三―七　☎（二九三）八八八一
上山五郎吉　武蔵野市境二―一―一三　☎（〇四二三）（五一）三三六六
岸本勝次　台東区台東四―一〇―七　☎（八三二）二四六二
久保村得治郎　板橋区氷川町一二―八　☎（九六二）二五八八
倉田由次　足立区梅島一―九―五　☎（八八七）八四五一
坂上隆昭　新宿区四谷三栄町二五　寺島ビル　☎（三五七）一七一八
塩崎四郎　中央区日本橋茅場町二―六　☎（六六八）〇六八七・二六〇九
下田友吉　台東区根岸一―一〇―一五　☎（八七四）一三一七九
諏佐市之亟　新宿区西大久保三―八五　☎（二〇〇）六三二
須崎孝美津　北区西ヶ原二―四〇―六　☎（九一〇）六二六六
千正清夫　中央区日本橋茅場町一―六　共同ビル八〇三号室　☎（六六八）〇〇五一―四
高橋一郎　荒川区町屋二―七―六　☎（九五五）六七二八
高橋栄吉　渋谷区代々木三―五六　☎（三七〇）二四一六
田中正盛　大田区多摩川二―一六―五　☎（七五〇）六一五一
玉家義雄　大田区久ガ原六―六―二　☎（七五三）〇四七一
綱島慶寿　品川区西五反田二―三―九　☎（四九四）二三五六
中島育広　世田谷区玉川瀬田町五―一九　☎（九〇〇）三三三一
長坂利正　練馬区中村北四―二―四　☎（九九〇）二二一一
浜中忠礼　青梅市河辺町五―一三―一　☎（〇四二八）（二二）三二四八
前田実　千代田区神田鍛冶町三―三　共同ビル九三号室　☎（二五二）八九四九
松木正輝　荒川区西日暮里一―二九―四　☎（九八一）三一〇一
的場輝夫　台東区台東一―三〇―一三　☎（八三一）二四〇五
三輪三郎　杉並区和田三―四八―一四　☎（三三）八三三三
村上正雄　世田谷区下馬五―二―八　☎（四二一）四四八七
森山頼一　杉並区清水一―一五―二四　☎（三九九）〇八〇一
矢尾斌男　板橋区弥生町七　☎（九五六）〇一一三
山名正夫　新宿区西五軒町三五　☎（二六〇）一七九一
山本敏郎　港区西新橋二―二〇―三　☎（四三一）五五一四
吉田承治　目黒区上目黒四―四―一〇　☎（七九）三六四一
和田新之助　文京区本郷二―一六―一〇　三興ビル　☎（八一四）五六九五

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

# 第一税協

昭和50年２月15日　（土曜日）　第 42 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）

目次

第一頁　主流、ニュース
第二頁　「税理士法改正要望書」に対する私の見解（上）

## 久保村得治郎氏を推薦

### 東京税理士会副会長に

### 一月二十四日、第一税理士協議会理事会開く

一月二十四日、新年会を兼ねて第一税理士協議会の理事・支部長会議が開かれ、席上、東京税理士会役員選挙における副会長候補に、第一税理士協議会としては現副会長の久保村得治郎氏を強力に推薦支援することを満場一致で決定した。なお、東京税理士会の会長候補推薦については、他に適当な候補者が見当らない限り添田正夫現会長を推薦することにこの日においては決定した。

理事・支部長会議は、下田友吉副会長の司会で進められ、先ず千正清夫副会長が「第一税理士協議会は〝基本計画〟を索定して活発に活動している。通知公認会計士会とも緊密に連絡し、公認会計士における税理士業務従事者の権益擁護に努力している」との開会の辞があり、続いて岡崎寿士会長が「基本計画の精神に副って第一税理士協議会の全国組織化に努力中であり、下阪したことに続き名古屋にも近く赴こうと思っている。一局複数会制要求については当局と話しあいを進め、全国的に署名を集めタイミングをみて提出したい。財政が困窮しているので会員外の方の新聞購読料募集を積極化したい」と会長挨拶し、おおむね当日の議題全般の趣旨を説明した。久保村得治郎東京税理士会副会長からは、東京税理士会の近況報告を含む挨拶を頂いた。

次いで、東京税理士会役員選挙対策、第一税理士協議会全国組織推進、一局複数会制署名提出、会費値上げ、新聞「第一税協」購読料募集等の議題審議に入り、長坂利正副会長や岡崎会長らが、こもごも趣旨を説明し、活発な審議が行われた。東京税理士会役員選挙対策については、副会長に久保村氏を推薦し、そして第一税理士協議会の会員でありながら久保村氏に対立して立候補する候補者の噂については遺憾の意が表明された。会長については他に適当な候補者がきまらない限り添田氏を推薦することにこの日においては決定した。なお理事については一昨年同様適当な人の当選をはかるようできる限りの努力をしようということになった。全国組織については、近畿税理士会と力を合せ、東海会にも組織結成を働きかけて三者が柱になって進めることになった。特に本紙「第一税協」は強力な新聞なので全国組織の推進力たらしめることが多数の意見であることが確認された。一局複数会制署名も近畿税研の協力を得てから提出する予定でありこれは毎年くり返し行いたい旨の提案があって全員了承した。会費千円の値上げ案が了承され総会にはかられることになった。「第一税協」紙の会員外購読料を積極的に求めることも了承され、最後に松木正輝副会長の「公認会計士協会、同政治連盟の果たせない点を努力しよう」との閉会の辞で終了した。のち新年会を開き懇談を交わした。

## 日税連税理士法改正運動の口火切る！

### 二月七日、（法改正推進総決起大会）で

日税連の「税理士法改正推進総決起大会」は、二月七日一時から三時半まで行われた。篠つく雨の日であった。国会議員は十名弱の出席があり、田中栄一（自）、佐々木静子（社）先生らが応援演説をしていた。東京会はじめ四名の単位会代表が法改正の必要性を力説した。会場では禅・鉢巻の会員が七百余を数えた。当日は受付で資金カンパが行われていた。終わってからバス四台を借りきって法対策委員が衆参両院へ国会陳情し第二議員会館前で解散となった。

これによって、基本要綱を進める税理士会の税理士法改正運動は本格的な口火をきったわけであるが、たとえば「出廷陳述権」をはじめとして基本要綱のとおりにはなかなか行かない模様であり、税理士会の税理士法改正運動の前途は多難の雲行きである。

赤天狗小僧

## 主流

## 税理士業務の限界

日税連は二月七日に税理士法改正推進総決起大会を開催し、いよいよ本格的に法改正運動を展開することになるが、税理士会の改正要望の根本から考え直すべき要素があるように思われる。

たとえば法改正要求の理論的根拠としている税理士会の「税理士法改正に関する基本要綱」においては「税務訴訟代理権」を要求しているが、これは弁護士会から強く反対されている。そこでそのホコ先をかわすため「税理士法改正要望書」を作成し、そのなかで訴訟代理権とはいわず当面「出廷陳述権」を要望しているが、将来は訴訟代理権を税理士に付与することが望ましいとしているから、いわば外濠作戦のようにも思われる。その他税務書類の中に財務書類を含めること、会計業務を税理士の付随業務とすること、税理士試験合格者のみにしか税理士資格を与えるべきではないとしていること、弁護士や公認会計士の通知制度を廃止したいとしていること等について、弁護士会や公認会計士協会からこれまた強く反対されている。

いわば税理士の権利を大幅に拡大して、税理士の地位を向上させようとしており、そのために、現行税理士法第一条の「標題」に「税理士の職責」とあるものを「税理士の使命」に改め「中正の立場」という文言を消して「納税者の権利を擁護する立場」にしようとしているのである。したがって、「使命」とすることは、このたびの税理士会の諸要望の伏線であり、この根本から検討してかからなければならない。

税理士は、税法知識の不十分な納税者も相手にするわけだから、その意味からは誰よりも税務知識が豊富であるべきであり説得力を持たなければならず、人格も高くなければならない。

別の角度から考えても、世に税務知識の豊富な人は多いのであるから、税理士たるものは益益研鑽に努めなければならないことは明らかである。したがって、税理士の地位を向上させなければならないことには誰人も異議はないが、それはあくまでも自ら襟を正し行政法上の範囲内の権益を他に蚕食されないよう守ることが肝要であって、その範囲を逸脱して過大な要望をすることでそれが達成できると考えることは本末顛倒であると思うのである。「出廷陳述権」は結構だとしてもそれは行政の範囲内のものであるべき筈である。「税務訴訟代理権」などは明らかに税理士の本分を逸脱している。それを合理化するための弁護士法第一条の「標題」と同じ「使命」とすることの要望ならば、「使命」とすることにも反対せざるを得ないわけである。

確かに税理士も公認会計士もその他あらゆる専門職業において、抽象的には「社会正義」を守らなければならないし、国民の権利を擁護しなければならないものであろう。しかしそれは三権分立における司法を支える柱の一つとしての弁護士の使命――弁護士法第一条（弁護士の使命）弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする――ということと同じであるということにはならない。その論法からいくと、すべての「士」に関する第一条にその文言を挿入しなければならないかも知れない。税理士制度は税務行政の補助者としての必要から生れたものであり、その限界を超えた行きすぎた運動は世に容れられないであろう。

## ピリリ一言

### 第一税理士協議会四谷地区懇談会

十二月二十六日に第一税理士協議会四谷地区の初の懇談会・新年会が開かれた。石原光夫、岩崎守利、島崎進一、進藤紀三、杉浦民治、高橋幸夫、三宅忠男、山名正夫各氏が参集し、第一税理士協議会を強化すべきことを確認しあった。

▼銀行や不動産業会社などから依頼され、その窓口で税務相談を受けると、それは事務所増設の匂いがするから規律違反になるのではないか、といわれたことがある。

▼かと思うと、看板の大きさを制限したり、役職名や広告表示にもやかましい規制がある。しかし今どき肩書や看板の大きさにひかれて訪れる依頼者があるだろうか。

▼どうも、税理士会はそうしたことに聊か神経質に過ぎると思うがどうだろうか。こういう萎縮した解釈や発想が税理士自らの進展に影響し、職能を狭めていることは否定できないのではあるまいか。

▼最近の商工会等との顧問税理士問題、その他職域上の紛擾を見ると、皮肉なことにこうした税理士自体の自縄自縛的な面が、一つの遠因となっていることは確かである。もっと、大らかになれないものか。

▼「会員は納税者に対してみだりに業務の委嘱を懇請してはならない」という規制も、聊か考え過ぎのように思う。依頼者が来るまでじっと我慢の子でいろ、ということらしいが、それでは依頼者のほうがかえって税理士先生の敷居を高く感じ誰もよりつかなくなる。

▼勿論、仲間うちの顧問先の争奪はもってのほかであるし、自ら良識と節度は守ってのことであるが何故税理士が、積極的にのびのびとあらゆる機会に業務機能を発揮し、一般にむかって大きくアッピールしてはいけないのか。

▼やれ事務所増設の疑いがあるとか、やれ誇大広告だ、などと仲間いびりのようなことをしているとひょいと高に油揚を攫われかねない。もう、このへんで窮屈で閉鎖的な殻は破って、力一杯職能を発揮出来るような税理士業に、イメージチェンジしたらどうだろう。

（倉田）

ツバメマークは信頼と躍進のシンボルです！

産業エネルギーの安定供給と石油化学分野に丸善石油は限りない前進をつづけています――――

石油から未来をひらく
丸善石油

病気やケガで休んでも、もう安心です。

いまの収入をそのまま補償
所得補償保険

きょうを支え　あすを築く
大正海上火災
本店　東京都中央区京橋1-5
TEL 03(561)9111(大代表)

# 日税連の『税理士法改正要望書』に対する私の見解（上）

第一税理士副会長　岩崎　守利

## はじめに

税理士会では、二月七日に総決起大会を開くなど、税理士法改正へ向けて、いよいよ活発に動きはじめた。しかし法律改正などというものは簡単なものではない。とくに各方面といろいろ利害が錯綜する場合は、そのいずれとも調整をはかりつつ進まなければならないであろう。その意味では、税理士会の税理士法改正運動の基本線としている「税理士法改正に関する基本要綱」は、独善的な箇所が散見されるので、これをあくまでも固執されるにおいては到底各方面のコンセンサスをとりつけることは難しいと思われる。したがって私は、いつも税理士会に「基本要綱」を思い切って撤回して、新たな要綱を作って出直されるよう提案しているところであるが、それが受入れられないことを残念に思っている。ところで、税理士会では「基本要綱」における各方面の風当りの強いことをおもんばかってか、昭和四十八年の六月に「税理士法改正要望書」なるものを作り、このたびの総決起大会後の国会陳情などでも、「基本要綱」とこの「要望書」の二つを提出している模様である。もとより基本要綱を撤回していないのであるから「要望書」の内容も基本要綱と殆ど同じ内容のものであるが、そこでは例えば「税務訴訟代理権」と基本要綱では表現されているものを、「出廷陳述権」という具合に一歩手前の表現にかえている。いわば「要望書」は事実上の〝改正基本要綱〟とでもいえるものと思われ、甚だ不充分な改正ということになるけれども、一応そういうふうに受けとめて、あらためて「税理士法改正要望書」に対する私の見解を逐条的にまとめてみた次第である。したがって次項以降の見出しは「要望書」の目次と同様であり、『』内は要望書の本文で、そのあとに〈私の見解〉を付している。一応、本紙上では初めての「要望書」の紹介となるのでその点においても何らかの参考として頂ければ幸いである。

## 第1　税理士の使命について

『現行税理士法第一条の「標題」を「税理士の使命」とし、本文をつぎのように改められたい。

(1)「税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする。」

(2)「税理士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行ない、納税者の信頼にこたえるとともに、租税制度の改善に努力しなければならない。」』

〈私の見解〉現行税理士法第一条は、「（税理士の職責）税理士は、中正な立場において納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない」とあって、「標題」が「税理士の職責」となっている。それを「税理士の使命」としたいとしているのであるが、これは、弁護士法の場合「弁護士の使命」となっているので、それにならおうとするもののようである。「要望書」のこの項の（理由）において、「税理士制度を税務行政の補助的機能を果すための制度とするとともに、〝中正な立場〟というあいまいな表現によって、税理士の使命を不明確なものとしている」とあって「税理士は納税者の法的な権利擁護を使命とすべきであって、その間において〝中正な立場〟というあいまいな立場は存在しない」といっているのであるが、国民の法的な権利を擁護するのは弁護士の職能である。実は、この項こそ、税理士会が「訴訟代理権」や「出廷陳述権」を世に要求しようとする伏線というか大前提であって、或いはこれが、このたびの税理士法改正要求の基本精神なのかも知れないが、税理士に「訴訟代理権」等を付与することが社会的になじまないのと同様に、そもそもこの項から納得することができないのである。

現行税理士法第二条は、「（税理士の業務）税理士は、他人の求めに応じ所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、市町村民税、固定資産税又は政令で定めるその他の租税（以下「租税」という。）に関し左に掲げる事務を行うことを業とする。（以下この業務を「税理士業務」という。）」とあって、そもそも税理士に求めているのは「事務」なのである。左に掲げてあるものも、「税務代理」「税務書類の作成」であり、税務代理の「税務相談」等という「事務」であって、これが税理士法の立法の趣旨なのである。もともと国が税理士に期待しているのが「代理」であり「書類作成」であって、「租税正義の実現」ではない。例えば、司法書士が同様なことを要求したらどういうことになるであろうか。それは、「司法の一元化」の建前からあり得ることではない。司法書士の「事務」の分野以上のことを望む場合は、司法試験をパスしなければならない。税理士の場合も同断である。

すなわち、「税理士の業務」は行政上の範囲内の業務であって、その意味からは司法書士の場合のそれと似ており、社会正義の実現を使命とする弁護士とは明らかに違うのである。「基本要綱」のこの項における（理由）にも、「税理士制度を、たんに税務行政の補助機関としてとらえているきらいがある」と述べているけれども、税理士制度設置の動機がそうであった場合、弁護士と同じように「標題」を「使命」と改めることがそもそも社会に受入れられるのであろうか。税理士法に流れる根本精神が「行政の補助」なのであるから、税理士会の考え方は、いかにも飛躍である。したがって税理士は、あくまでも「中正の立場」でなければならないと思われる。どうも、税理士会は、行政法上の分野と司法の分野をはき違えているのではあるまいか。

大いなる理想を夢想するのは自由であろうが、「確定した事実の手続き」をするのが税理士業務であり、それ以上は求められていない制度であるという限界を忘れていると思わざるを得ない。このように司法の分野に入りこもうとすれば、必然的に弁護士とぶつかる可能性がある。商法改正の反対運動のなかにも、これに類似した精神の主張があったように思う。それだから、税理士は公認会計士や弁護士へ横すべりしようとしているのではないかとか、いわゆる「水平運動」を画策しているのではなかろうかとかと誤解をされるのである。

「使命」としようとすることは弁護士法の模倣であり、税理士本来のあるべき姿を忘れ、本分を逸脱してはいないだろうか。税理士法の受けとめ方の根本から間違っているように思われるが、いかがなものであろうか。

## 第2　税理士の倫理について

『新たに税理士の倫理規範を創設し、つぎのように規定されたい。

「税理士はその使命にかんがみ、つねに深い教養の保持と、高い品性の陶冶に努め、租税に関する法令と実務に精通しなければならない。」』

〈私の見解〉前項において述べたとおり、弁護士法と同様な意味において「使命」と表現することに抵抗を感ずるものである。それ以外の文言は立派な前向きの表現であるように見えるけれども、それが「使命」を裏付けしようという「布石」の一つと見られなくもないならば、評価を差し控えたいと思うものである。

## 第3　税理士の業務について

『1、対象税目

現行税理士法第二条の対象税目の限定列挙を改め、包括的に規定することとされたい。ただし、税理士の独占業務とすることが不適当な税目については、独占業務から除外されたい。』

〈私の見解〉この項の（理由）に「関税、とん税、通行税など、税理士の独占業務とすることが必ずしも適当でない税目については、税理士以外の者でもその業務を行なうことができることとする」とあって、これは衆目の一致するところである。然らばそれ以外の、対象税目を列挙するな、というがこれはいかなる意図に基づくものなのであろうか。第二条には、基本税目を列挙し、その他は「その他の租税」と明記してあるのだから、とりたてて障害はないように思われる。この項の（理由）に「税目の改廃、新設に対応しがたいので、税理士業務の対象となる税目は、包括的に規定すべき」というのは杞憂にすぎないのではあるまいか。税理士の独占業務が不適当な税目については列挙せよ、というているらしく見えるが、それでは裏返しの限定列挙であって、結局列挙は同じであり、法文の形上でも美麗を欠き、立法技術上において首をかしげたくなる。結局、結果は同じことになるように思われてならない。

『2、独占業務

(1)　税務代理

現行税理士法第二条第一号の「その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。」を改め、「主張、陳述その他の事項（訴訟を除く。）について代理すること。」と規定されたい。』

〈私の見解〉この項において、明らかに、前項のいわゆる「使命」につながる考え方が姿を現してきたようである。「主張」というからにはそれは司法の分野である。主張は司法代理権を有する弁護士のいうことであって、税理士は課税理論に対する主張はできないのである。訴訟を除いている以上は「主張」はしたくてもしようがないのではあるまいか。事実を述べるのが「陳述」であるのなら、とくに陳述の文言を挿入せずとも、現行のままで支障がないように思われる。この場合も、「主張」を強調することのなかに司法の一元化に反する危険が感ぜられる。

(2)税務書類の範囲

現行税理士法第二条第二号の税務書類の範囲には、税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する財務書類その他の書類が含まれることを明確に規定されたい。』

〈私の見解〉この項の要求は、現行税理士法第二条第二号の「申告書、申請書、請求書その他税務官公署（税関官署を除く。以下同じ。）に提出する書類を作成すること」という税理士の独占業務の「その他」書類を「財務書類」と明確に規定せよ、といっているのであるが、財務書類を税務書類の範囲のなかに明確に規定し、それを税理士の独占業務とするならば、会計業務が税理士の独占業務であるかの如き誤解を一般に与えるおそれがある。実際問題として、税目によっては税理士業務を遂行するに足る会計知識が必要であり、会計実践も伴うであろう。しかしそれはあくまでも、申告書、申請書、請求書等の自己の業務への奉仕であって、そのための援用として必要な書類を添付すれば足りるのである。その限りにおいて「その他税務官公署に提出する書類」とあれば、実際にはこと足りるわけであり、こと更に「財務書類」と明記する必要はない。建前としては、税務官公署へ提出することを目的として作成するのはあくまでも税務書類でなければならず、税理士の独占業務のなかに「財務書類」を含めることは、社会的混乱をまねくおそれがある。

(3)税務相談

現行税理士法第二条第三号の税務相談に、税務書類の作成についての相談も含まれる旨明確に規定されたい。』

〈私の見解〉この項は、前項との関連において当然予想される要求であろうか。税務書類の範囲のなかに財務書類を含めようとし、それを独占業務としようとしているのであるから、その考え方から行けば必然的にこの要望が生れてくるのであろう。「財務書類も含めた税務書類のその税務相談」も独占しようと考えているもののように思われる。

『3、付随業務

(1)　会計業務

税理士は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、財務書類を作成し、財務書類を作成し、その他財務に関する事務を行なうことができることを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉会計業務を税理士の付随業務とすることは明らかに不当である。これも前項の考え方から必然的に発展して出てきたものであろうが、この点に関しては、昭和四十七年に「基本要綱」が発表された当初から、日本公認会計士協会が強く反対しているが、税理士会は一向に改めようとしていない。帳簿を作成したりする会計業務は誰でもできるものなのだから、税理士が会計業務を行うことを付随業務にする旨を新たに法文上に明記する必要は毛頭ないのである。それをしも、どうしても税理士の付随業務に――すなわち「税理士がその名称を用いて、会計業務を行なうことができる旨、法文上明確にすべきである」（この項〝理由〟）と望むことは、公認会計士法第二条第二項の模倣であり隠当ではない。公認会計士の場合は、広範かつ高度の会計に精通した職業会計人制度として確立しており、社会的信頼を得ているのであるから、公認会計士の名称を用いて、それらを業とすることは当然であるが、税理士の場合もそれと同じようにせよ、というのは、どう考えても納得できないのである。前にも解れたように税理士における「会計業務」は、弁護士や不動産鑑定士が事案の判断に会計思考を援用するのと同様であってあくまでも自己の業務への奉仕の範囲にとどまるものである。決して税理士のみが公認会計士と同等の「会計業務」をやっているということにはならない。しかも、会計業務自体は何人も行い得るものであるから、完全に職責に適合しているとはいえない税理士に、その名称を用いて会計業務を行うことができるように規定することは社会的混乱を招くのである。そのように規定しなくても税理士は「会計業務」ができるのであるから、欲張らないことが肝要であり、他の職業人も同様な要望をしはじめたら拾収がつかないことになる。

『(2)出廷陳述権

税理士は、国税不服審判所の裁決を経た国税に関する不服事案ならびにそれに類する地方税に関する不服事案について、当事者または訴訟代理人とともに裁判所に出廷し、陳述することができることを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉これが冒頭にのべてあるように、「基本要綱」では「税務訴訟代理権」を要求しているものの弁護士会の強い反対に遭って、今後の「要望書」において「出廷陳述権」に修正し、非難のホコ先をかわそうとしているものである。

裁判官は、当事者または訴訟代理人（弁護士）のほかに証人等を呼ぶか呼ばないかの権限を有している。呼ばなくても論点が明らかであればそれでいいのである。

しかし、それでも税理士の出廷を要するときもあろう。出廷してより一層補充することは望ましいことであるが、しかしそれを「出廷陳述権」として要望することは、やはり司法一元化の建前からいって如何なものであろうか。法廷はあくまで裁判官の管轄下なのであるから、出廷陳述権をふり廻すことは、法廷を混乱させはしないかと思う。判決を出すために税理士を呼ぶことが必要な場合は呼ぶであろうし、税理士としても出廷が必要と自ら認める場合は補佐人として出廷すればよいのである。「出廷陳述権」でなければならないというのはどういう意味があるのであろうか。これは案ずるに「税務訴訟代理権」を獲得する前段階の地ならしとも思えるが、税理士に税務訴訟代理の権限を付与することについては、「司法は、裁判官・検事・弁護士という三つの柱から成り立っており、正しい判決を得、法秩序を守るために、それぞれ対等、独自の立場において、その職能を分担する建前をとっている。以上のような司法制度をぬきにして、税理士の〝税務訴訟〟の、訴訟代理人制度は考えられない」と弁護士会は説得力のある反対理由を表明している。その意味からすると「出廷陳述権」といい直してみても、税理士会の腹のうちは見えており、それ自体も現行裁判制度からみて問題があろう。

## 第4　税理士の資格について

『現行税理士法第三条を改め、税理士の名称を用いて税理士業務を行なう者の資格を、税理士試験に合格した者だけに付与することとされたい。』

〈私の見解〉これも「基本要綱」より若干修正されている。基本要綱ではこのあとに「弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する」と続いている。そのためか「要望書」におけるこの項の（理由）は極めて意味不明な説明となっている。すなわち、「もとより、弁護士は、弁護士法第三条第二項の規定により、弁護士の資格において、従来どおり税理士業務を行うことができるのであるから上記のとおり改正してもいささかの支障も生じない。また、公認会計士は、本来、会計監査を業とする専門職であるから、この改正によって直接の利害関係は生じないと考えられるが、税理士の資格を希望する公認会計士に対しては、試験科目の一部免除による特典措置を講ずる配慮が必要とされる」といっているのであるが、これはこれからの弁護士と公認会計士は税理士試験を受けよ、といっているのであろうか。

弁護士は法律の専門家であり、税法は法律であるから、弁護士が税理士業務をやれるのは当然である。また公認会計士も高度の会計能力をもち、第三次試験において高度の税法試験も通過しているのであるから公認会計士に税理士業務を認めるのは当然である。むしろ税理士としてではなく、弁護士ともども公認会計士の資格をもって税理士業務を行えるようにするのが至当である。「試験科目の一部免除による特典」とは何を特典とするのか理解に苦しむ。本文と理由との関係が飛躍ないしは混乱しており、このようなことをいつまでも固執している限り、友誼団体のコンセンサスをとりつけることは不可能であって、ひいては税理士法改正のチャンスが遠のくばかりである。

## 第5　税理士の試験制度について

『1、現行税理士法附則第三十項の特別試験制度は廃止されたい』

〈私の見解〉私は特別試験制度が必ずしもベターではないとは思うので今後の試験正常化のための努力に待ちたい。

『2、現行税理士法第二章の一般試験制度については、特別試験制度の廃止後に、抜本的に改正されたい。』

〈私の見解〉省略。

（以下次号）

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫


# 第一税協

昭和50年３月15日　（土曜日）　第 43 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極1,000円）


目次


第一頁　主流、東京税理士会候補挨拶
第二頁　「税理士法改正要望書」に対する私の見解（中）


# 東京税理士会役員選挙

## 公示４月７日，投票５月８日，洩れなく投票を！

## 第一税理士協議会は会長候補に添田正夫氏、副会長候補に久保村得治郎氏を推薦する

**第一税理士協議会では三月十九日、正副会長会議を開き、近づく東京税理士会役員選挙において、会長候補に添田正夫現会長、副会長候補に久保村得治郎現副会長を推薦することを確認した。添田・久保村両氏からは、さっそく、別掲のような推薦御礼の辞が寄せられた。なお二面に推薦の根拠としての両氏の略歴を掲載した。**

東京税理士会役員選挙の公示は四月七日午前十時、公示と同時に立候補届出受付けが開始される。四月十一日午後四時立候補届出締切り、四月二十六日には選挙人名簿と選挙公報が送付される。不在者投票は五月一日午前十時から午後四時まで税理士会館において自ら投票しなければならない。投票日は五月八日であり、午前十時から午後四時まで各支部毎の選挙区において、役毎の単記無記名投票を自ら行うことになっている。

すでに会長候補には二名、副会長候補には定員五名のところへ七名の立候補が予定されており、もともと東京税理士会の役員選挙には多額の選挙費用が費消されるのが例となっているが、ことしは空前の激戦が予想されていて、会員はもとより友誼団体や当局筋までも注目している。そのため、さきごろ選挙規則が改正されて文書配布など制限され、金のかからぬクリーン選挙が望まれている。

金といえば、たとえば商法改正反対に狂奔した人が当選するようなことがあれば、公認会計士との利害関係問題等の追加修正運動等に会を傾斜させ、再び特別会費等多額の会費を費消するおそれがある。商法改正は結果的に税理士の職域を侵害していない。税理士法改正運動も、お互いの職域を尊重しつつ税理士の立場を主張する態度からこそ国会も聞く耳を持つ。なお公認会計士たる税理士がその商法改正反対グループから立つ場合会員は明確な審判を下すと思う

## 東京税理士会副会長候補にご推薦頂きまして謹んでご挨拶申し上げます

東京税理士会副会長　久保村得治郎（くぼむらとくじろう）

この度、税理士会の役員改選に際し、第一税理士協議会から再度副会長のご推薦を受け、身にあまる光栄と厚く感謝申し上げますとともに、会の現状を深く憂慮するところがあり、その責任の重大さを痛感している次第であります。

先ず、税理士制度施行以来三十余年、幾多の難関をその都度適切に処理され、会の方向を誤らなかった諸先輩のご努力に深く敬意を表するものであります。

さて、当面する諸問題の一つとしては、小規模納税者指導対策があります。就中、顧問税理士問題は、国家予算のもとに、逐年巨額の小規模事業者育成対策予算を投じ中小企業庁傘下の商工会議所、商工会で、顧問税理士に依る税務指導を行うという昨年秋以来急速に具体化した構想であり、これが税理士制度に及ぼす影響は職域調整上極めて重要で、各単位会ともこぞって深い関心を示しておるのであります。

一昨年秋に、この構想が発表されたのでありますが、当時、日税連が適切なる処置を為されなかったことに、私どもとして、甚だ遺憾に思っております。

## 東京税理士会々長候補にご推せんをいただき、謹んで御礼申し上げます

## 私たちの税理士会を大切にし不断の努力を続け権益を守る

税理士　添田正夫（そえだまさお）

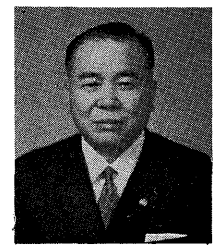

陽春の候、第一税理士協議会々員の皆様には愈々御健勝にて業界のためご活躍のことと心からお慶び申し上げます。

このたび東京税理士会役員改選期を迎えるにあたり、前二期にひき続き、東京税理士会々長候補として早速貴会のご推挙ご支持をいただき誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

前回におきましては皆様の強力なご支援によりまして、東京税理士会々長の要職に再度就任。貴会ご推薦の久保村得治郎副会長のご協力を得まして無事職責を果たして参りました。

この間、皆様からは公私共にご激励ご鞭撻を賜り、深く感謝を申し上げます。

省りみまするに、この二年間の国際的経済変動は真に大きなものがあり、私たちの業界にも影響を及ぼし、多くの問題を提起しつつあります。

昨年は皆様のご協力により漸く商法問題を一応乗り越えはしましたが、急激な経済情勢の変遷は、小規模納税者の指導態勢の再検討や職域の擁護、税理士法問題等、各方面に重要課題が陸続としてあります。就中、顧問税理士問題は、国家予算のもとに、逐年巨額の小規模事業者育成対策予算を投じ中小企業庁傘下の商工会議所、商工会で、顧問税理士に依る税務指導を行うという昨年秋以来急速に具体化した構想であり、これが税理士制度に及ぼす影響は職域調整上極めて重要で、各単位会ともこぞって深い関心を示しておるのであります。

一昨年秋に、この構想が発表されたのでありますが、当時、日税連が適切なる処置を為されなかったことに、私どもとして、甚だ遺憾に思っております。

関係外の庁までが、このような構想を持つに至っては、税理士制度の行く末が憂慮され、〝顧問方式〟なるものは抜本的に再検討すべき時ではないかと思います。

次に税理士法改正問題でありますが、去る二月七日九段会館で、日税連、日本税理士政治連盟共催のもとに、総決起大会が開かれたのでありますがこの日だけでも約二千万円の経費を要しております。予算を効果あらしめるために有効な運動を展開しなければならないと思います。税理士法改正運動は過般日税連で決定の税理士法改正基本要綱を基礎において推進されているのでありますが、しかし税理士という職業の周囲には各種関連団体があり、もしこれを看過しているように誤解される場合は、法改正は難航するものと思われます。むしろ至難ではないでしょうか。

したがって、このまま推進するならば、徒らに早期に「理想」を実現出来得るかのような安易な錯覚を会員に持たせ、過去八ヵ年に亘り数億の会員の浄財を投じた商法改正反対運動におけるが如き幻滅感を会員に味わせることになりかねません。

やはり、基本要綱の内、税・理・士・の・職・務・遂・行・上・必・要・な・問・題・点・等・に・絞り、関係方面と緊密に接触して、理解と協力を得つつ、運動を展開してゆくのが得策ではないかと思います。

現代の進歩せる社会においては彼我それぞれの考え方に理がありそれとの調整を図りつつ、徐々に法改正を図ってゆくのが至当でありましょう。これは妥協を意味するのではありません。法改正とはそういう根気の末にこそ成功するものだと思います。

したがって、諸先輩のこれまでに築かれた税理士の社会的地位と権威に傷をつけるような排他的なことは厳に慎しみ、高い視野から大局を把握し、毅然たる態度を以て事に処し、全会員の利益のためにその付託に答え、会の指向を決めるべきものと思います。

この困難な現況において、全会員の発展を期するために、会員各位におかれては、相互互譲の精神に依る融和と協力が必要であり、主張すべきは堂々とこれを主張して、広く話し合いの場をつくり、その向上に努力すべきではないかと思います。

会の運営は、会長、副会長を軸とし、常務理事、理事の意見を充分参酌し、組織とルールを守り、毫も偏することのないよう心がけたいものです。

副会長の職責は、会長を補佐し時には代理することでもあり、会則諸規則に基き、会務を忠実に運営することであります。

不肖私は今までの経験を活用し一層努力する所存であります。

会員各位の心からなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

## 主流

## 役員選挙に臨み、複数会を訴える

ご承知のとおり、わが国の税理士は、税理士試験の合格者をはじめ、税務職員出身者、弁護士、公認会計士等から成っており、複雑な資格取得の制度ということができる。したがって、現在の税理士会には、専税協議会、税理士桜友会、当第一税理士協議会やその他清流の会等のグループが存在している。専税協のなかには更に青税連や婦税連のようなグループがある。

俗に、人間が集るところには〝派閥〟が形成されるもの、というような見方があり、とりわけ税理士会のように、その出身を異にし、複雑な構成から微妙に利害を異にしたりする場合、考え方も身の処し方も個性があろうから、このようにグループに分れるのはやむを得ないことかも知れず、それらがお互いに切磋琢磨して、税理士会全体によりよく反映させて行くことはわるいことではない。しかし、〝派閥間抗争〟というようなものが派生する可能性はあり、一般的に〝派閥〟のあるところとかく円満性を欠くことがある。

日頃は比較的おだやかに過ぎてもことあればギスギスしてしまうことは往々にしてあり得る。とくに税理士会の場合、執行部の一部が商法改正に反対し、商法改正を是とする第一税理士協議会は批判しているところであり、税理士会の税理士法改正運動についても、批判しなければならない部分がある。役員選挙ともなれば、それぞれのグループから候補者を擁立するような噂さがささやかれる。しかし本来役員は、グループを超越し、税理士会の明日の運営を誤まらしめないような経倫の持主が選ばれるべきなのである。

こんにち、東京税理士会は八千名の会員を擁し、選挙の関係文書を一回出すにしても、郵税から封筒代、印刷代と合わせると何十万円かの費用がかかる。そのことが主として勘案されて候補者から出る文書の回数が制限されるが、郵送料値上げも予定されており、制限したにしても結果はさほど変らないかも知れない。役員選挙が激戦ともなると、文書のほかに票読みに東奔西走したり、事務所開きを催したり、タオルを配ったりというようなことを余儀なくされ、その費用は益々エスカレートする。会長立候補者及び副会長立候補者は多額の費用を要するのではないかといわれている。このようなことが続く限り多くの人は抵抗を感じ、有能な人物は遠ざかってしまうことになる。これではならないとみんなひとしく感じている。これは、単一の税理士会であるところに問題がある。

したがって、同志的結合による税理士会に分化する必要があると思われるのである。そうすれば、円満にすべてが解決し、選挙費用も少額ですみ、組織的把握もスムースになる。職業的専門家の組織は気脈の通じた者たちの集りであるほど、その実が上るのである。第一税理士協議会はその意味から夙に一局複数会制を提唱している。当局及び税理士諸氏の大方の賛同を希望してやまない。

## ピリリ一言

▼われわれ税理士は二月末から三月中旬にかけて全く忙しい。まず、定時で閉所するような事務所は殆どないであろう。それだけに、税理士先生も殺気立ってくる。

▼ことに四年目の三月は統一地方選挙の準備、二年目の三月は税理士会役員選挙の準備と、社会人としても税理士業界としても三月は休む暇もない。

▼久方ぶりに朝から雨が降った。本来ならば「あーあ、きょうは雨か」と嘆息するところだが、忙中涸ききった気持にしめりを与えてくれて雨に感謝したくなる。こういった時の頭のすき間に、ふと、「われわれ税理士は一生これでよいのか」と疑念が沸いてくる。

▼現在、税理士会では、税理士会の税理士法改正に関する基本要綱・要望書を旗印に税理士法改正に大きく動いている。税理士の評価を上げるために努力することは、もとより望ましいことであるが、それは税理士法改正のみによってもたらされるのであろうか。そうだとしても、それなら法改正が早期に実現するための内容となっているであろうか。

▼基本要綱・要望書にみる税理士の試験制度がどうだ――会計業務がどうだ――税務訴訟代理権があるかどうか――等は一般納税者には全く関係がない。一般納税者は税理士に税務の専門家として信頼し、期待しているので、それを仕事に反映させるところに税理士の評価は上るのである。また、それらのことがらは、友誼団体との協調を必要とする。それを無視したならば当局も国会議員も耳を藉さず法改正は至難となるであろう。

▼一般納税者の知らないことを、友誼団体の協調のないことを、いたずらに騒がんか、返って税理士の偏見ぶりを露呈することになりかねない。商法改正反対運動が徒労だった前車の轍を繰り返すことなく、墓穴を堀らないよう心掛けるべきだと考えたことであった。

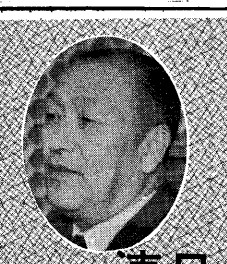

# 日税連の『税理士法改正要望書』に対する私の見解（中）

第一税理士協議会副会長　岩崎　守利

## 第6　税理士の登録制度について

『1、税理士の登録と入会

現行税理士法第十八条（登録）を改め、税理士となるには入会しようとする税理士会を経て、日本税理士会連合会に登録の請求をし同連合会に備える税理士名簿に登録されなければならないこととされたい。また現行税理士法第四十九条の七（入会及び退会）を改め、税理士は登録したときから当該経由した税理士会の会員となることとされたい。』

〈私の見解〉この項の（理由）には「現行税理士法においては、税理士の登録と入会は、おのおの別個のものとなっていて、制度として複雑であるばかりでなく種々の問題を含んでいる」から登録即入会でなければならないといっている。登録のとき登録免許税を納付し、入会のとき入会金を払うことが、それほど煩雑であろうか。おのおの別個のものとなっているから、登録のあとで、必要に応じて入会することができるのである。これはどうやら、「税理士法改正に関する基本要綱」第９の３において、公認会計士たる税理士の特例である通知制度を廃止しようとしていることとツジツマを合わせようとしているもののようだ。公認会計士としては、むしろ弁護士と同じように、公認会計士の資格において当然税理士の業務を行い得るように望んでいるのであるから、その前段階としての通知公認会計士制度を廃止するわけにはいかない。それなのに、その廃止を狙いとした〝登録即入会〟制にしようとされるとすれば公認会計士としては迷惑な次第なのである。この要望は、そういう意味で、私としては問題を含んでいると思う。

『2、登録すべき事項

現行税理士法第十八条（登録）を改め、氏名、生年月日、事務所の所在のほか事務所の名称をも加えることとし、登録事項、登録申請書の様式、その他登録に関する細目は、日本税理士会連合会が定めることとされたい。』

〈私の見解〉現行税理士法第十八条は「（登録）税理士となる資格を有する者が、税理士となるには税理士名簿に氏名、生年月日、事務所の所在その他大蔵省令で定める事項の登録を受けなければならない。」とあるが、この要望は、「所在のほか事務所の名称をも加えることとし」てほしいとある。ところが税理士事務所の名称は、一般に「○○税務会計事務所」などと称している。そういう名称を登録することは税理士として妥当なのであろうか。登録違反とはならないのであろうか。税理士○○事務所と登録せざるを得ないとすれば、対外的に損ではないか。この場合、自縄自縛ということにならないであろうか。

『3、資格審査会の委員の委嘱

現行税理士法第四十九条の十七（資格審査会）の第5項を改め、その委員は会長が委嘱することとされたい。』

〈私の見解〉現行税理士法第四十九条の十七（資格審査会）の5とは「委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。」というものであるが、資格審査委員の適任者として広く人材を求める必要があるから大蔵大臣の意見を参考にするのは、むしろ好都合であろうと思われる。税理士会の自主性を確立したいから「大蔵大臣の承認を受け」ることを嫌っているようであるが、それを排除すること自体が自主性の確立になるとは思われない。自主性の確立とはもっと次元の高いものである。これも、私としては、意味のない要望であるような気がしてならない。

『4、登録調査の権限

資格審査会は、審査に関し必要あるときは、当事者、関係人および官公署その他に対して、説明、陳述または資料の提出を求めることができることを、明文化されたい。』

〈私の見解〉省略。

『5、登録拒否事由

現行税理士法第二十四条（登録拒否事由）をつぎのとおり改められたい。

(1)　第一号のうち、計理士を削除し、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、社会保険労務士を加える。』

〈私の見解〉省略。

『(2)第七号を次のとおり改める。

「税理士の信用または品位を著しく害するおそれがあり、その他税理士の使命に照らし、税理士としての適格性を欠く者。」』

〈私の見解〉省略。

『(3)つぎの二項目を加える。

(イ)「税理士法第五十二条（税理士業務の制限）および第五十三条第1項（名称の使用制限）に違反し、その行為があった日から二年を経過しない者。」

(ロ)「官公署において国税または地方税に関する事務に従事していた者が、在職中に、自己または他人のために税理士業務の受託の約束をし、または周施をしもしくは申出、または他人をしてこれらの行為をさせた場合において、離職の日から二年を経過しない者。」』

〈私の見解〉(ロ)の場合は、実際問題として現に勧告を受けているようであるから、このように明文化しなくてもいいのではないか。公務員に対する業務制限については、現行税理士法第四十二条に規定されており、そのなかの「離職後一年」を「二年」にしたいのであれば、第四十二条を改めればすむことである。

『6、登録の取消し

現行税理士法第二十五条（登録の取消し）第1項の「登録を受ける資格に関する重要事項」とは、登録拒否事由に該当する9項目（現行税理士法第二十四条第一項各号および当「要望書」によって追加される二項目を含む）であることを新たに規定されたい。』

〈私の見解〉省略。

『7、登録拒否等に対する救済

現行税理士法第二十四条の二（登録を拒否された場合等の審査請求）をつぎのように改められたい。

(1)　登録を拒否された者および登録を取消された者が、不服申立てをした場合の決定権は、日本税理士会連合会に別に設置される不服審査会（仮称。以下同じ）が保有することとする。

(2)　不服審査会が決定を行なう場合は、事前に、登録を拒否された者および登録を取消された者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(3)　日本税理士会連合会が、不服審査会の決定にもとづいて行なった処分に対し、なお不服のある者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。』

〈私の見解〉この項の（理由）にも、「現行税理士法は、審査裁決権を国税庁長官が保有することとしているが税理士団体の自主性を尊重する見地から、登録拒否等に対する不服申立てについての決定権は、日本税理士会連合会に別に設置される不服審査会が保有することとし」たいとしている。先にも触れたが、不服審査の裁決権を国税庁長官から日本税理士会連合会に移すこと自体が「税理士団体の自主性を尊重する」ことになるのであろうか。どこの団体でも同じであるが、特殊法人というのは国の監督権を前提とするものであって、特殊法人である限りにおいて国の監督権を排除できないのである。ひとり税理士会のみ、特殊法人でありながら国の監督権を受けないということはあり得ないことだし、そういう意味で自主性を強調するのであれば、特殊法人を返上しなければならなくなる。

いうまでもなく、特殊法人は、国の政策上或いは公共の利益のために、特別法によって設置された法人であって、大きくは日銀・帝都高速度交通営団・農林中金・商工中金などがあり、その他税理士会や公認会計士協会等がこれに属しているのである。特殊法人であるからこそ会員の強制加入も可能であり、国からの強い保護を受けているわけであって、税理士という公共業務の性格上も、その利益の擁護のためにもこれから離脱することは得策ではない。とすれば国の監督権を必要最少限度にとどめることはできるにしても、全面的に排除するなどということは無理なのである。私は、税理士法改正運動そのものを否定するものではない。しかし、非常識な無理押し運動では、世のもの笑いになりこそすれ、決して成功するものではないということをいいたいのである。運動をはじめた以上は、それを成功させなければならない。それならば、無理な点を前面に押し出していたずらに改正達成を遅延させるよりも、無理な点は肩すかしさせて、実をとる改正を指向することが達成の早道でもあり、結局得策であると思われる。われわれ税理士にとって今最も緊要なことは税理士の職域をこれ以上侵害させてはならないということである。税理士業務は喰いあらされて制度自体脆弱ではないか。だからといって相手に喧嘩をふっかけてもラチのあくものではない。相手を納得させて実をとる政治力が今こそ要求される。税理士会の役員には、そういう勘所を把握している候補者を選ぶべきであろう。

（以下次号）

太陽と北風　赤天狗小僧

## 添田正夫氏略歴

一、福島県出身　明治四十四年七月五日生（六十三才）
一、中央大学　法科・商学部卒業
一、税理士登録　昭和二十六年十二月二十五日
一、東京税理士会　浅草支部長
一、東京税理士会　理事
一、東京税理士会　副会長
一、東京税理士会　監事
一、東京税理士会　登録調査委員長
一、東京税理士会　相談役
一、日本税理士政治連盟　東京地区連盟会長
一、日本税理士会連合会　理事・常務理事
一、日本税理士会連合会　専務理事
一、日本税理士会連合会　副会長
一、日本税理士会連合会　税制審議会設立準備委員長
一、日本税理士会連合会　税理士制度調査会設立準備委員長
一、日本税理士会連合会　税理士登録審査委員
一、日本税理士政治連盟　幹事長
【現職】一、東京税理士会　会長
一、日本税理士会連合会　会長
一、東京税務会計事務所健康保険組合　理事
一、日本税理士政治連盟　名誉会長

## 久保村得治郎氏略歴

一、長野県出身
一、日本大学　商経学部商業学科卒業
一、計理士登録
一、弁理士登録
一、税理士登録
一、公認会計士登録
一、税理士制度二十周年記念式典祝賀委員長
一、東京税理士会常務理事、初代事業部長
一、東京税理士会常務理事、総務部長
一、日本税理士会連合会常務理事、税務争訟委員長
一、日本税理士会連合会常務理事、登録審査会委員
一、東京税理士会税理士法改正副委員長、登録調査会委員
一、東京税理士会会館建設副委員長
【現在】一、東京税理士会　副会長
一、東京税理士会互　助委員会委員長
一、日本税理士会連合会常務理事、綱紀監察部長
一、東京税理士政治連盟　推薦審査会長
一、日本税理士政治連盟　副会長
登録年月日昭和二十六年十二月二十五日
事務所　板橋区氷川町十二の八

病気やケガで
休んでも、
もう安心です。

いまの収入をそのまま補償
所得補償保険
きょうを支え　あすを築く
大正海上火災
本店　東京都中央区京橋1-5
TEL 03(561)9111(大代表)

ワンタッチの操作で開閉
税務事務にピッタリ！
伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な
キングスポットファイル

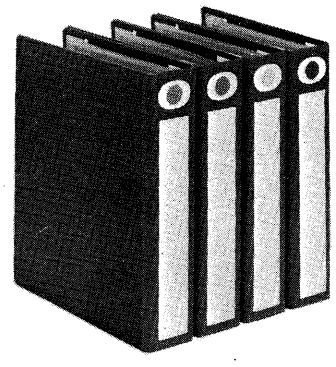

特長
■スピーディーにファイル
■明るく見やすいサークルカラーの背見出しが評判です。
■セクション罫付の背見出し紙はタイトル記入がらくに出来ます
差し替えも自由です。
株式会社キングジム
本社　〒101 東京都千代田区東神田２－10－18
支店　大阪・名古屋・福岡・広島・仙台・札幌
●カタログさしあげます。ＤＺ係へどうぞ。
Ｂ６判からＡ４判まで揃っています。